

第4期
川西町地域福祉計画
川西町地域福祉活動計画
(案)

(計画期間：令和8年度～令和12年度)

令和8年 月
川西町
川西町社会福祉協議会

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって..... | 1 |
| 第1節 計画策定の背景..... | 1 |
| 第2節 地域福祉の考え方について..... | 2 |
| 第3節 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは..... | 3 |
| 第4節 計画の位置付け..... | 4 |
| 第5節 計画の期間..... | 5 |
| 第6節 計画の策定体制..... | 5 |
| 第2章 川西町の現状と課題..... | 6 |
| 第1節 統計データからみる現状..... | 6 |
| 第2節 アンケート調査から見る現状..... | 12 |
| 第3節 目標の達成状況..... | 43 |
| 第4節 川西町の地域福祉に関わる課題..... | 45 |
| 第3章 計画の基本的な考え方..... | 47 |
| 第1節 基本理念..... | 47 |
| 第2節 基本目標..... | 48 |
| 第3節 施策の体系..... | 49 |
| 第4章 地域福祉推進の施策..... | 50 |
| 第1節 施策の展開..... | 50 |
| 第2節 基本目標における成果指標..... | 73 |
| 第5章 川西町のいのちを支えるネットワーク推進計画（第2期）..... | 75 |
| 第1節 計画の策定にあたって..... | 75 |
| 第2節 計画の位置づけ..... | 75 |
| 第3節 計画の期間..... | 75 |
| 第4節 現状と課題..... | 75 |
| 第5節 数値目標の達成状況..... | 76 |
| 第6節 計画の基本的な考え方..... | 76 |
| 第7節 自殺対策の施策..... | 78 |
| 第8節 数値目標..... | 79 |
| 第6章 計画の推進に向けて..... | 80 |
| 第1節 計画の周知..... | 80 |
| 第2節 計画の推進体制..... | 80 |
| 第3節 計画の進行管理..... | 81 |
| 資料編..... | 82 |
| 第1節 川西町地域福祉計画策定委員会設置要綱..... | 82 |
| 第2節 川西町地域福祉計画策定委員会委員名簿..... | 84 |
| 第3節 計画策定の経過..... | 85 |

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

近年の地域福祉を取り巻く環境をみると、人口減少・少子高齢化の進展、ライフスタイル・価値観の多様化及び新型コロナウイルス感染症や物価高騰といった社会情勢の変化に伴い、核家族や一人暮らし世帯が増加する中で、孤独・孤立、老々介護、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、8050問題、生活困窮世帯の増加、虐待など、生活問題は多様化しています。

また、これらの問題は、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉など各制度の狭間にあるケースや複数の制度にわたるケースも多く、地域福祉における課題は多様化、複雑化、複合化している状況となっています。さらに、地域における住民同士の支え合いや助け合いの重要性が高まる中において、地域コミュニティの希薄化や地域活動の担い手不足も大きな課題となっています。

こうした中、国では、性別、出身、障がいの有無などに関わらず、子どもから高齢者まで全ての人々が分野等を超えてつながり、生きがいを持って互いに助け合いながら、地域とともに創っていく地域共生社会の実現を目指し、重層的支援体制の推進や他分野との連携を図りながら、各種施策を推進しています。

本町では、令和3年3月に第3期川西町地域福祉計画・川西町地域福祉活動計画を策定し、「共に生きる 笑顔つながる 福祉のまち」を基本理念として、地域福祉の推進を図ってきました。

本計画は、社会情勢や課題、取り組みの経緯を踏まえ、地域共生社会の実現とより一層の福祉向上に向け、本町の地域福祉における基本理念や基本目標、各種施策を示し、町民、地域住民組織、地域活動団体、関係機関・団体等、民生委員児童委員、社会福祉協議会、行政が一体となって地域福祉を推進していくため、その指針となる福祉分野の最上位計画として、新たな「第4期 川西町地域福祉計画・川西町地域福祉活動計画」を策定するものです。

第2節 地域福祉の考え方について

(1) 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、住み慣れた地域の中で、高齢者や子ども、障がいのある人など、誰もが安心して暮らしていくために、家族や友人、隣近所等がつながりを持ち、お互いに助けたり、助けられたりする関係を持続していくことです。

一般に「福祉」という言葉を聞くと、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉といった対象者ごとにわかれた一部の困っている人に対する支援などと捉えられますが、地域福祉は、そうした対象者ごとの制度の狭間で、サービスにつながらない課題やニーズを抱えている方々をはじめ、地域で困りごとを抱えている方々の課題をお互いに支え合い、助け合いながら、地域全体で解決していくための取組です。

地域におけるつながりや助け合いの関係性が薄れ、多様化、複雑化、複合化した課題が顕在化している今般、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域での助け合い・支え合いの関係性・仕組みをつくることが求められています。

(2) 地域福祉の推進に必要な「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

地域福祉を推進するうえでは、「自助」「互助」「共助」「公助」という考え方が必要です。

町民、地域住民組織、地域活動団体、関係機関・団体、民生委員児童委員、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせた地域ぐるみの福祉を推進することが重要です。

その中でも特に、隣近所や地域の組織など、町民がみんな一緒に地域で活動をする「互助」が重要なポイントになります。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方

| | |
|---|---|
| <p>自 助</p> <p>生きがいきりや健康づくり、介護予防等、一人ひとりの取り組み（自ら備える）</p> | <p>互 助</p> <p>近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い（互いに助ける）</p> |
| <p>共 助</p> <p>介護保険、医療保険、社会保険等の制度化された相互扶助による助け合い（みんなで助ける）</p> | <p>公 助</p> <p>行政が行う高齢・障がい・児童福祉、生活保護などの行政支援（公的機関が助ける）</p> |

第3節 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

(1) 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、町が主体となって、本町における地域の支え合い・助け合いによる福祉（地域福祉）を推進するため、人と人のつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、地域共生社会の実現を目指すための理念と仕組みをつくる計画です。

平成30年4月、社会福祉法改正により策定について努力義務とされ、地域における高齢者、障がい者、児童その他各福祉分野の共通的な事項を記載する上位計画と位置付けられました。

(2) 「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」とは、住民や地域団体、ボランティア団体、福祉関係者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

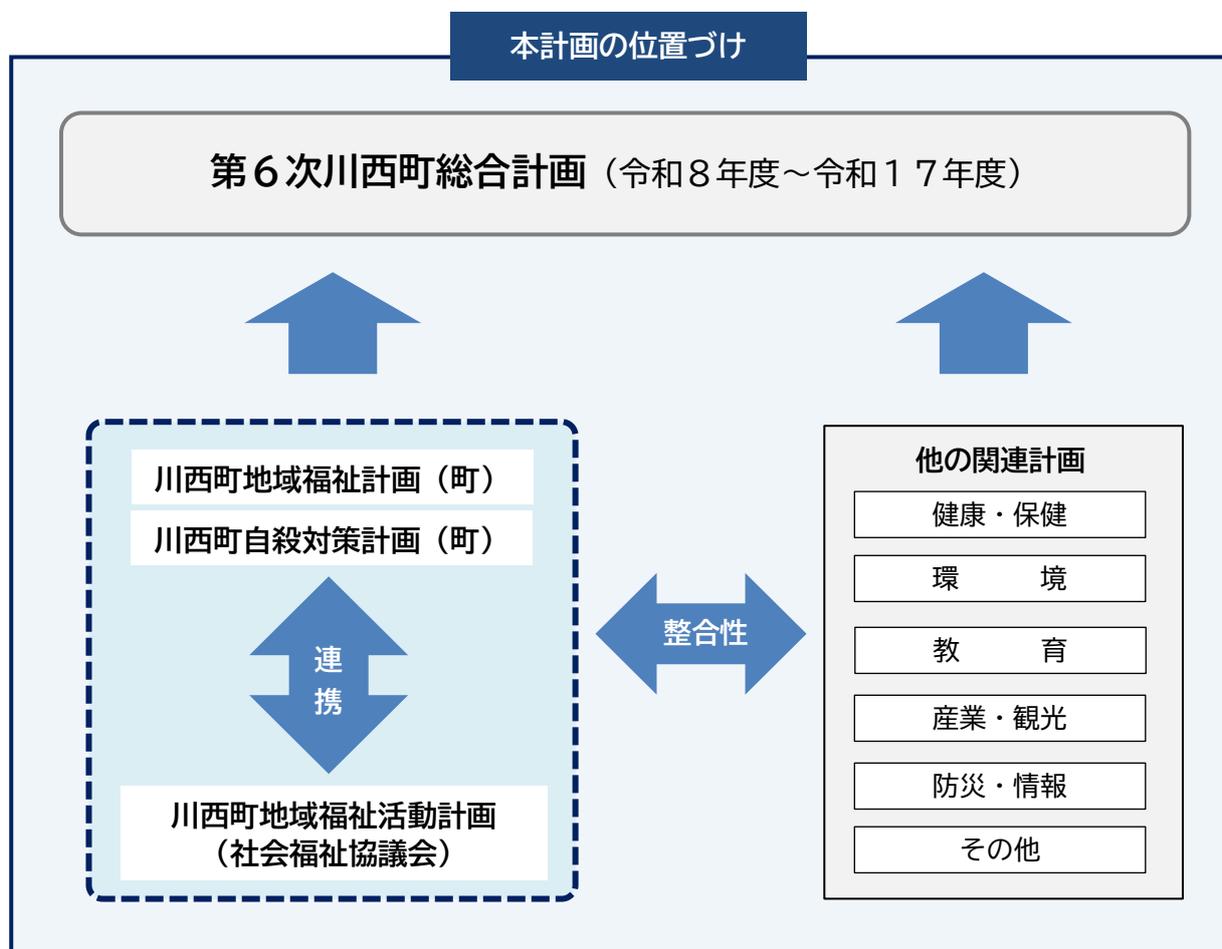
地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が中心となって、住民や地域コミュニティによる主体的な活動、行動のあり方を定めるものです。

(3) 両計画の一体的な策定

町と社会福祉協議会は、町民をはじめ、民生委員児童委員、地域住民組織、地域活動団体、関係機関・団体など、地域福祉の推進に関わる様々な担い手による参画を得ながら、地域福祉を全町的に推進するために、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

第4節 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を一体的に、さらに市町村自殺対策計画を包含し、策定します。



また、川西町地域福祉計画は、第6次川西町総合計画を上位計画とし、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい者（児）福祉など、他の福祉分野における行政計画、並びに他の関連計画との整合性・連携を図りながら、川西町地域福祉活動計画と連動し幅広い地域住民の参加と協力を基本として、町民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとしてします。

第6節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、以下のような体制により第3期川西町地域福祉計画の評価を行い、現状や課題を把握するとともに、計画の内容について協議を進めました。

(1) 川西町地域福祉計画策定委員会の設置

地域福祉に関する事項を協議するため、地域福祉、高齢者福祉、障がい者（児）福祉、児童福祉における関係団体などの代表者、一般公募委員で構成する川西町地域福祉計画策定委員会を設置し、検討、協議を行いました。

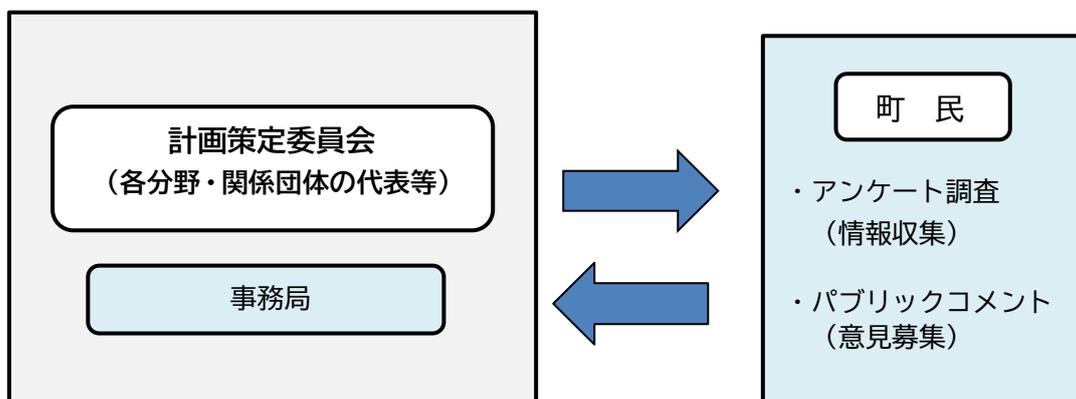
また、計画の内容が多岐に渡ることから、横断的に連携できるよう庁内各課により事務局を組織するとともに、地域福祉活動計画の一体的な策定と、協力・連携が必須となることから、社会福祉協議会職員も事務局に参画しました。

(2) アンケート調査の実施

多様化、複雑化、複合化する地域における生活課題や福祉課題、地域福祉の推進に係る町民の意識を把握するため、令和7年12月に「川西町の地域福祉に関するアンケート調査」（以降、アンケート調査）を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。



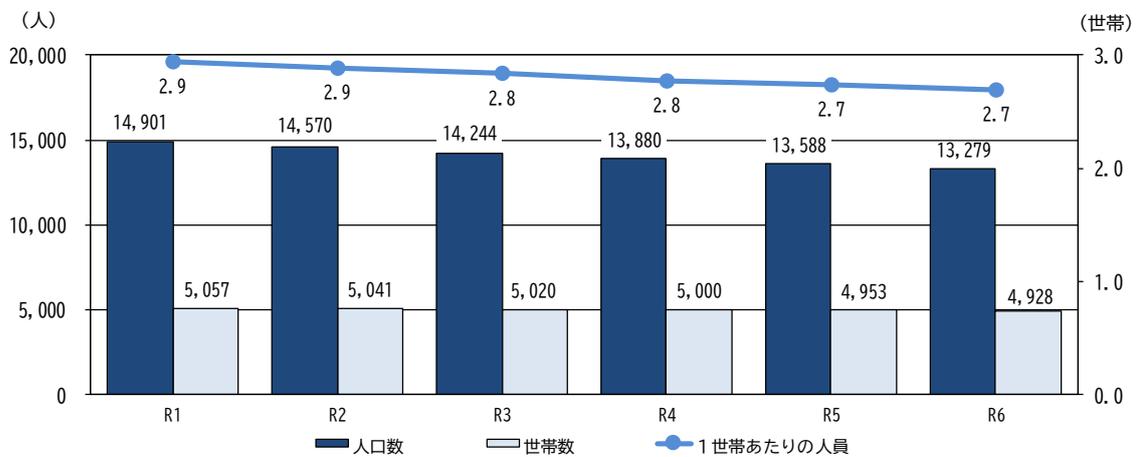
第2章 川西町の現状と課題

第1節 統計データからみる現状

(1) 人口と世帯、年齢構成

①総人口、世帯数、1世帯あたりの人員の推移

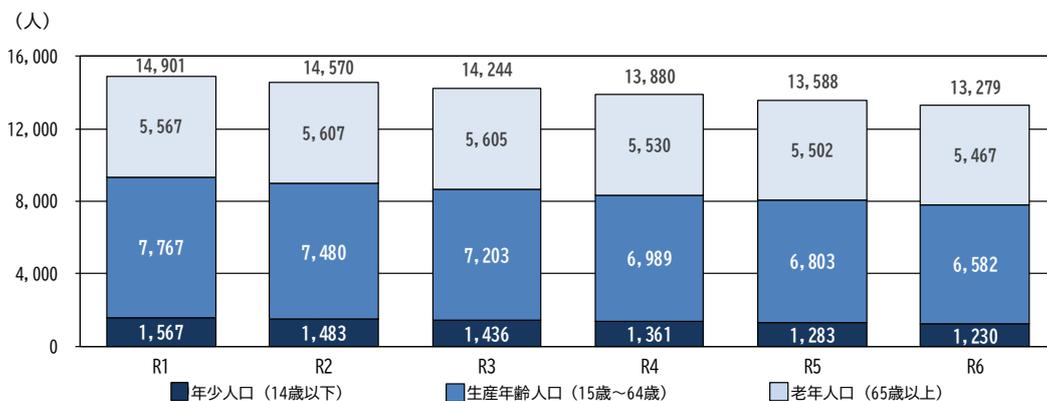
総人口、世帯数、1世帯あたりの人員の推移をみると、いずれも年々減少しており、令和6年度には、総人口13,279人、世帯数4,928世帯、1世帯あたりの人員は2.7人と、核家族化や単身化が進んでいます。



資料：住民基本台帳(各年度末現在)

②年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口、生産年齢人口、老年人口のいずれも概ね減少傾向にあり、令和6年度は、年少人口1,230人、生産年齢人口6,582人、老年人口5,467人、総人口13,279人となっています。

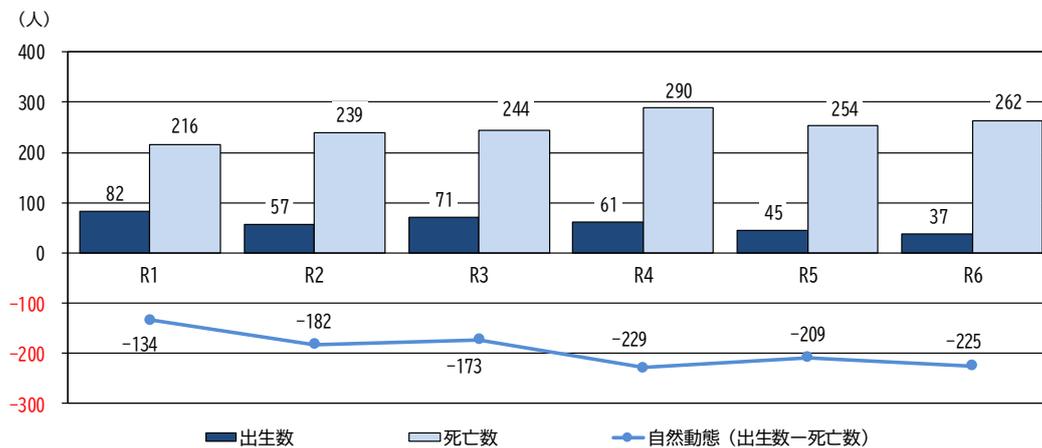


資料：住民基本台帳(各年度末現在)

(2) 自然動態と社会動態の状況

①自然動態：出生数、死亡数の推移

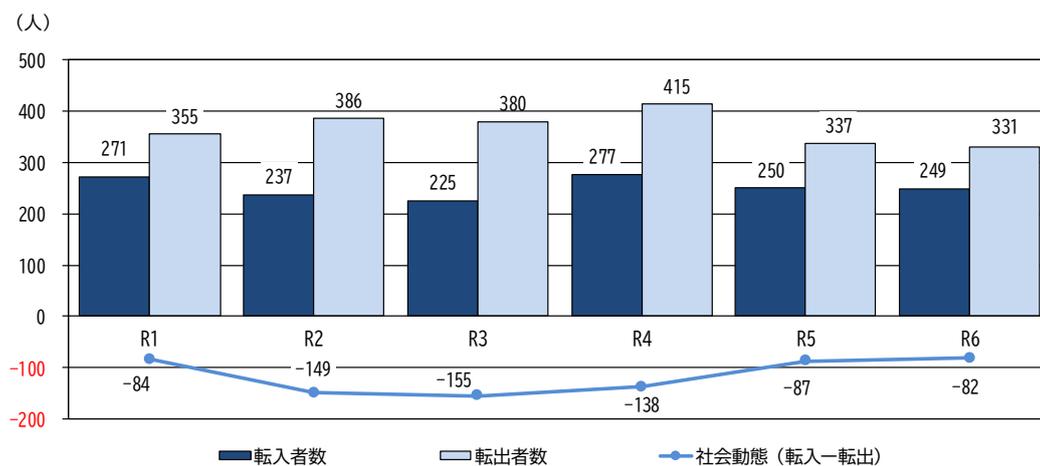
自然動態をみると、出生数は減少傾向にあり、死亡数が出生数を上回る自然減となっており、令和6年度は出生数37人、死亡数262人、自然動態は△225人となっています。



資料：住民基本台帳(各年度末現在)

②社会動態：転入者数、転出者数の推移

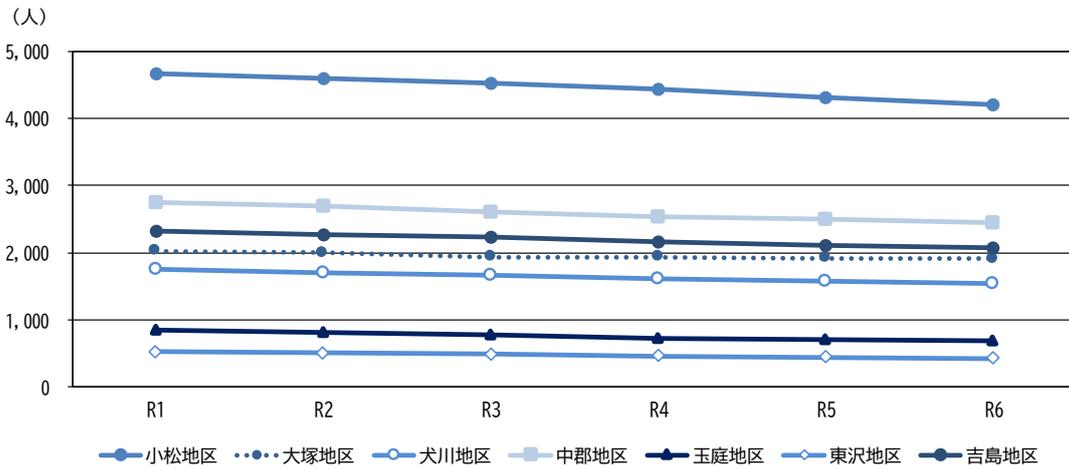
社会動態をみても、転出者数が転入者数を上回る社会減となっており、令和6年度は転入者数249人、転出者数331人、社会動態は△82人となっています。



資料：住民基本台帳(各年度末現在)

(3) 地区別人口の推移

地区別人口の推移をみると、いずれの地区においても年々減少しており、令和6年度は、小松地区 4,201 人、大塚地区 1,913 人、犬川地区 1,537 人、中郡地区 2,448 人、玉庭地区 684 人、東沢地区 430 人、吉島地区 2,066 人となっています。



(人)

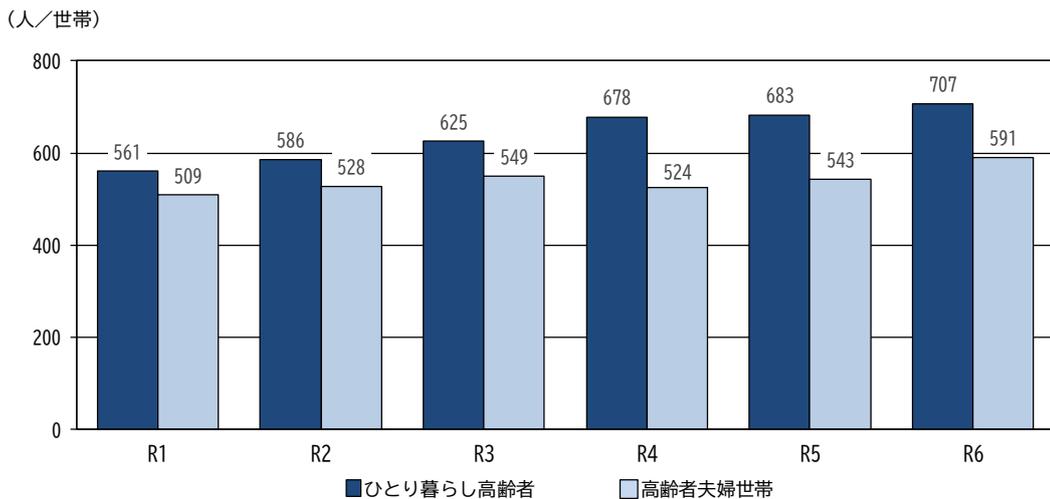
| 地区 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小松地区 | 4,662 | 4,601 | 4,529 | 4,432 | 4,318 | 4,201 |
| 大塚地区 | 2,028 | 1,996 | 1,939 | 1,934 | 1,920 | 1,913 |
| 犬川地区 | 1,762 | 1,695 | 1,658 | 1,616 | 1,583 | 1,537 |
| 中郡地区 | 2,741 | 2,691 | 2,615 | 2,543 | 2,498 | 2,448 |
| 玉庭地区 | 852 | 813 | 783 | 726 | 706 | 684 |
| 東沢地区 | 526 | 506 | 490 | 461 | 445 | 430 |
| 吉島地区 | 2,330 | 2,268 | 2,230 | 2,168 | 2,118 | 2,066 |

資料：住民基本台帳(各年度末現在)

(4) 高齢者・子ども・障がいのある人などの状況

①65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯数の推移

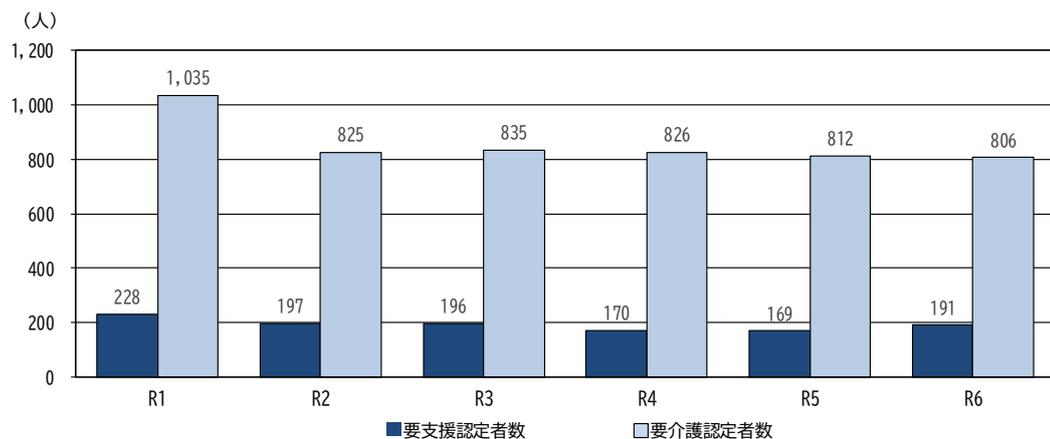
65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯数の推移をみると、ひとり暮らし高齢者は令和元年の561人から増加し、令和6年には707人となっています。高齢者夫婦世帯数は年度ごとに増減がみられるものの、令和元年と比べると増加しており、令和6年度は591世帯となっています。



資料：福祉介護課（各年4月1日現在）

②要支援・要介護認定者数の推移

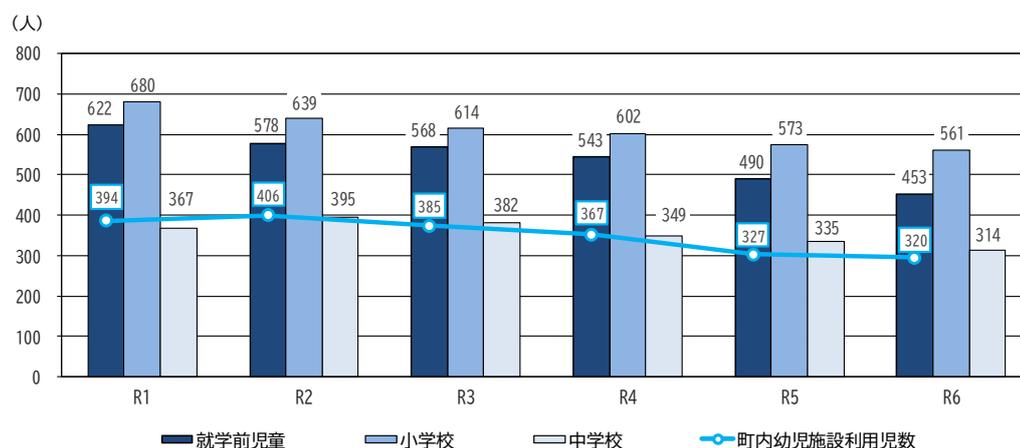
要支援・要介護認定者数の推移をみると、全体としては概ね横ばいで推移しており、令和6年度は806人となっています。



資料：福祉介護課（各年度末現在）

(5) 就学前 児童数・小学校児童数・中学校生徒数の推移

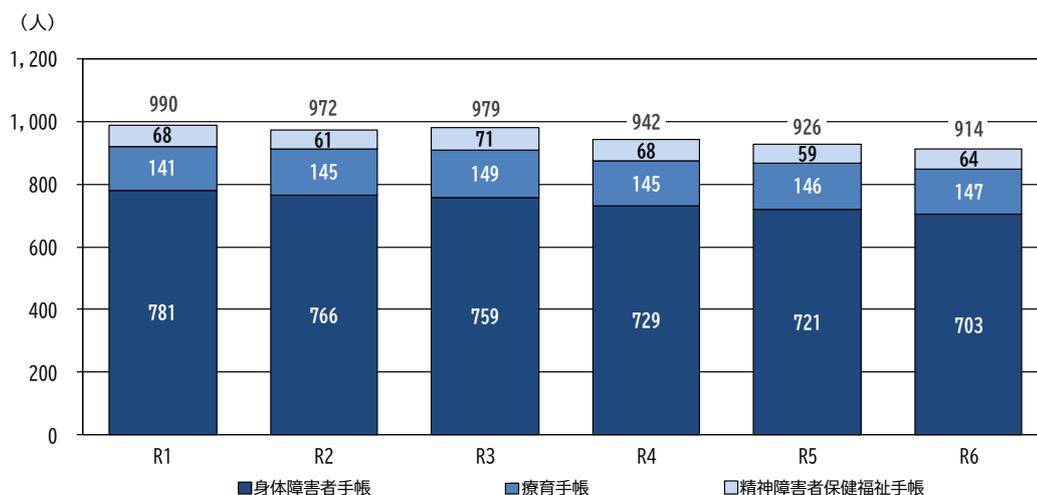
就学前児童数・小学校児童数・中学校生徒数の推移をみると、就学前児童数は減少傾向にあり、令和6年には453人となっています。小学校児童数についても減少が続いており、令和6年は561人、中学校生徒数は令和2年をピークに減少に転じ、令和6年には314人となっています。



資料：教育文化課・健康子育て課（各年5月1日現在）

(6) 障害者手帳所持者数の推移

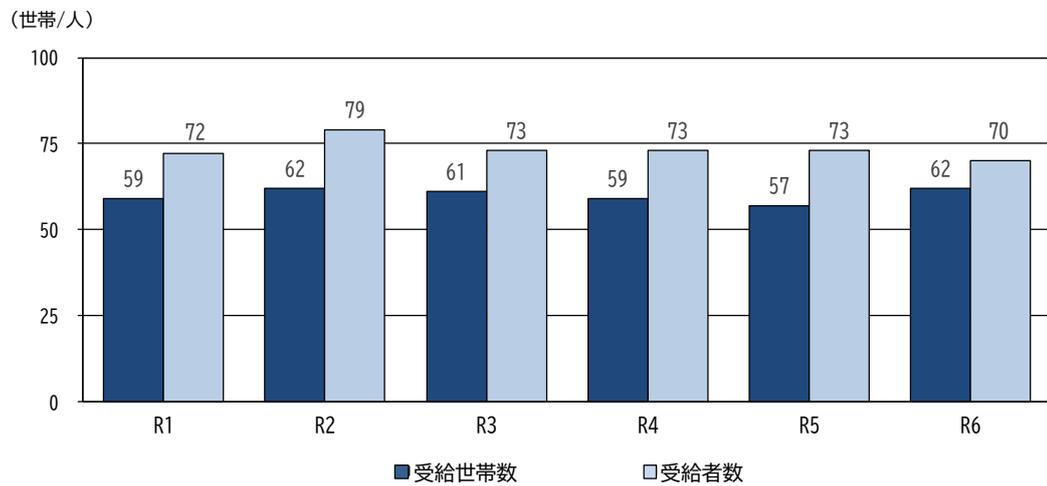
障害者手帳所持者数の推移をみると、全体として減少傾向にあり、令和6年度は914人となっています。内訳をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向、療育手帳所持者数は概ね横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増減を繰り返しており、令和6年度はそれぞれ703人、147人、64人となっています。



資料：福祉介護課（各年度末現在）

(7) 生活保護受給世帯の推移

生活保護の受給状況をみると、受給世帯数・受給者数ともに大きな変動はみられず、概ね横ばいで推移しています。令和6年の受給世帯数は62世帯、受給者数は70人となっています。



資料：福祉介護課（各年4月1日現在）

第2節 アンケート調査から見る現状

(1) 調査概要

計画の策定にあたり、町民の現状や傾向を把握し、計画づくりに反映するために、川西町の地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。アンケートの調査結果については、前回（令和2年実施）及び前々回（平成27年実施）の結果と比較するためグラフ表示しています。

■アンケート調査の実施状況

| | |
|---------|----------------------|
| 対象 | 町内在住の18歳以上の町民（無作為抽出） |
| 調査期間 | 令和7年12月10日～12月23日 |
| 配布・回収方法 | 郵送による配布・回収（WEB回答併用） |
| 配布数 | 1,000件 |
| 回収数 | 507件 |
| 回収率 | 50.7% |

※参考：第3期計画は令和2年に、第2期計画では平成27年に実施したアンケート結果を掲載しています。

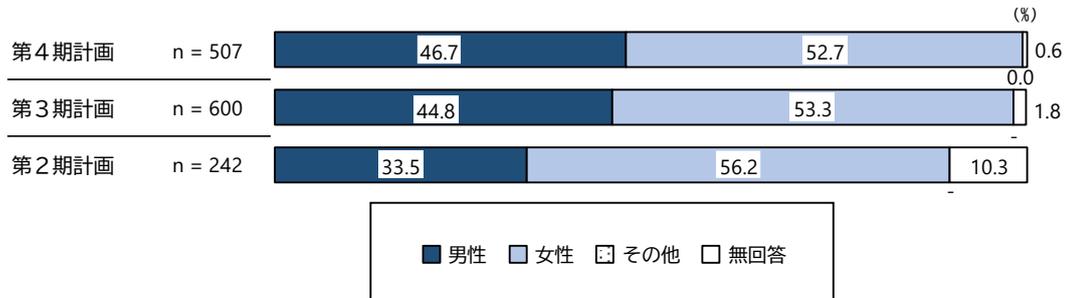
※第3期計画、第2期計画時に設定していなかった選択肢については、「－」で表示しています。

(2) 調査結果

1 アンケート調査回答者の属性について

① 性別

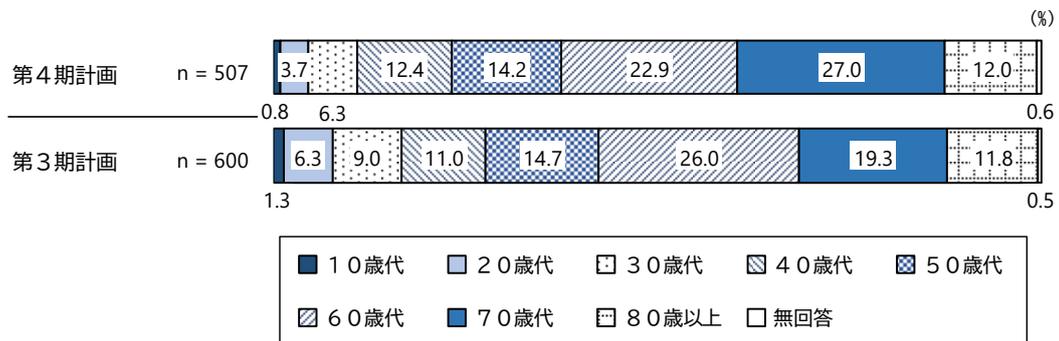
性別については、「男性」の割合が46.7%、「女性」の割合が52.7%となっています。



② 年齢

年齢については、「70歳代」の割合が27.0%と最も高く、次いで「60歳代」が22.9%、「50歳代」が14.2%となっています。

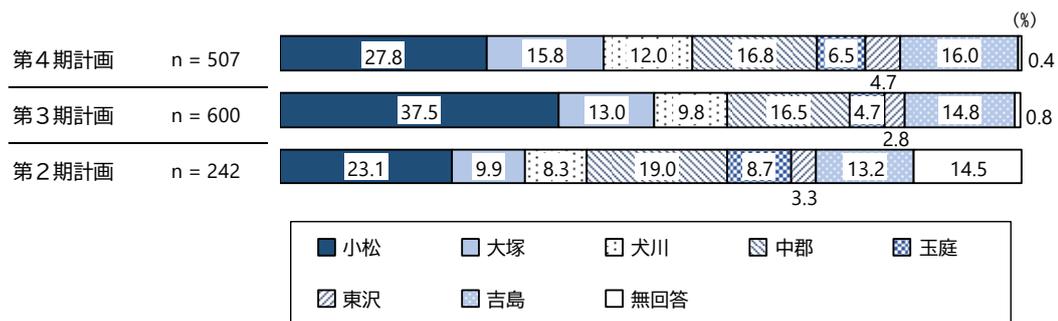
前回計画(第3期計画)と比べると、「70歳代」は、7.7ポイント増加しています。



※第2期計画では選択肢が異なるため掲載していません

③ お住まいの地区

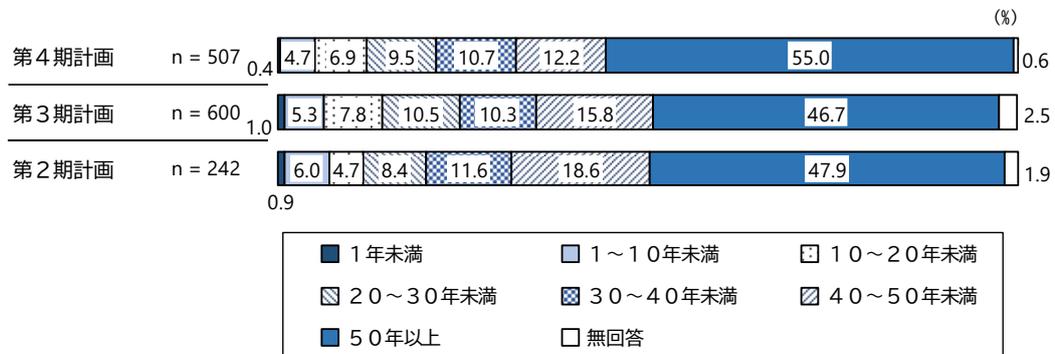
お住まいの地域については、「小松」の割合が27.8%と最も高く、次いで「中郡」が16.8%、「吉島」が16.0%となっています。



④ 居住年数

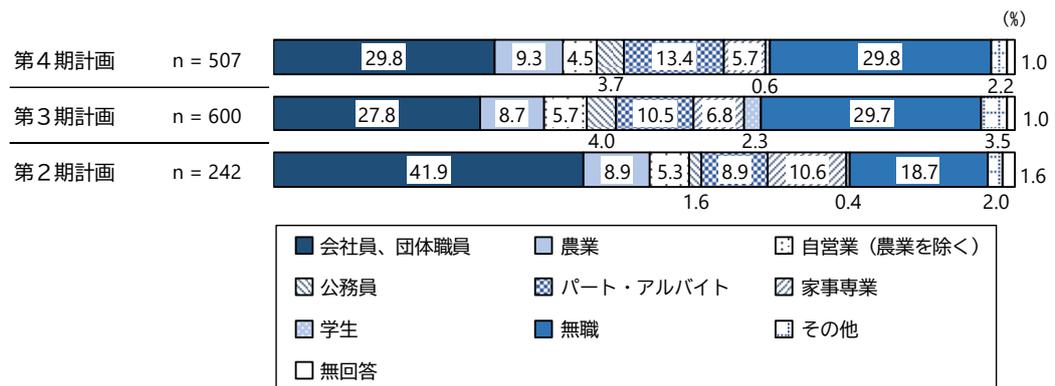
居住年数については、「50年以上」の割合が55.0%と最も高く、次いで「40～50年未満」が12.2%、「30～40年未満」が10.7%となっています。

前回計画(第3期計画)と比べると、「50年以上」は、8.3ポイント増加しています。



⑤ 職業

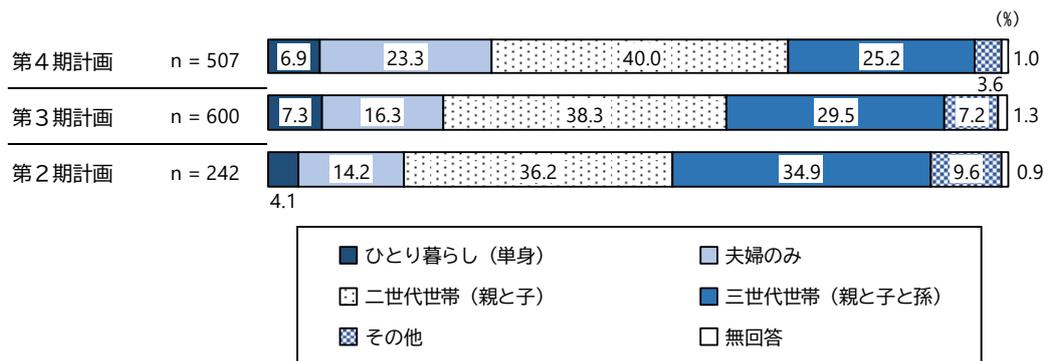
職業については、「会社員、団体職員」「無職」の割合がともに29.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が13.4%、「農業」が9.3%となっています。



⑥ 家族構成

家族構成については、「二世世代世帯(親と子)」の割合が40.0%と最も高く、次いで「三世世代世帯(親と子と孫)」が25.2%、「夫婦のみ」が23.3%となっています。

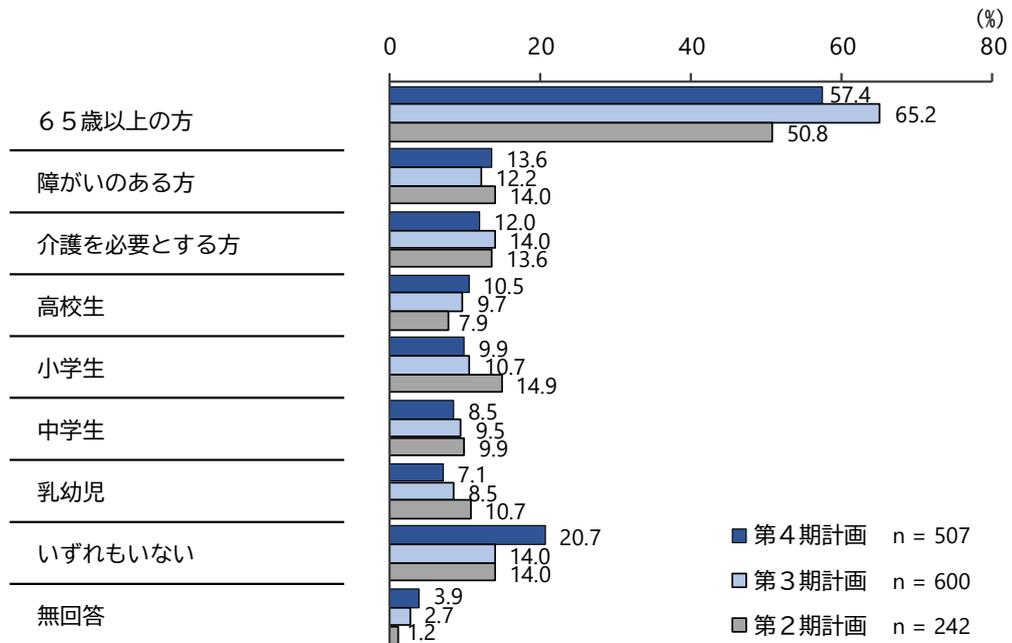
前回計画(第3期計画)と比べると、「夫婦のみ」は、7.0ポイント増加しており、第2期計画からみても増加傾向となっています。加えて、「二世世代世帯(親と子)」での増加傾向、「三世世代世帯(親と子と孫)」の減少傾向がみられます。



⑦ 高齢者や子ども、障がいのある人などとの同居状況

高齢者や子ども、障がいのある人などとの同居状況については、「65歳以上の方」との同居の割合が57.4%と最も高く、次いで「障がいのある方」が13.6%、「介護を必要とする方」が12.0%となっています。

前回計画(第3期計画)と比べると、「65歳以上の方」は、7.8ポイント減少しており、「いずれもない」は、6.7ポイント増加しています。

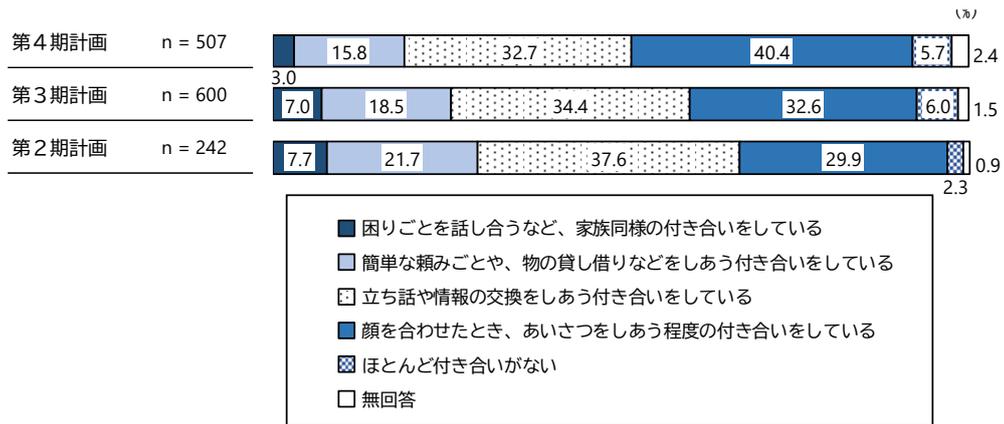


2 地域との関わりについて

① 近所付き合いの程度

近所付き合いの程度については、「顔を合わせたとき、あいさつをしあう程度の付き合いをしている」の割合が40.4%と最も高く、次いで「立ち話や情報の交換をしあう付き合いをしている」が32.7%、「簡単な頼みごとや、物の貸し借りなどをしあう付き合いをしている」が15.8%となっています。

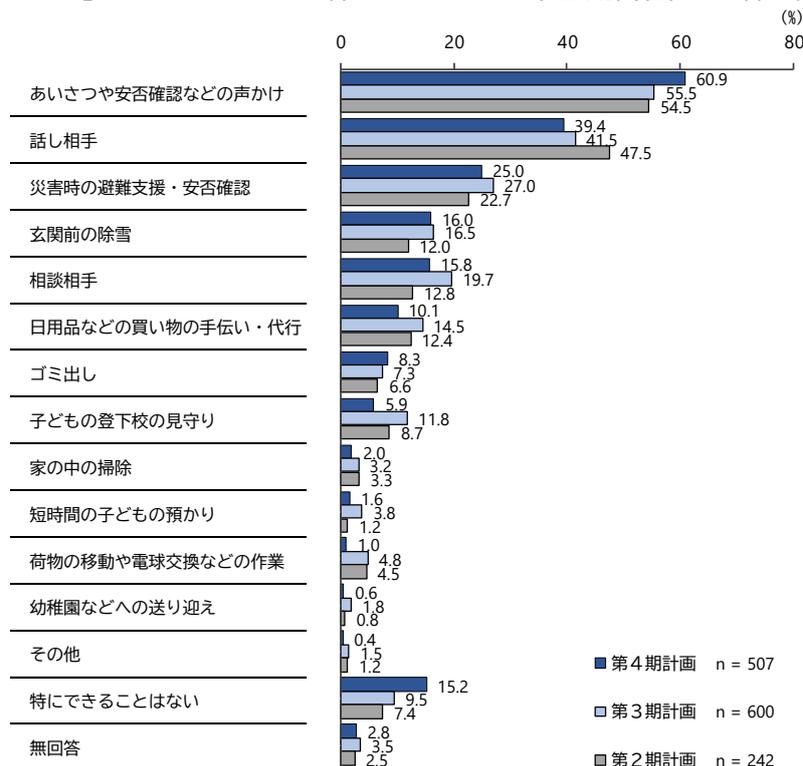
「顔を合わせたとき、あいさつをしあう程度の付き合いをしている」は、前回計画（第3期計画）から7.8ポイント増加しており、第2期計画からみても増加傾向となっています。



② 近所の世帯に対して支援や協力が可能なこと

近所の世帯に対して支援や協力が可能なことについては、「あいさつや安否確認などの声がけ」の割合が60.9%と最も高く、次いで「話し相手」が39.4%、「災害時の避難支援・安否確認」が25.0%となっています。

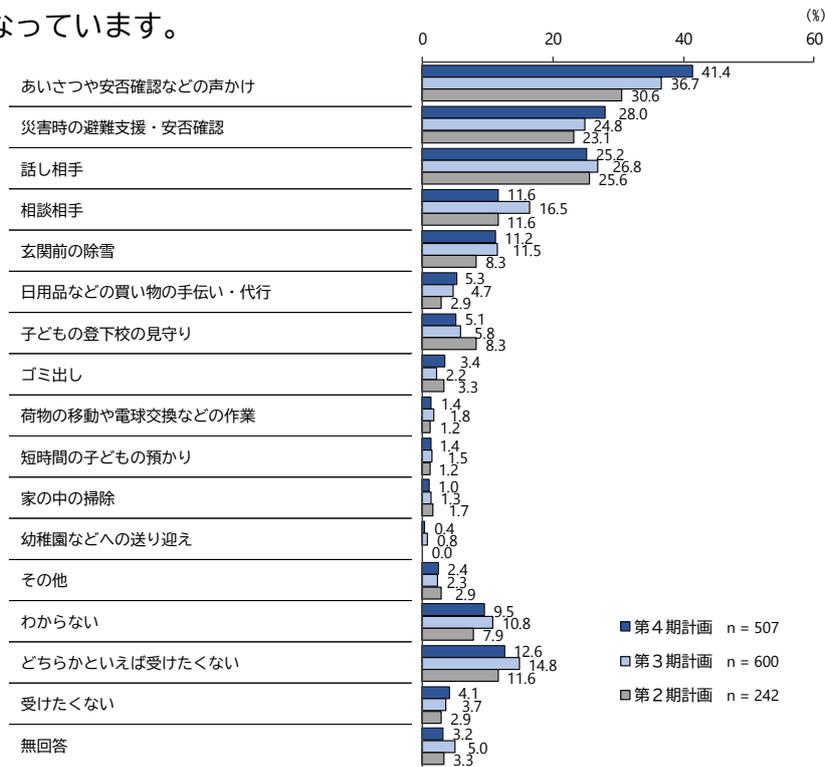
前回計画(第3期計画)と比べると、「あいさつや安否確認などの声がけ」は、5.4ポイント増加しており、「子どもの登下校の見守り」は、5.9ポイント減少しています。また、「特にできることはない」は5.7ポイント増加しており、第2期計画から増加傾向が続いています。



③ 近所の人から受けたいと思う支援や協力

近所の人から受けたいと思う支援や協力については、「あいさつや安否確認などの声かけ」の割合が41.4%と最も高く、次いで「災害時の避難支援・安否確認」が28.0%、「話し相手」が25.2%となっています。

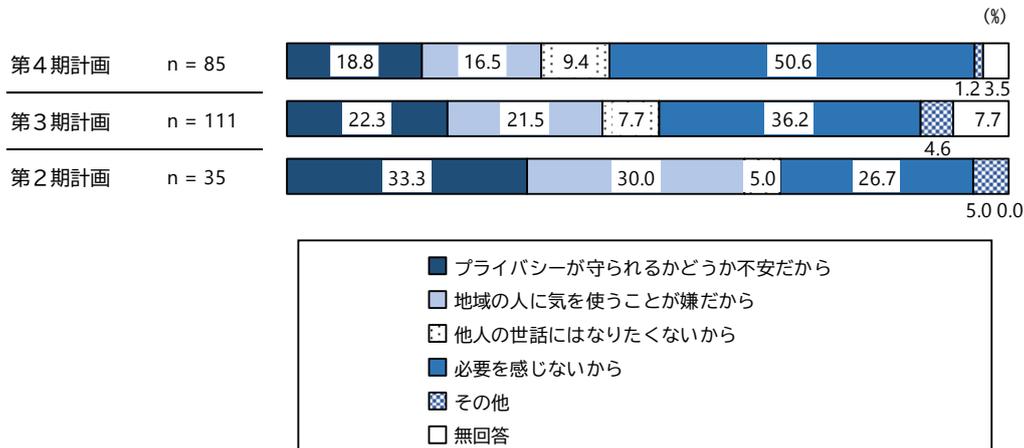
前回計画(第3期計画)と比べると、全項目にて概ね同じ傾向となっていますが、第2期計画からみると「あいさつや安否確認などの声かけ」「災害時の避難支援・安否確認」等で増加傾向となっています。



④ 近所の人から支援を受けたくないと思う理由

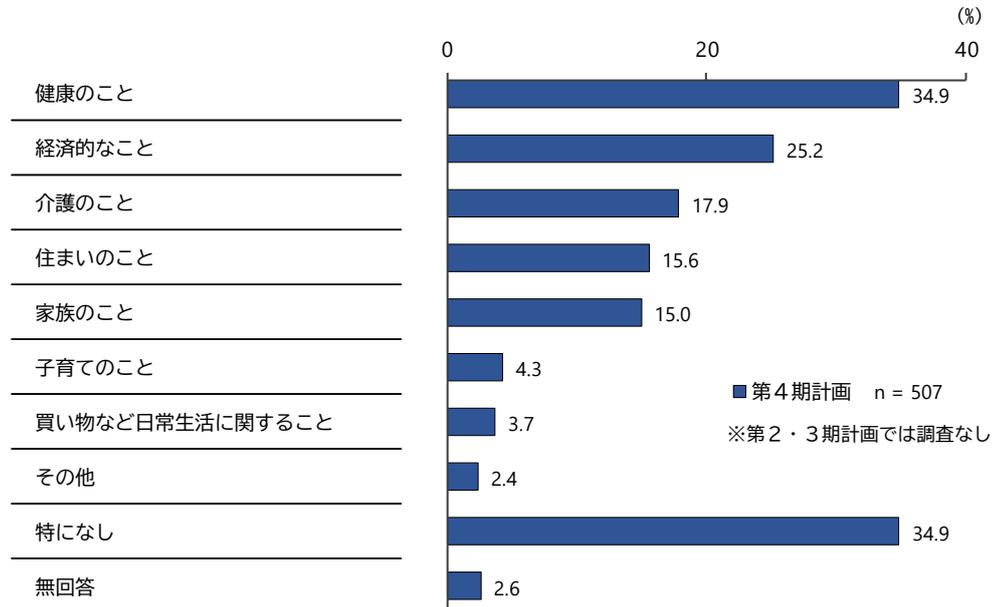
近所の人から支援を受けたくないと思う理由については、「必要を感じないから」の割合が50.6%と最も高く、次いで「プライバシーが守られるかどうか不安だから」が18.8%、「地域の人に気を遣うことが嫌だから」が16.5%となっています。

前回計画(第3期計画)と比べると、「必要を感じないから」が14.4ポイント増加しており、第2期計画から増加傾向となっています。



⑤ 暮らしの中での困りごと

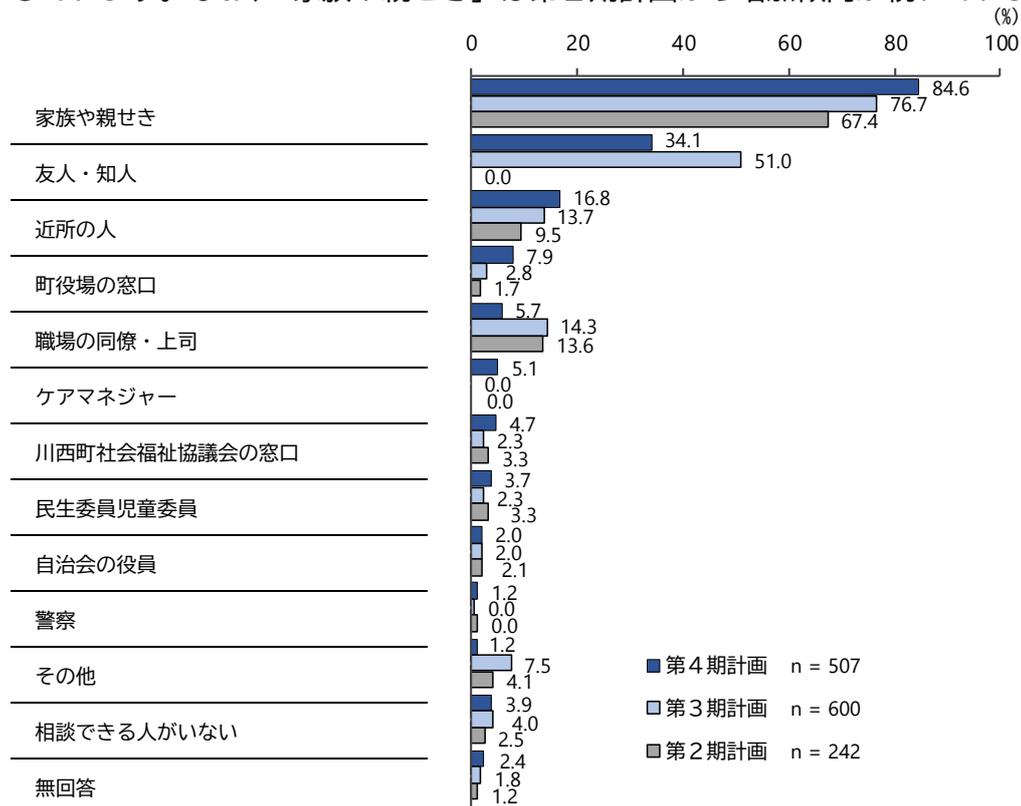
暮らしの中での困りごとについては、「健康のこと」の割合が 34.9%と最も高く、次いで「経済的なこと」が 25.2%、「介護のこと」が 17.9%となっています。



⑥ 困ったときに頼れる人

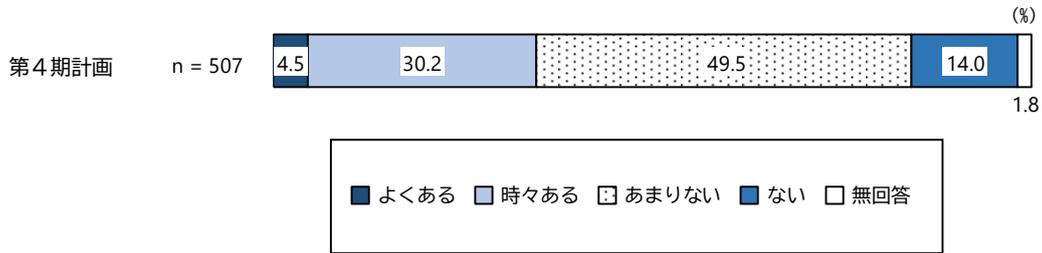
困った時に頼れる人については、「家族や親せき」の割合が 84.6%と最も高く、次いで「友人・知人」が 34.1%、「近所の人」が 16.8%となっています。

前回計画（第3期計画）と比べると、「家族や親せき」が 7.9 ポイント、「町役場の窓口」が 5.1 ポイント増加、「友人・知人」は 16.9 ポイント、「職場の同僚・上司」が 8.6 ポイント減少しています。なお、「家族や親せき」は第2期計画から増加傾向が続いています。



⑦ 地域の中で助けあうことがあるか

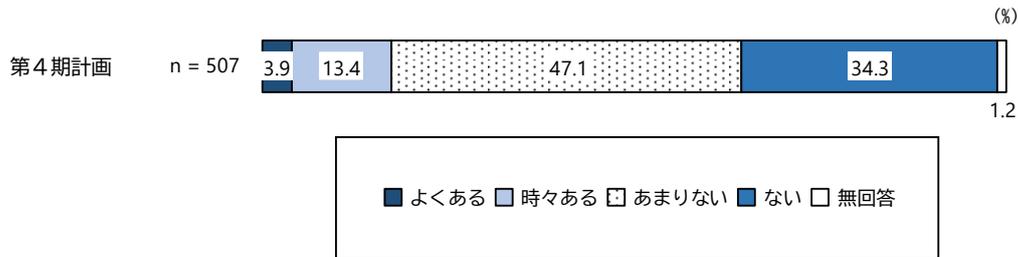
地域の中で助けあうことがあるかについては、「あまりない」と「ない」の割合が63.5%となっており、「よくある」と「時々ある」の割合は34.7%となっています。



※第2・3期計画では調査なし

⑧ 孤独であると感じることがあるか

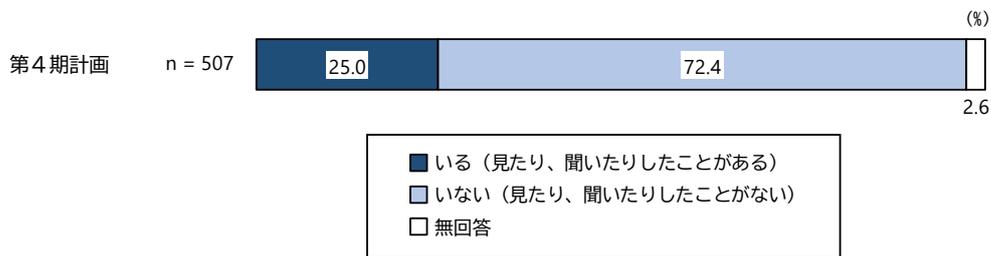
孤独であると感じることがあるかについては、「あまりない」と「ない」の割合が81.4%となっており、「よくある」と「時々ある」の割合は17.3%となっています。



※第2・3期計画では調査なし

⑨ 地域や身近に、ひきこもりや閉じこもりの方がいるか

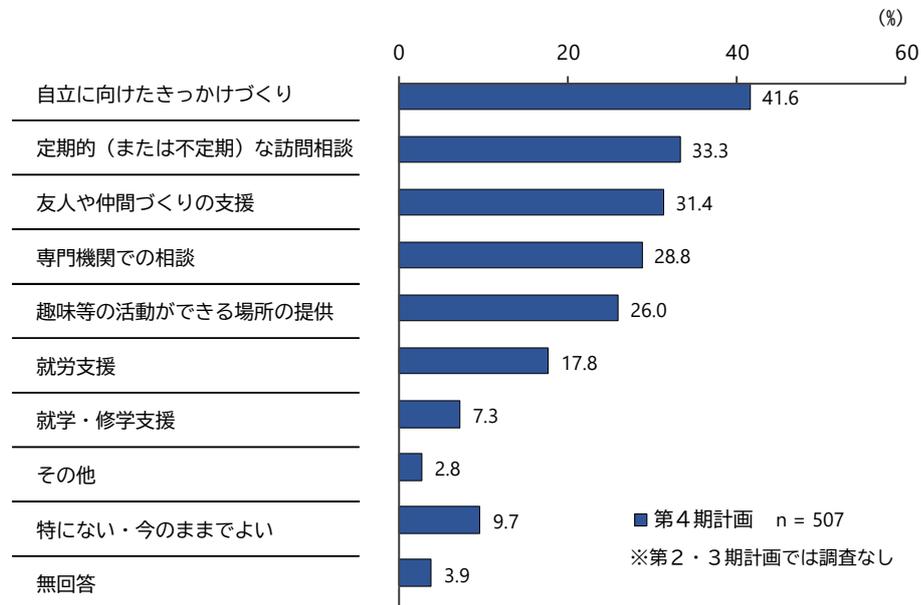
地域や身近に、ひきこもりや閉じこもりの方がいるかについては、「いる（見たり、聞いたりしたことがある）」の割合は25.0%であるのに対し、「いない（見たり、聞いたりしたことがない）」が72.4%となっています。



※第2・3期計画では調査なし

⑩ ひきこもりや閉じこもりの方へどのような支援が必要か

ひきこもりや閉じこもりの方に対する支援については、「自立に向けたきっかけづくり」の割合が41.6%と最も高く、次いで「定期的（または不定期）な訪問相談」が33.3%、「友人や仲間づくりの支援」が31.4%となっています。

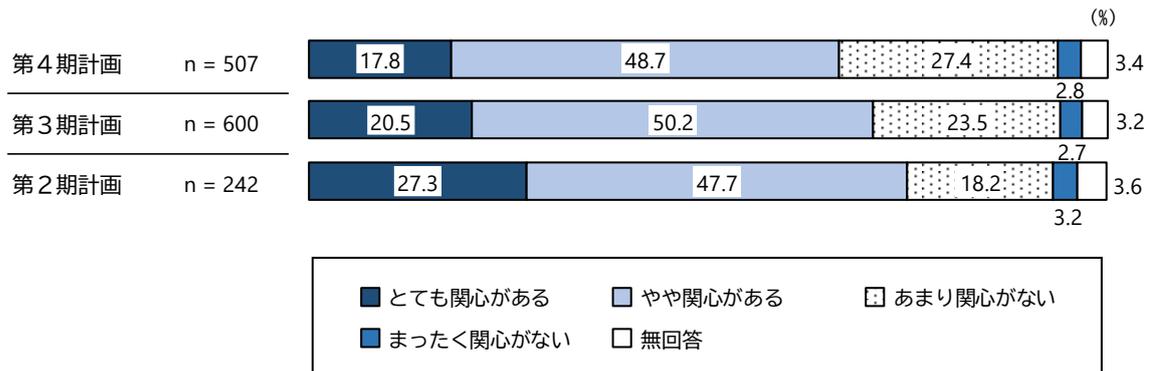


3 地域福祉に対する考え

① 「福祉」への関心

福祉への関心については、「とても関心がある」と「やや関心がある」の割合が66.5%と高くなっています。

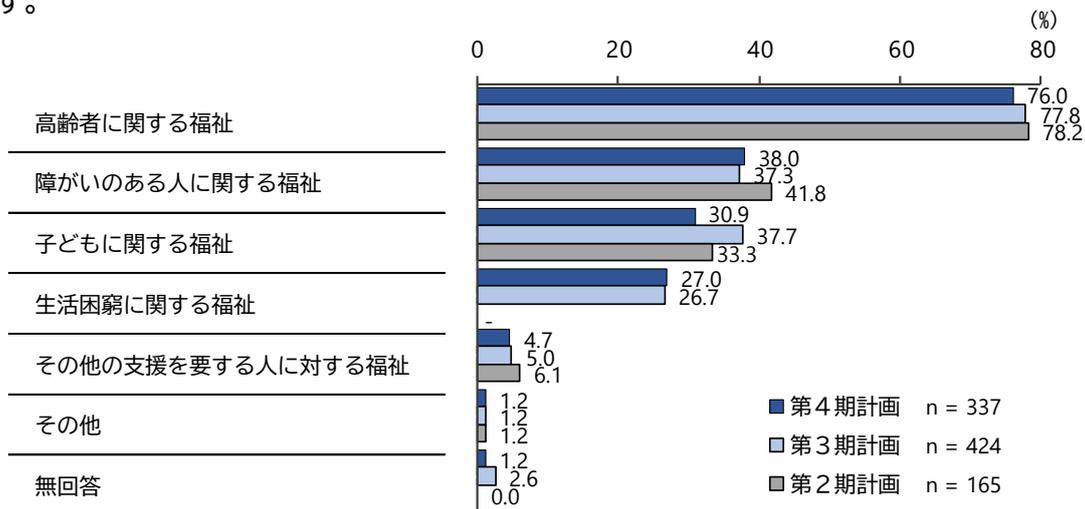
前回計画(第3期計画)と比べると、全項目にて概ね同じ傾向となっておりますが、第2期計画からみると、「とても関心がある」と「やや関心がある」は減少傾向となっております。



② 関心がある福祉の分野

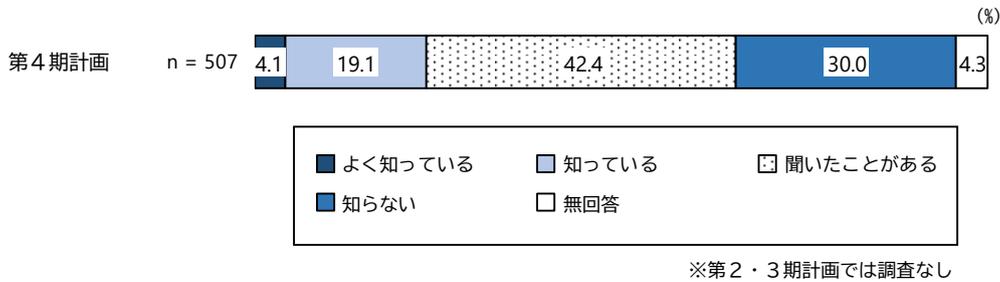
関心がある福祉の分野については、「高齢者に関する福祉」の割合が76.0%と最も高く、次いで「障がいのある人に関する福祉」が38.0%、「子どもに関する福祉」が30.9%となっています。

前回計画(第3期計画)と比べると、「子どもに関する福祉」が、6.8ポイント減少しています。



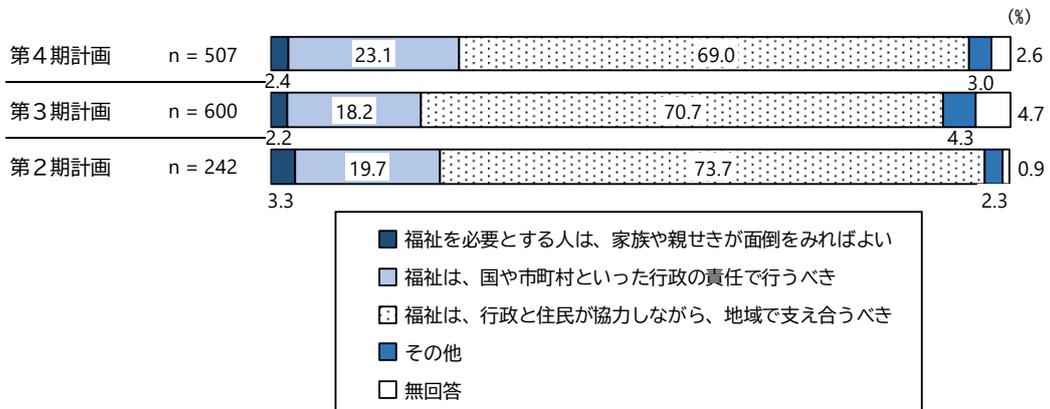
③ 「地域共生社会」という言葉を知っているか

「地域共生社会」という言葉を知っているかについては、「よく知っている」と「知っている」の割合が23.2%であるのに対し、「聞いたことがある」が42.4%、「知らない」が30.0%となっています。



④ 「福祉」のあり方はどのようにあるべきだと思うか

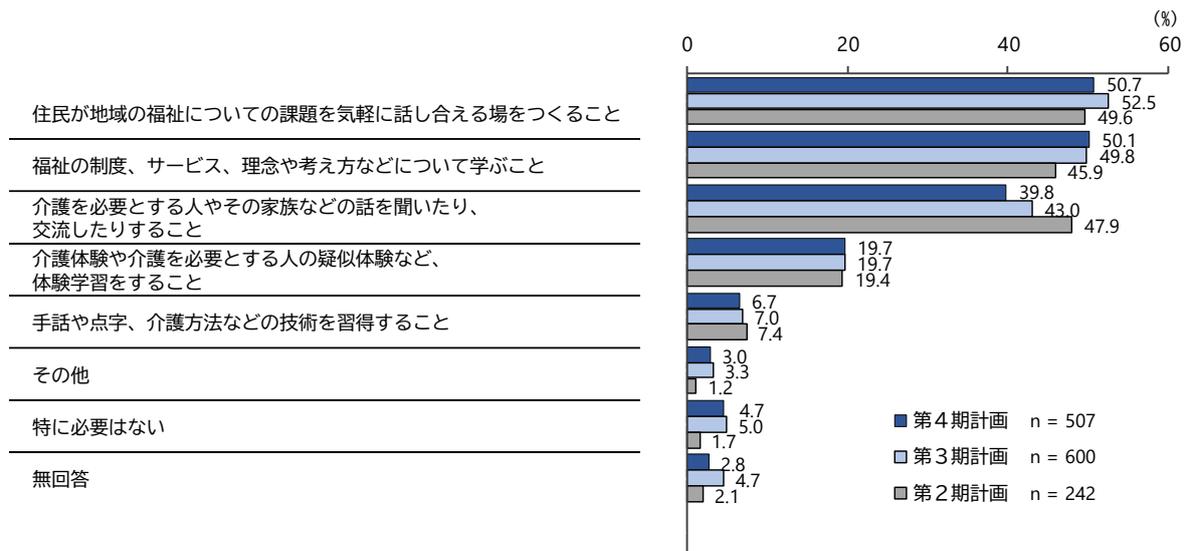
「福祉」のあり方はどのようにあるべきかについては、「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」の割合が69.0%と最も高く、次いで「福祉は、国や市町村といった行政の責任で行うべき」が23.1%となっています。



⑤ 福祉について理解を深めるために必要な機会

住民が福祉について理解を深めるために必要な機会については、「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」の割合が50.7%と最も高く、次いで「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が50.1%、「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」が39.8%となっています。

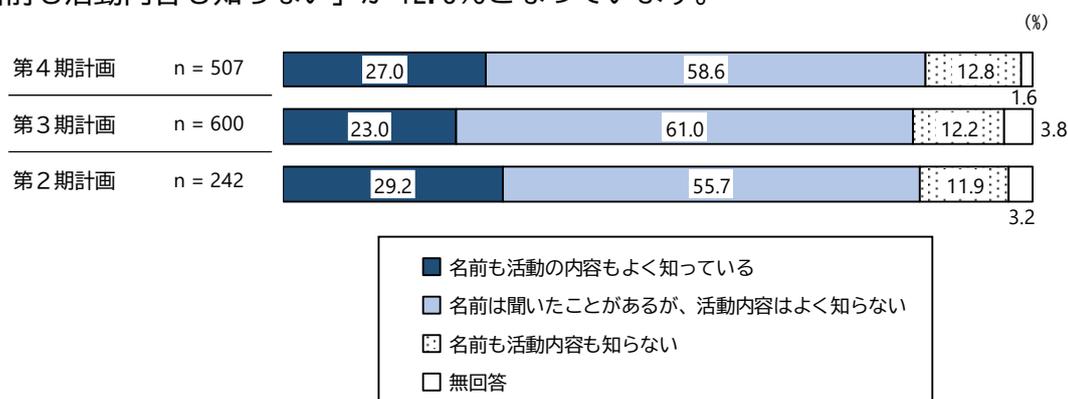
前回計画(第3期計画)と比べると、全項目にて概ね同じ傾向となっていますが、第2期計画からみると「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」が減少傾向となっています。



4 川西町社会福祉協議会について

① 川西町社会福祉協議会の認知状況

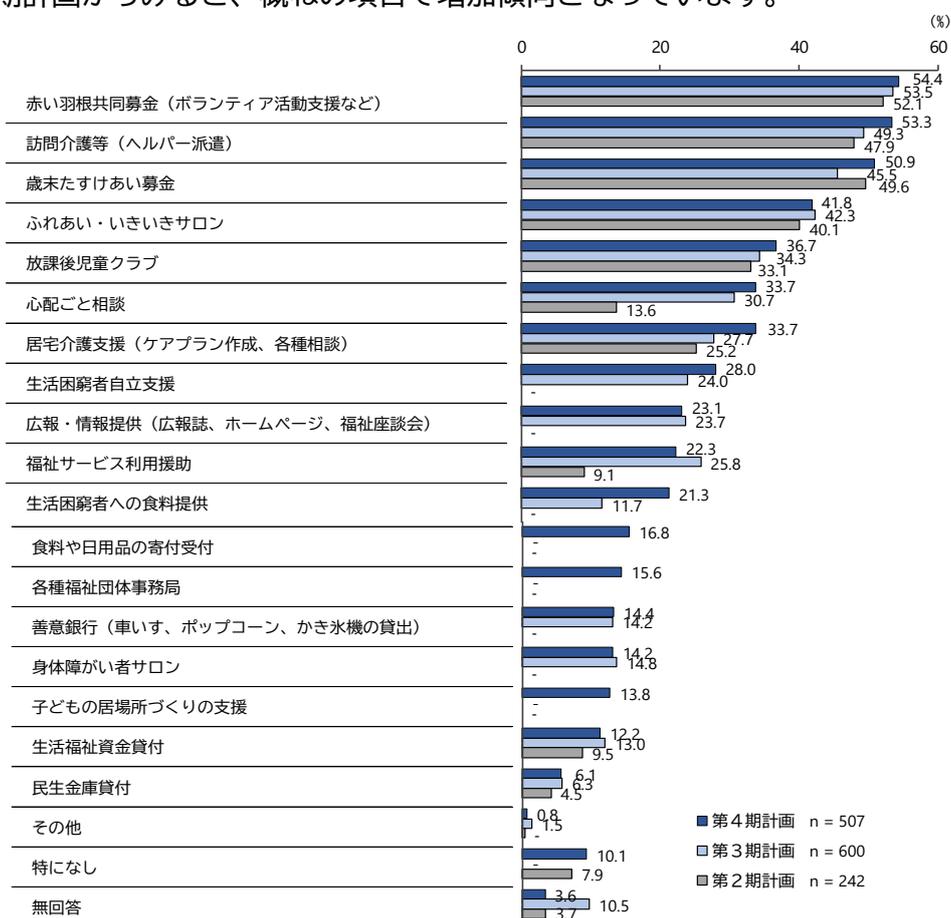
社会福祉協議会の認知状況については、「名前も活動の内容もよく知っている」の割合は27.0%であるのに対し、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」が58.6%、「名前も活動内容も知らない」が12.8%となっています。



② 知っている川西町社会福祉協議会の事業・活動

知っている川西町社会福祉協議会の事業・活動については、「赤い羽根共同募金（ボランティア活動支援など）」の割合が54.4%と最も高く、次いで「訪問介護等（ヘルパー派遣）」が53.3%、「歳末たすけあい基金」が50.9%となっています。

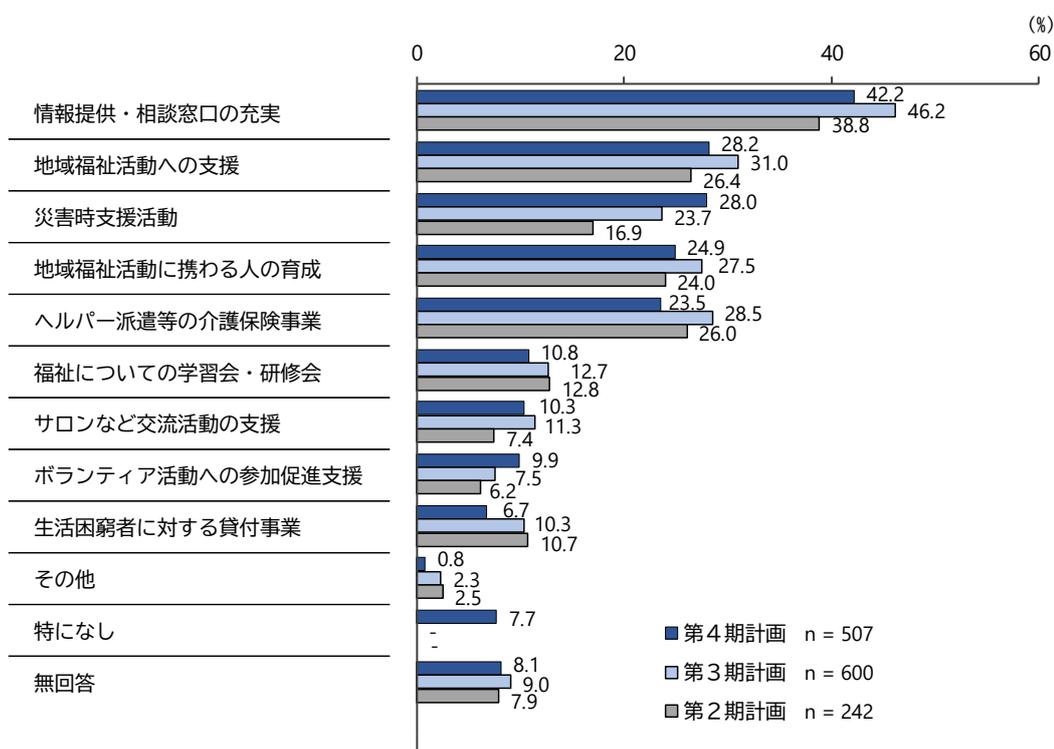
第2期計画からみると、概ねの項目で増加傾向となっています。



③ 今後充実してほしい川西町社会福祉協議会が行う活動・支援

今後充実してほしい社会福祉協議会が行う活動・支援については、「情報提供・相談窓口の充実」の割合が42.2%と最も高く、次いで「地域福祉活動への支援」が28.2%、「災害時支援活動」が28.0%となっています。

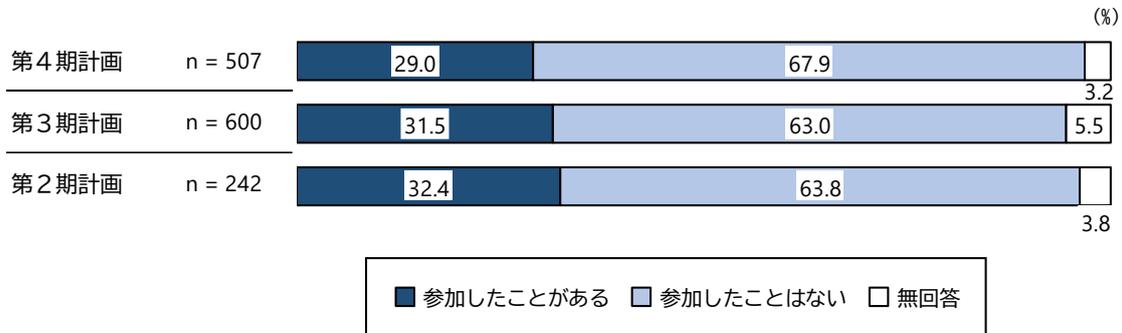
前回計画(第3期計画)と比べると、「ヘルパー派遣等の介護保険事業」は、5.0ポイント減少しています。第2期計画からみると「災害時支援活動」等で増加傾向となっています。



5 ボランティア活動について

① ボランティア活動の参加状況

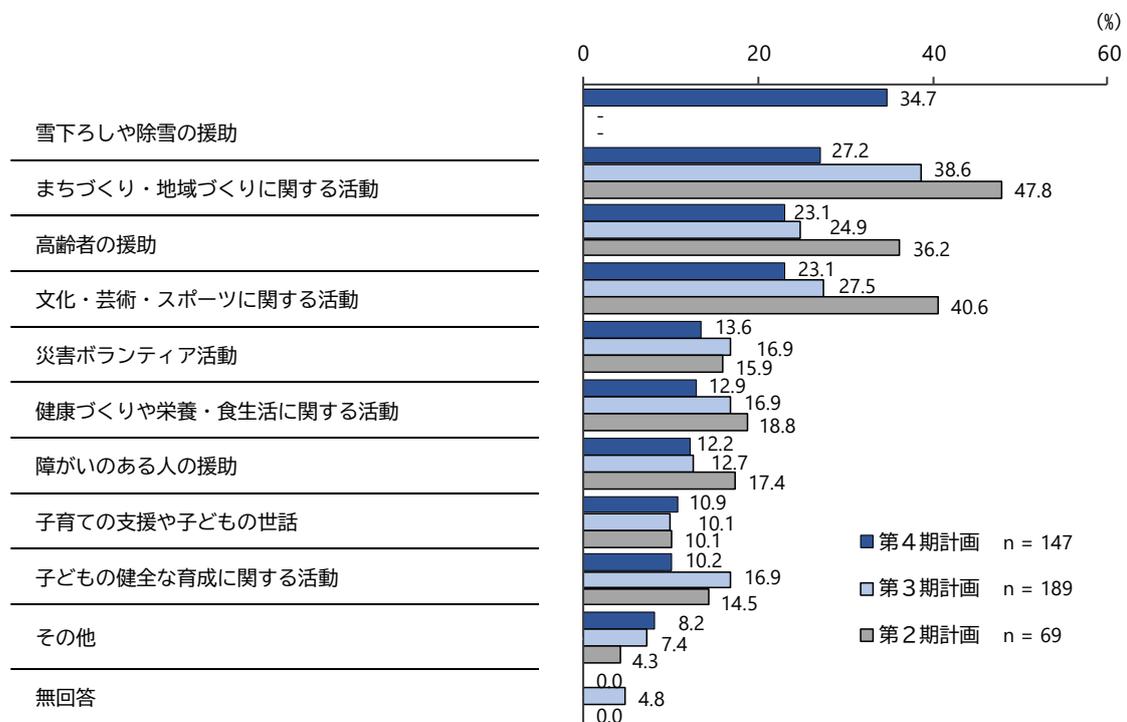
ボランティア活動の参加状況については、「参加したことがある」割合は29.0%に対し、「参加したことはない」の割合は67.9%となっています。



② 今まで参加したボランティア活動

今まで参加したボランティア活動については、「雪下ろしや除雪の援助」の割合が34.7%と最も高く、次いで「まちづくり・地域づくりに関する活動」が27.2%、「高齢者の援助」、「文化・芸術・スポーツに関する活動」がともに23.1%となっています。

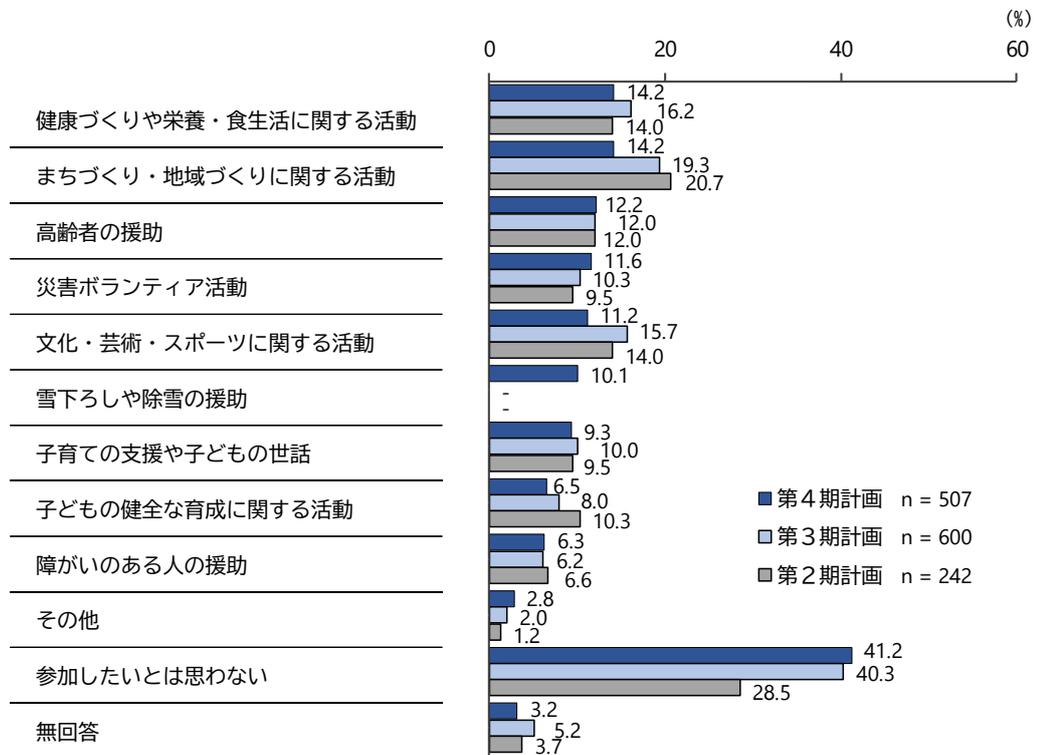
前回計画(第3期計画)と比べると、「まちづくり・地域づくりに関する活動」は、11.4ポイント減少しています。第2期計画から見ると、多くの項目で減少傾向となっています。



③ 今後参加してみたいボランティア活動の分野

今後参加してみたいボランティア活動の分野は、「健康づくりや栄養・食生活に関する活動」「まちづくり・地域づくりに関する活動」の割合がともに14.2%と最も高くなっています。一方で「参加したいとは思わない」は41.2%となっています。

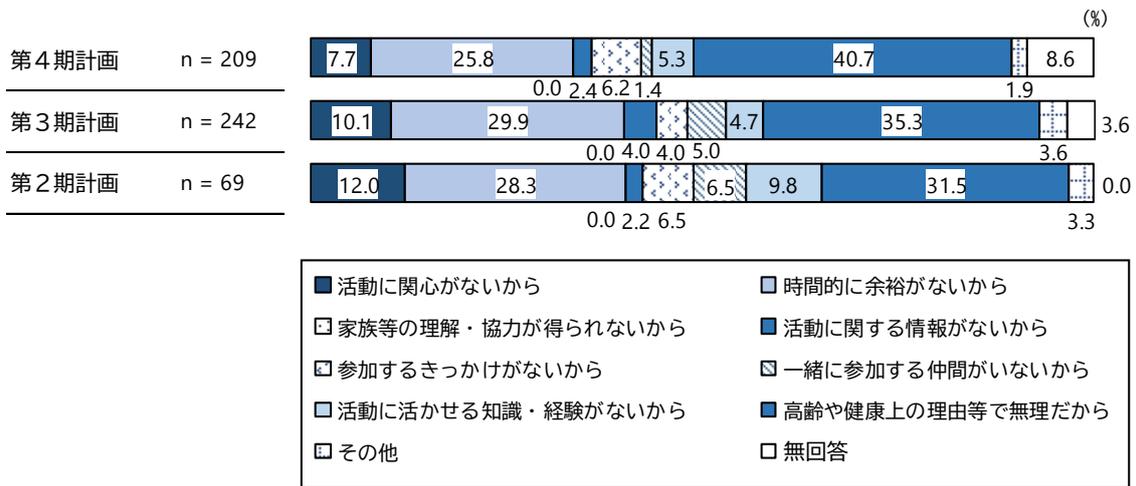
第2期計画からみると、「参加したいとは思わない」が、増加傾向となっています。



④ ボランティア活動に参加したいと思わない理由

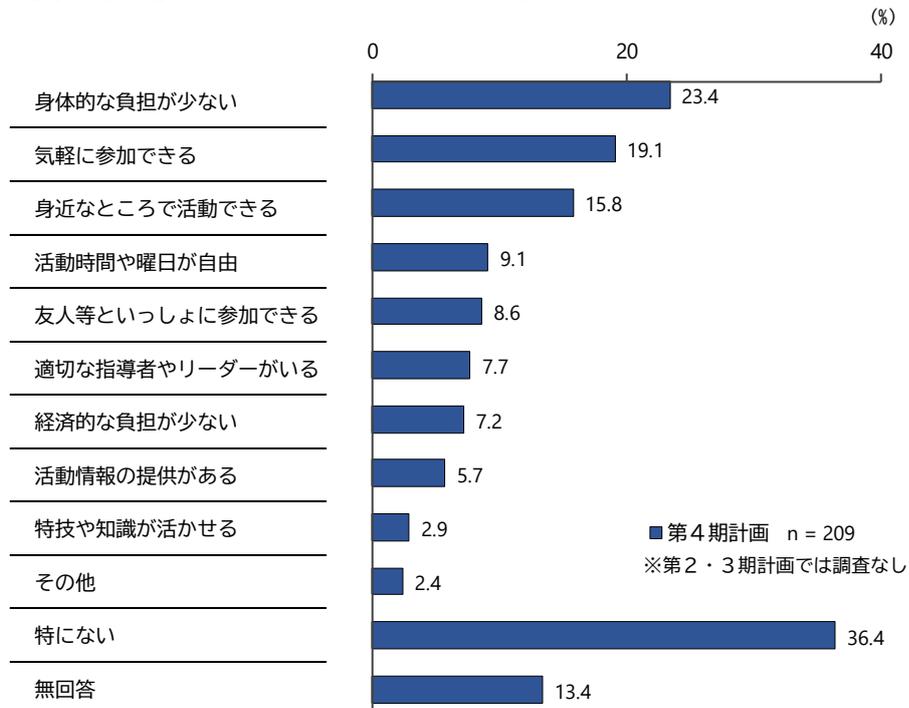
ボランティア活動に参加したいと思わない理由については、「高齢や健康上の理由等で無理だから」の割合が40.7%と最も高く、次いで「時間的に余裕がないから」が25.8%、「活動に関心がないから」が7.7%となっています。

前回計画(第3期計画)と比べると、「高齢や健康上の理由等で無理だから」が、5.4ポイント増加しており、第2期計画から増加傾向となっています。



⑤ どのような条件であれば、活動・参加したいと思うか

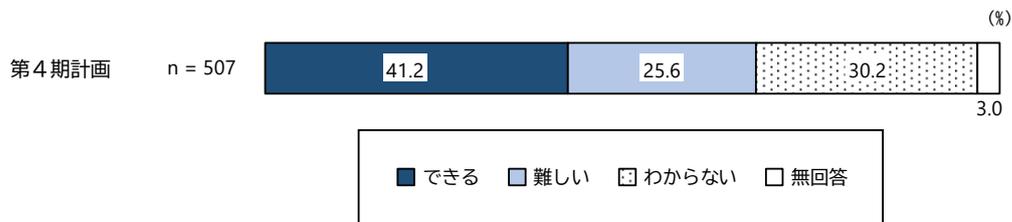
どのような条件であれば、ボランティア活動に参加したいと思うかについては、「身体的な負担が少ない」の割合が23.4%と最も高く、次いで「気軽に参加できる」が19.1%、「身近なところで活動できる」が15.8%となっています。



6 災害時の助け合いについて

① 周りに高齢者や障がいのある人がいた場合、避難の手助けができるか

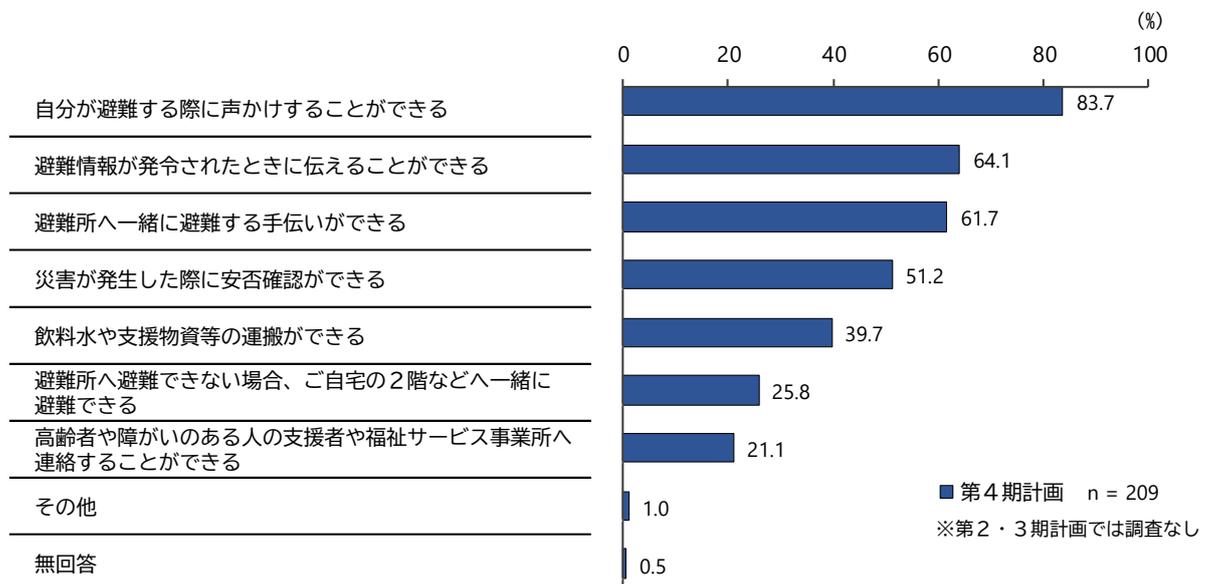
災害時に避難の手助けができるかについては、「できる」の割合は41.2%であるのに対し、「難しい」、「わからない」の割合が55.8%となっています。



※第2・3期計画では調査なし

② あなたにできる手助け

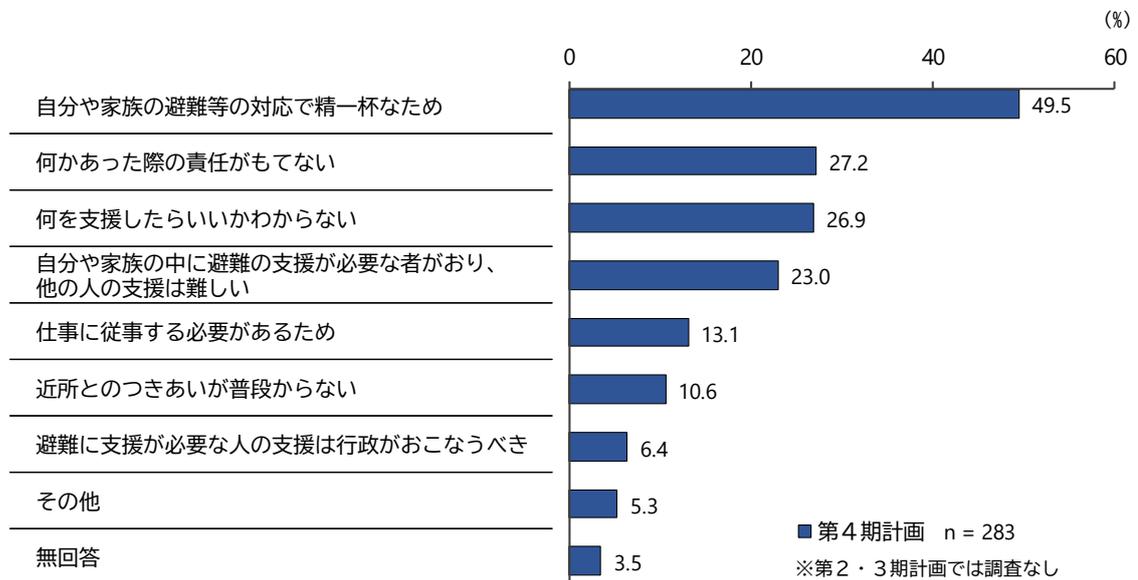
あなたにできる手助けについては、「自分が避難する際に声かけすることができる」の割合が83.7%と最も多く、次いで「避難情報が発令されたときに伝えることができる」が64.1%、「避難所へ一緒に避難する手伝いができる」が61.7%となっています。



■ 第4期計画 n = 209
 ※第2・3期計画では調査なし

③ 手助けするのが難しい・わからない理由

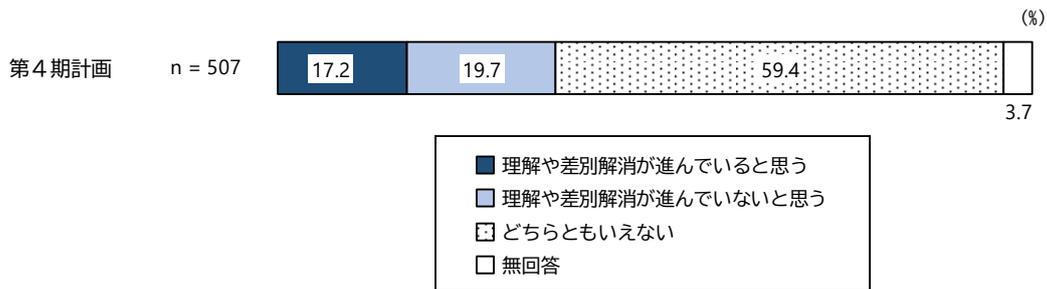
手助けするのが難しい・わからない理由については、「自分や家族の避難等の対応で精一杯なため」の割合が49.5%と最も多く、次いで「何かあった際の責任がもてない」が27.2%、「何を支援したらいいかわからない」が26.9%となっています。



7 権利擁護について

① 地域や身近で、障がいのある方への理解や差別解消が進んでいると思うか

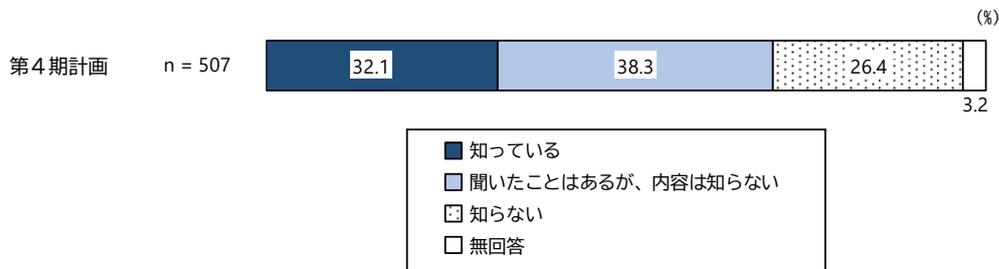
地域や身近において、障がいのある方への理解や差別解消が進んでいると思うかについては、「理解や差別解消が進んでいると思う」の割合は 17.2%であるのに対し、「理解や差別解消が進んでいないと思う」と「どちらともいえない」の割合が合わせて 79.1%となっています。



※第2・3期計画では調査なし

② 成年後見制度を知っているか

成年後見制度を知っているかについては、「知っている」の割合は 32.1%であるのに対し、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が 38.3%、「知らない」が 26.4%となっています。



※第2・3期計画では調査なし

③ 成年後見制度を利用したいと思うか

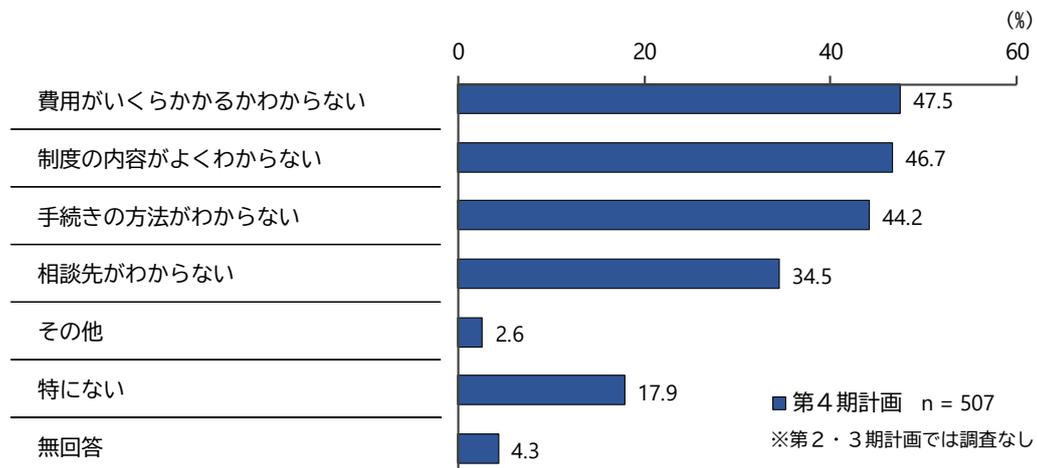
成年後見制度を使用したいかについては、「利用したい」の割合は 25.6%であるのに対し、「利用したくない」が 10.7%、「わからない」が 61.3%となっています。



※第2・3期計画では調査なし

④ 成年後見制度を利用することになった場合、不安に思うこと

成年後見制度を利用する場合に不安に思うことについては、「費用がいくらかかるかわからない」の割合が 47.5%と最も高く、次いで「制度の内容がよくわからない」が 46.7%、「手続きの方法がわからない」が 44.2%となっています。

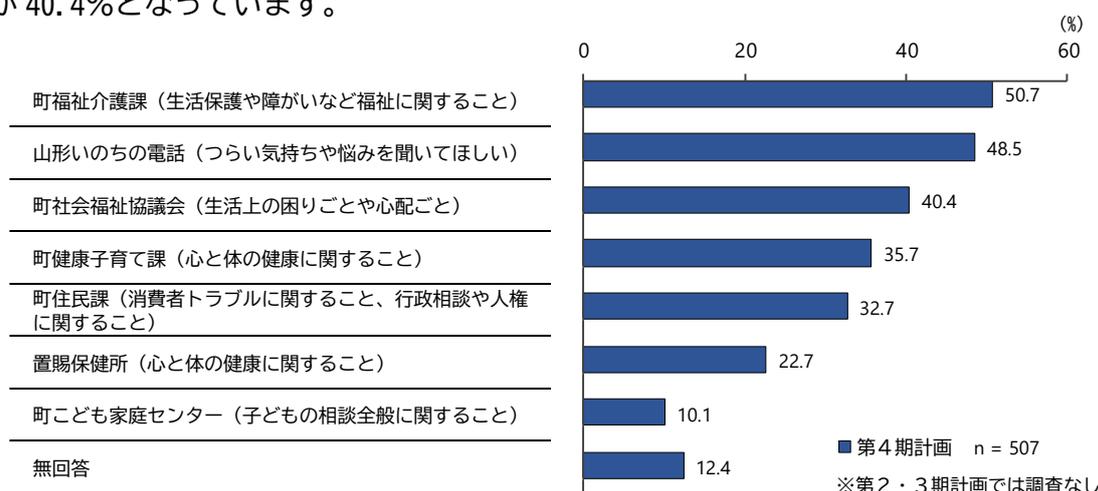


■ 第4期計画 n = 507
※第2・3期計画では調査なし

8 こころの健康づくり（自殺防止対策）について

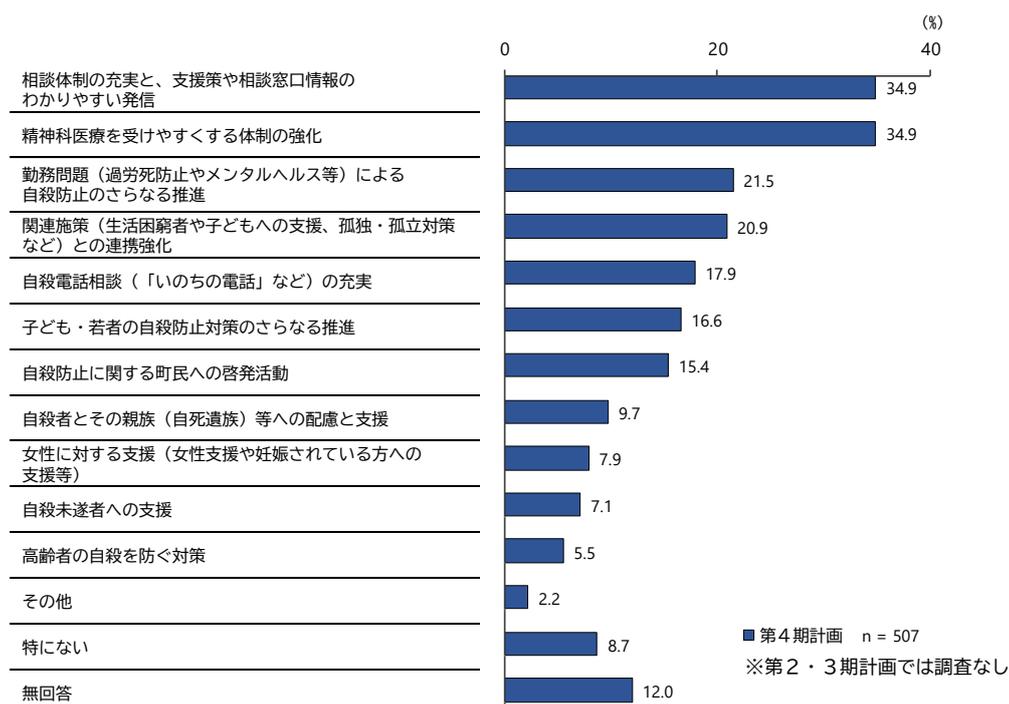
① 知っている困った時の相談窓口

知っている困った時の相談窓口については、「町福祉介護課（生活保護や障がいなど福祉に関すること）」の割合が 50.7%と最も高く、次いで「山形いのちの電話（つらい気持ちや悩みを聞いてほしい）」が 48.5%、「町社会福祉協議会（生活上の困りごとや心配ごと）」が 40.4%となっています。



② 自殺防止対策の取り組みとして、効果的だと思うもの

自殺防止対策の取り組みとして効果的だと思うものについては、「相談体制の充実と、支援策や相談窓口情報のわかりやすい発信」、「精神科医療を受けやすくする体制の強化」の割合が 34.9%と最も高く、次いで「勤務問題（過労死防止やメンタルヘルス等）による自殺防止のさらなる推進」が 21.5%、「関連施策（生活困窮者や子どもへの支援、孤独・孤立対策など）との連携強化」が 20.9%、「関連施策（生活困窮者や子どもへの支援、孤独・孤立対策など）との連携強化」が 20.9%となっています。

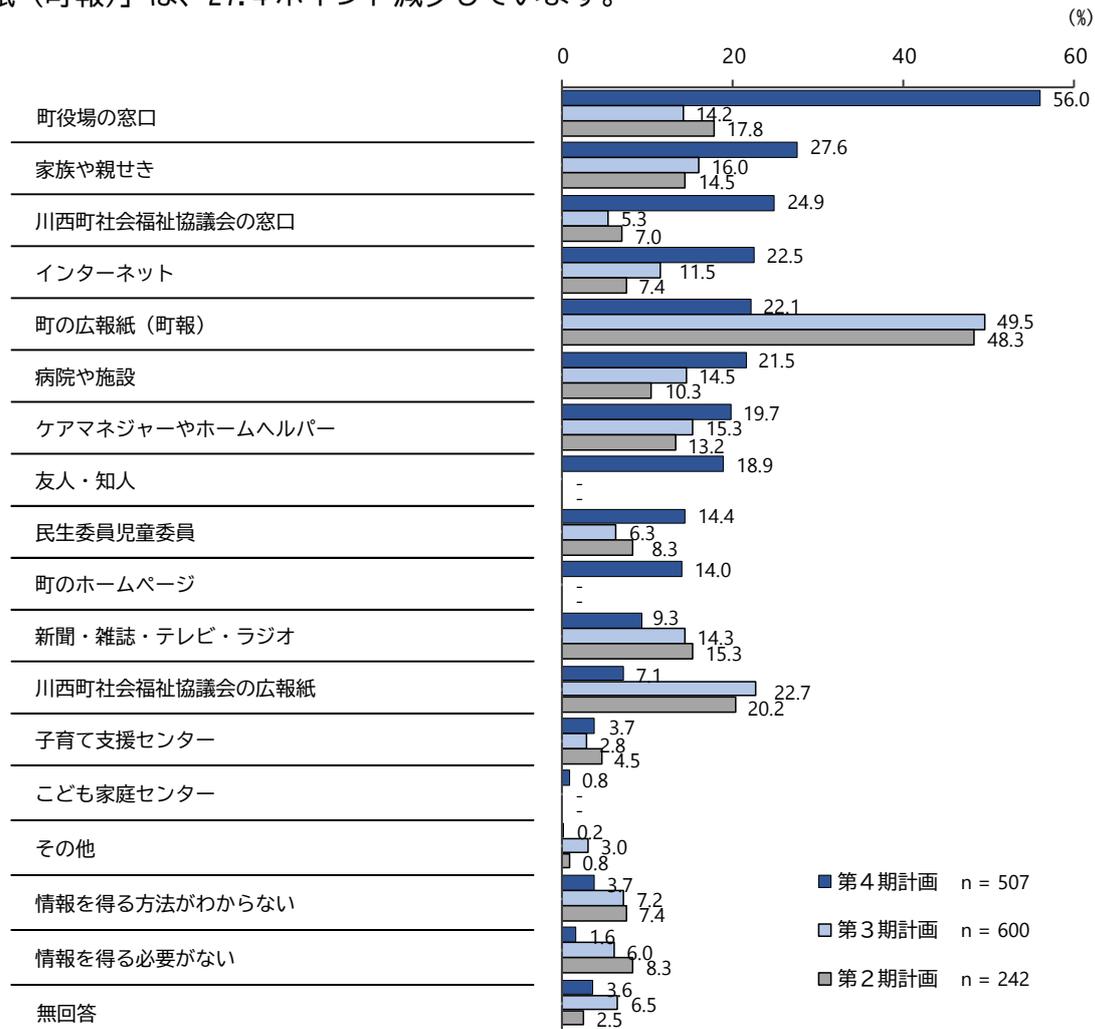


9 福祉サービスについて

① 福祉サービスに関する情報の入手方法

福祉サービスに関する情報の入手方法については、「町役場の窓口」の割合が56.0%と最も高く、次いで「家族や親せき」が27.6%、「川西町社会福祉協議会の窓口」が24.9%となっています。

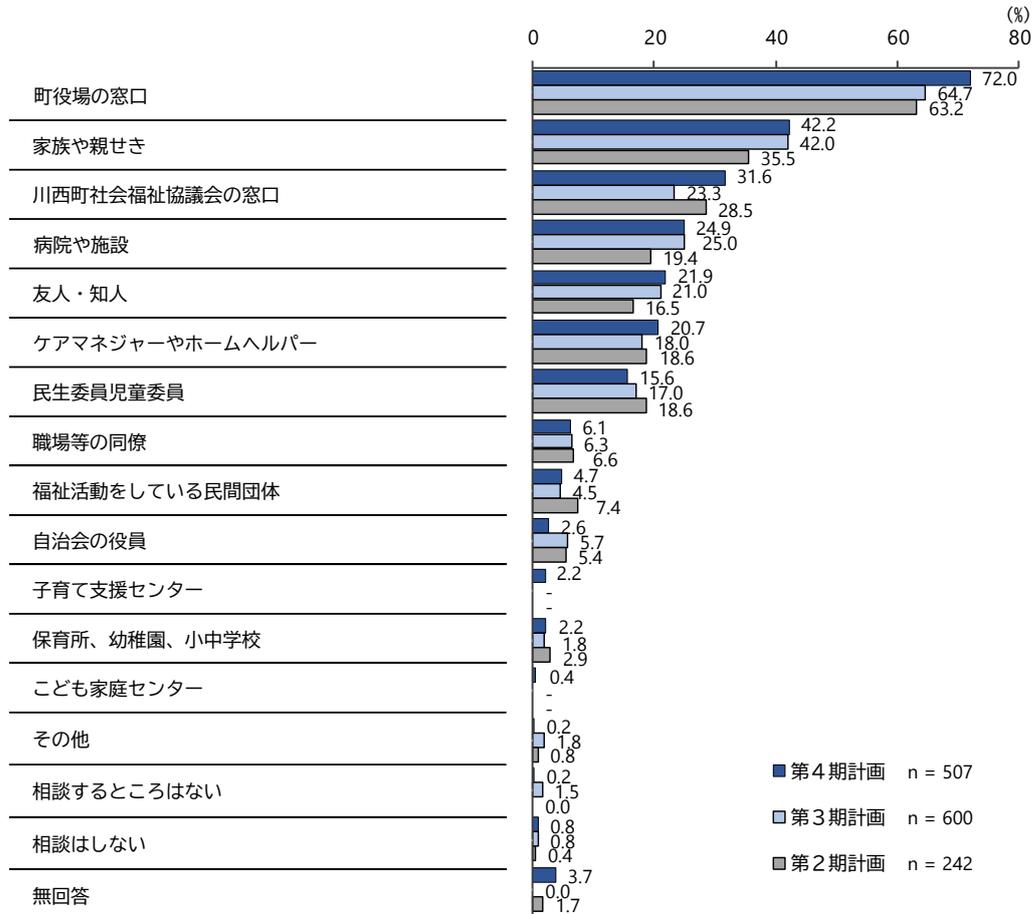
前回計画(第3期計画)と比べると、「町役場の窓口」は、41.8ポイント増加、「町の広報紙(町報)」は、27.4ポイント減少しています。



② 福祉サービスの利用に関する相談先

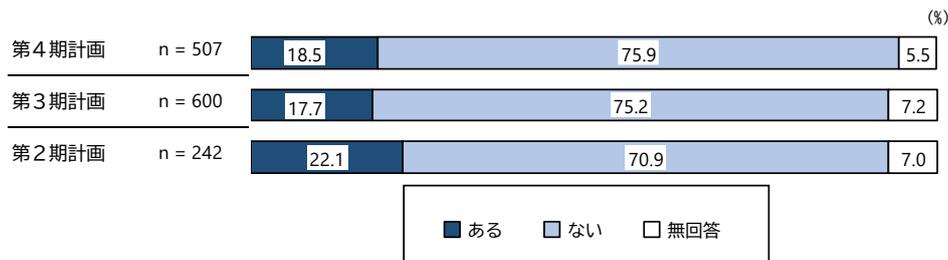
福祉サービスの利用が必要になったときの相談先については、「町役場の相談窓口」の割合が72.0%と最も高く、次いで「家族や親せき」が42.2%、「川西町社会福祉協議会の相談窓口」が31.6%となっています。

前回計画(第3期計画)と比べると、「町役場の相談窓口」は、7.3ポイント増加しており、第2期計画からみても増加傾向、「川西町社会福祉協議会の相談窓口」でも、8.3ポイント増加しています。



③ 福祉サービス利用時に不満に思ったことがあるか

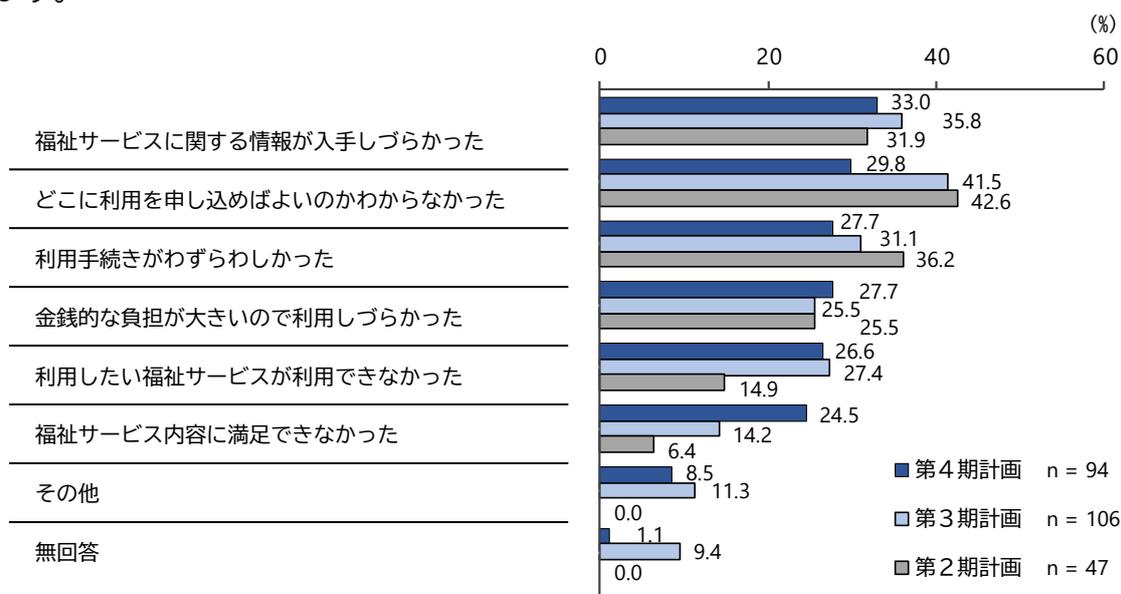
福祉サービスの利用時に不満に思ったことがあるかについては、「ない」の割合が75.9%となっています。一方で「ある」は18.5%となっています。



④ 不満に思ったこと

不満に思ったことについては、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」の割合が33.0%と最も高く、次いで「どこに利用を申し込めばよいかわからなかった」が29.8%、「利用手続きがわずらわしかった」が27.7%となっています。

前回計画(第3期計画)と比べると、「どこに利用を申し込めばよいかわからなかった」は11.7ポイント減少、「福祉サービス内容に満足できなかった」は10.3ポイント増加しています。



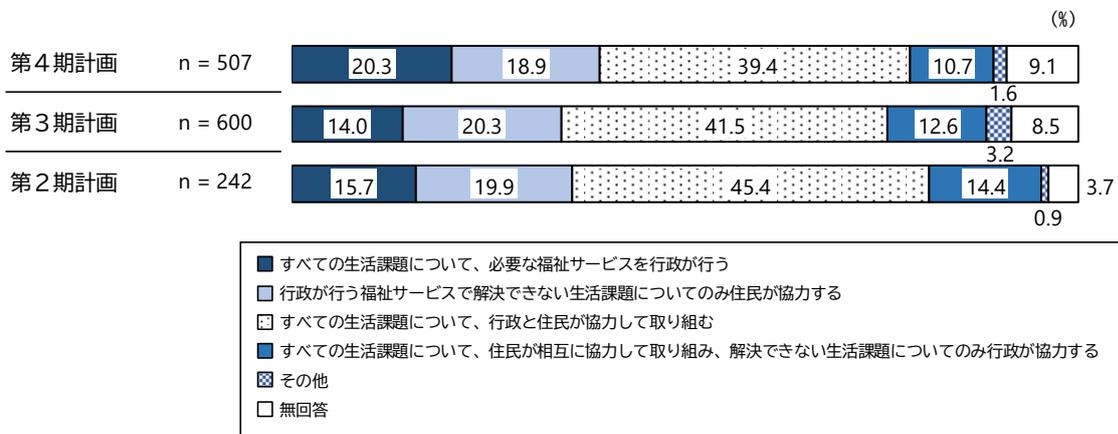
10 これからの福祉のあり方について

① 行政（町）と住民の関係で望ましいと思うもの

行政（町）と住民との関係で望ましいと思うものについては、「すべての生活課題について、行政と住民が協力して取り組む」の割合が39.4%で最も高く、次いで「すべての生活課題について、必要な福祉サービスを行政が行う」が20.3%、「行政が行う福祉サービスで解決できない生活課題についてのみ住民が協力する」が18.9%となっています。

前回計画(第3期計画)と比べると、「すべての生活課題について、必要な福祉サービスを行政が行う」は、6.3ポイント増加しています。

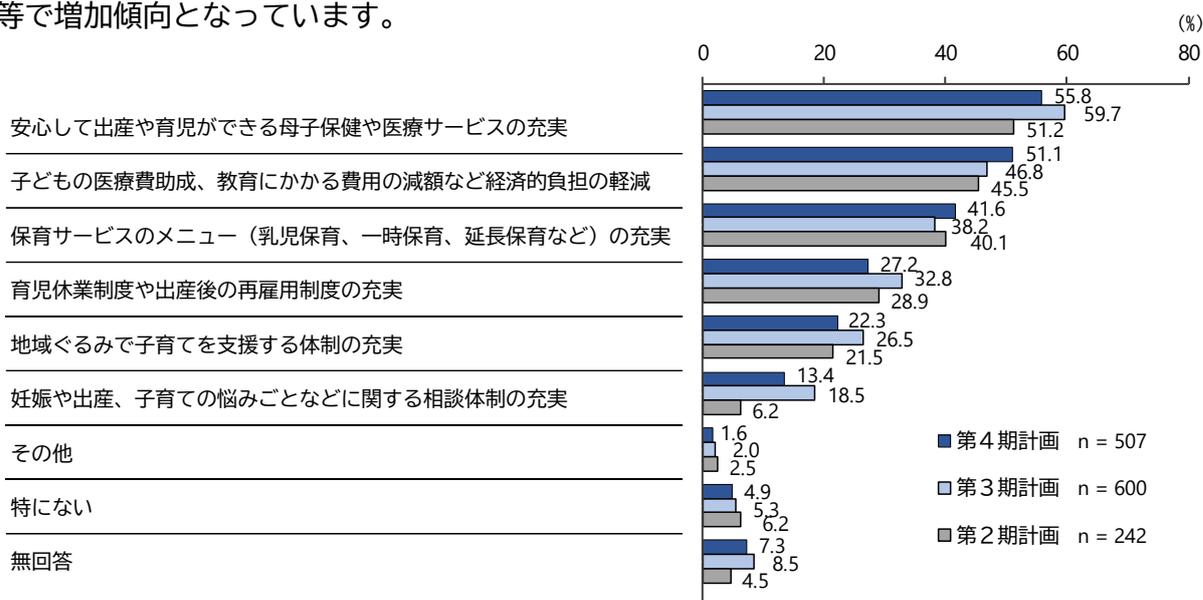
一方、「すべての生活課題について、行政と住民が協力して取り組む」は、第2期計画からみると、減少傾向にあります。



② 子どもたちやその家族が住みよいまちをつくるために、今後重要だと考えること

子どもたちやその家族が住みよいまちをつくるために、今度重要だと考えることについては、「安心して出産や育児ができる母子保健や医療サービスの充実」の割合が 55.8%で最も高く、次いで「子どもの医療費助成、教育にかかる費用の減額など経済的負担の軽減」が 51.1%、「保育サービスのメニュー（乳児保育、一時保育、延長保育など）の充実」が 41.6%となっています。

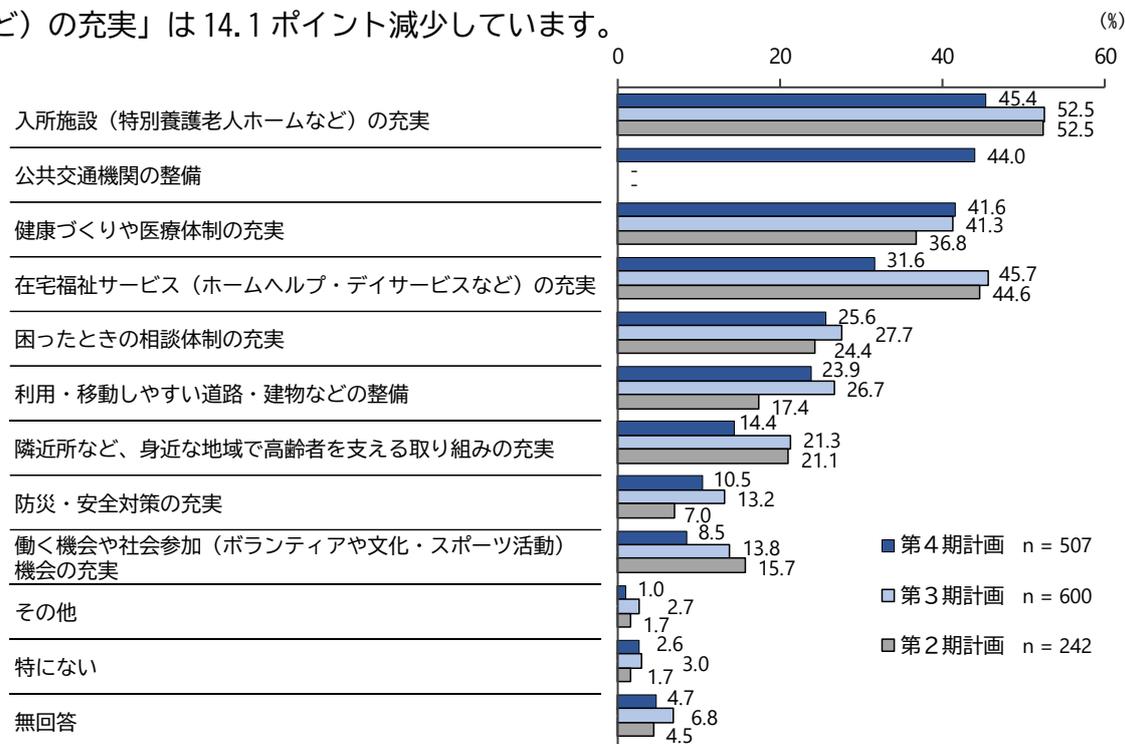
前回計画(第3期計画)と比べると、全項目にて概ね同じ傾向となっていますが、第2期計画からみると、「子どもの医療費助成、教育にかかる費用の減額など経済的負担の軽減」等で増加傾向となっています。



③ 高齢者の人たちが住みよいまちをつくるために、今後重要だと考えること

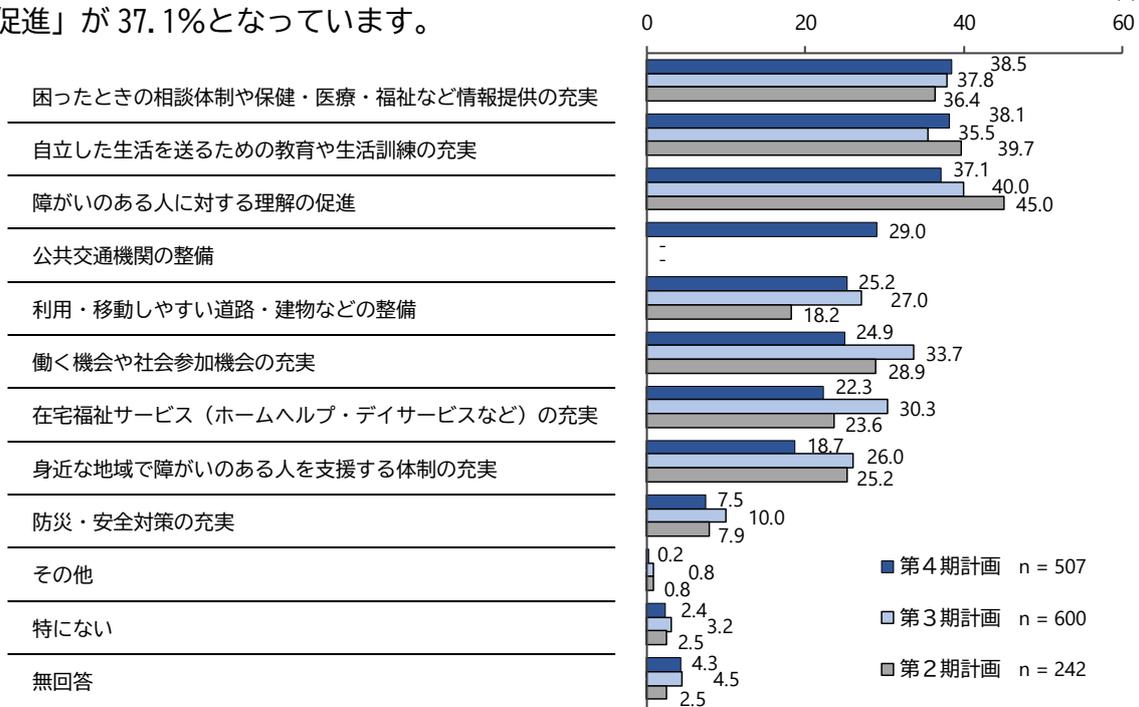
高齢者の人たちが住みよいまちをつくるために、今後重要だと考えることについては、「入所施設（特別養護老人ホームなど）の充実」の割合が45.4%で最も高く、次いで「公共交通機関の整備」が44.0%、「健康づくりや医療体制の充実」が41.6%となっています。

前回計画（第3期計画）と比べると、「在宅福祉サービス（ホームヘルプ・デイサービスなど）の充実」は14.1ポイント減少しています。



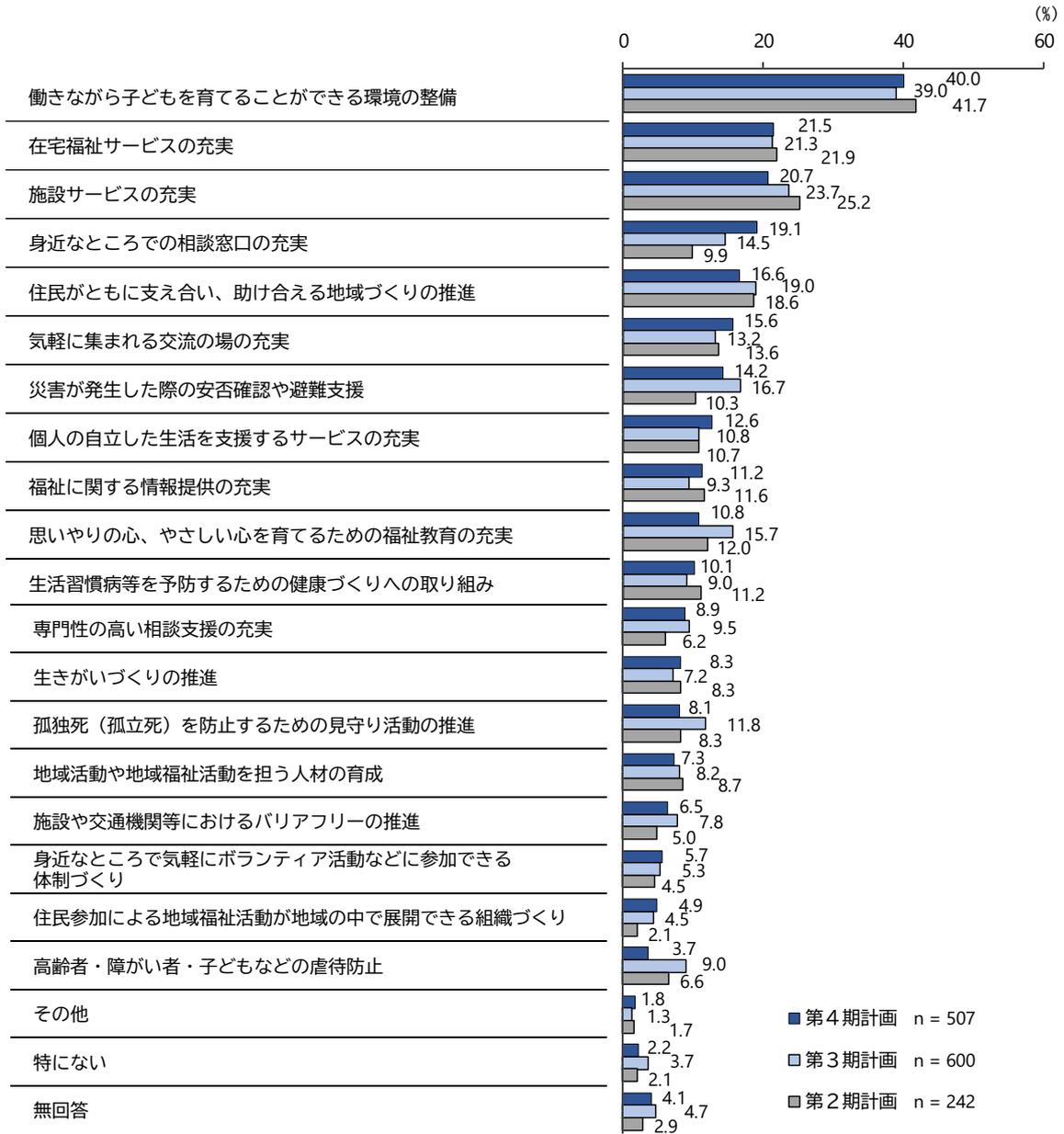
④ 障がいのある人たちが住みよいまちをつくるために、今後重要だと考えること

障がいのある人たちが住みよいまちをつくるために、今後重要だと考えることについては、「困ったときの相談体制や情報提供の充実」の割合が 38.5%で最も高く、次いで「自立した生活のための教育や生活訓練の充実」が 38.1%、「障がいのある人に対する理解の促進」が 37.1%となっています。



⑤ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために重要だと思う取り組み

住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために重要だと思う取り組みについては、「働きながら子どもを育てることができる環境の整備」の割合が40.0%で最も高く、次いで「在宅福祉サービスの充実」が21.5%、「施設サービスの充実」が20.7%となっています。



⑥ 福祉サービスや地域福祉についての、ご意見・ご要望（一部抜粋）

1. 行政について

- 面倒な手続きがないやり方に簡略化できるといいと思う。行政だと書くものが多くてその時点で申請をやめる人もいると考える。除雪や草刈りなどは地域に落としてほしいし、やすい体制ができるとよいと思う。

2. 高齢者・福祉について

- 福祉サービスは何でも受け入れるようなスタンスではなく、個人の自立を促すようなサポートが必要だと考える。また、情報提供の一方通行な関わりでなく、どの世代も等しく情報を得ることができ、かつ必要に応じて取捨選択がしやすいよう支援していく必要があると思う。
- 実際福祉に携わった人しか解らないと思います。家族に障害のある人や高齢者で不自由な人や認知症の人、本当に大変かと思います。そういう家庭の認識をまず行って、住民の声を沢山聞いて下さい。聞くだけでなく、とことん話し合い、解決に向けて欲しいです

3. 地域・町内について

- 相談窓口の充実・自治会内のコミュニティの活発化（身近な相談窓口から行政へ）
- 人口減少が進む中、地域で支え合う活動が希薄になった様な気がします。コロナ以降地域の人々の繋がりも希薄に感じます。地域みんなで支え合う街作りが必要ではないかと思っています。

4. 子ども・子育てについて

- 少子高齢化が進む地域、人口も減っているなかで、地域が高齢者側に偏りすぎたサービスになっていると感じる。子供や、若い世代に焦点をおかなければこの町を維持することすらできないと思う。
- 子どもが小さい若い世代の人達が住みやすい町づくりをしていかないと、町から離れる人が増え、どんどん人口が減っていくように感じる。

5. 施設について

- 施設に入所したくても金銭的な問題があり、家族に大きな負担がかかる。もっと多くの人々が利用できる施設が周りにできると良いと思います。
- 介護老人施設にかかる費用が高くて自分達の生活がままならない。年金でまかなえない。

6. 障がい者について

- 障がいのある方はおのずと自分の中にこもりがちですがなるべく、外へ視野を広げられるように、自分で気をつけて生活していきたい。そんなお手伝いもして頂けるようお願いします。
- 地域、行政を活用しながら家族単位で自立できることが必要だと思います。

7. 交通・公共交通・移動手段について

- 免許返納した方への交通機関の充実

第3節 目標の達成状況

第3期川西町地域福祉計画・川西町地域福祉活動計画では、基本施策毎に活動指標を設定し、計画の実現に取り組んできました。

第3期計画の終期にあたり、以下のとおり活動指標の最終評価を実施しました。全18項目（再掲含む）のうち、A（達成）は7項目（38.9%）、B（概ね達成）は4項目（22.2%）、C（未達成）は7項目（38.9%）という状況となっています。

■評価基準

| 評価区分 | 評価基準 |
|------|-------------|
| A | 達成（100%） |
| B | 概ね達成（80%程度） |
| C | 未達成（それ以外） |

基本目標1 地域福祉の推進体制づくり

| 取り組み | 指標 | 基準値 (令和元年) | 目標値 (令和7年) | 実績値 (令和7年) | 評価 |
|---|--------------------------|---------------|---------------|---------------|----|
| 基本施策1 地域福祉の意識づくり | | | | | |
| (1)人権・福祉意識の向上 (2)広報・啓発活動の充実 | 高齢者・児童・障がい者 (児)虐待認定件数 | 8件 | 0件 | 14件 | C |
| | 福祉座談会の開催 | 5回 | 7回 | 3回 | C |
| 基本施策2 地域福祉活動の推進 | | | | | |
| (1)地域福祉活動を担う人材の育成 (2)地域活動やボランティア活動などの 活性化 | ボランティアグループ数 | 19 グループ | 19 グループ | 19 グループ | A |
| | ボランティア会員登録者数 | 260人 | 260人 | 242人 | B |
| | 地域学校協働本部ボランティア協力者数 | 219人 | 230人 | 260人 (9月末) | A |

基本目標2 ふれあい・支え合いづくり

| 取り組み | 指標 | 基準値 (令和元年) | 目標値 (令和7年) | 実績値 (令和7年) | 評価 |
|---|-------------------|---------------|---------------|---------------|----|
| 基本施策1 地域交流の促進 | | | | | |
| (1)世代間交流の推進 | 住民主体の通いの場の箇所数 | 39箇所 | 41箇所 | 44箇所 | A |
| (2)地域の交流活動の推進 | 交流に必要な機材・備品の貸出し件数 | 27件 | 30件 | 49件 | A |
| 基本施策2 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり | | | | | |
| (1)隣近所の交流促進 (2)見守り体制の充実 | 高齢者福祉充実のためのサロン数 | 56箇所 | 62箇所 | 55箇所 | B |
| 基本施策3 地域福祉のネットワークづくり | | | | | |
| (1)福祉活動をつなぐネットワークづくり (2)社会福祉協議会の活動促進 | 福祉座談会の開催【再掲】 | 5回 | 7回 | 3回 | C |

基本目標3 安心して生活ができる環境づくり

| 取り組み | 指標 | 基準値 (令和元年) | 目標値 (令和7年) | 実績値 (令和7年) | 評価 |
|--|----------------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|----|
| 基本施策1 防災、防犯体制の充実 | | | | | |
| (1)災害時への備えと防災体制の強化 | 支援者が選出された避難行動要支援者の割合 | 99% | 100% | 95% | B |
| (2)災害時の避難行動要支援者支援の促進 | 町内交通事故発生件数(暦年) | 45件 | 30件 | 21件 | A |
| (3)防犯・交通安全対策の推進 | ボランティアコーディネーター研修受講者数(期間累計) | 0名 | 5名 | 0名 | C |
| 基本施策2 保健・福祉サービスの充実 | | | | | |
| (1)健康づくりの推進 | 心と体の健康づくり(平均自立期間) | 男性 78.4歳 女性 83.7歳 | 男性 79.6歳 女性 84.0歳 | 男性 80.0歳 女性 82.3歳 (1/未現在) | B |
| (2)総合的な相談支援体制と情報提供の充実 | 子育て支援センター利用数(0~2歳児) | 延2,200人 | 延3,000人 | 延500人 | C |
| (3)安心して利用できる福祉サービスの推進 | 放課後児童クラブ利用児童割合 | 36.3% | 40.0% | 47.6% | A |
| (4)出産・子育て支援の充実 | 心配ごと相談所開催回数 | 年49回 | 年48回 | 年24回 | C |
| 基本施策3 暮らしを支える環境づくり | | | | | |
| (1)権利擁護の充実と成年後見制度の推進 (2)虐待・ひきこもり等の防止 | 生活保護から自立した世帯数(期間累計) | 3世帯 | 15世帯 | 22世帯 | A |
| (3)生活困窮者の自立支援と自殺予防対策 (4)ユニバーサルデザインの推進によるバリアフリーの強化 | 高齢者・児童・障がい者(児)虐待認定件数【再掲】 | 8件 | 0件 | 14件 | C |

第4節 川西町の地域福祉に関わる課題

アンケート調査結果及び各種統計資料に基づき、第4期川西町地域福祉計画・川西町地域福祉活動計画に必要と考えられる川西町の地域福祉に関わる課題を、以下のとおり整理しました。

課題① 地域のつながりの希薄化

近所付き合いの程度について「あいさつをしあう程度」にとどまる人が増えており、互いの様子が分かるような関係（立ち話・相談・頼みごと等）を築けている人は少なくなっています。

また、地域の中で助け合うことが「ない」とする回答が6割以上みられるほか、近所の世帯に対して「特に手助けできることはない」という回答も増加しており、近所同士での支援・協力につながりにくい状況がうかがえます。

コロナ禍後、地域での行事等が縮小され、交流の機会が回復していない状況にあり、周囲の困りごとや小さな変化に気づく機会が減り、課題の早期把握が難しくなることが懸念されます。今後は、世代や属性を超えた様々な交流の機会を確保し、日常の接点を増やすことで、声かけ・見守りにつながる関係づくりを進める必要があります。

課題② 地域活動・ボランティア活動への参加促進と担い手確保

ボランティア活動の参加経験は約3割にとどまり、参加したい条件としては「身体的な負担が少ない」「気軽に参加できる」が上位となっています。つまり、町民が参加しやすいと感じるためには、負担の少なさや気軽さへの配慮が重要であることが分かります。地域福祉活動の担い手が固定化しやすい中で、参加者の広がりが十分でない状態が続くと、担い手の確保や活動の継続が難しくなり、地域活動の縮小につながるおそれがあります。

そのため、町民が無理なく地域活動やボランティア活動に参加できる環境を整えるとともに、活動をつなぐコーディネート機能や人材育成を充実させ、「やってもらう福祉」から「参加する福祉」へと広げていくことが求められます。

課題③ 高齢単身・高齢夫婦世帯の増加への対応

総人口・世帯数・1世帯あたり人員はいずれも減少しており、核家族化や単身化が進んでいます。特に、65歳以上のひとり暮らし高齢者は増加しているほか、高齢者夫婦世帯も増加傾向にあります。

こうした世帯の増加や高齢化の進行により、要支援者をはじめ支援を必要とする人が増えることが見込まれ、見守りや生活支援の必要性が高まっています。また、家族だけでは対応が難しいケースも増えることが懸念されます。

このことから、地域の見守りや支え合いをより一層充実させ、安心して暮らし続けられる環境づくりを進める必要があります。

課題④ 生活課題を抱える人への早期把握と適切な支援

ひきこもり・閉じこもりの方が地域や身近にいると回答した人が一定割合みられることに加え、少子高齢化や家族形態の変化、生活環境の変化等を背景に、生活の中で支援を必要とする人や世帯は多様化、複雑化、複合化しています。こうした課題は、本人や家族から相談が出にくく、支援につながらないまま長期化・深刻化するおそれがあります。

そのため、関係機関・団体や地域の見守りの中で、早い段階で把握し、状況に応じた支援につなげる仕組みを整えることが必要です。あわせて、相談を待つのではなく、必要に応じて地域に出向くなどのアウトリーチも含め、分野や制度にとらわれない包括的な相談支援体制のもとで、相談・支援が途切れない体制づくりを進める必要があります。

課題⑤ 地域福祉に係る情報の周知の充実

「地域共生社会」という言葉の認知度は約2割にとどまり、社会福祉協議会を「知っている」人も3割以下となっています。また、成年後見制度についても「聞いたことはあるが内容は知らない」「知らない」と回答した割合が6割以上を占めており、地域福祉の理念や社会福祉協議会の役割、権利擁護に関する制度等について、町民への浸透が十分でないことが課題です。

さらに、障がいのある人への理解や差別解消が「進んでいないと思う」「どちらともいえない」が合わせて約8割となっており、理解促進や差別解消に向けた取組の充実も求められます。

そのため、広報・周知の取組を進めるとともに、これらの内容が町民に分かりやすく伝わるよう、情報提供の方法や案内の仕方を工夫し、必要な支援や制度の利用につながりやすい環境を整える必要があります。

課題⑥ 安心・安全を支える体制づくり

アンケートでは、災害時に避難の手助けについて「難しい」「わからない」が約7割を占めており、要支援者を地域で支える体制が十分に整っていないことが課題です。災害時には支援が必要な人ほど自力での避難が難しく、地域の共助が機能しない場合、避難の遅れや孤立につながるおそれがあります。

そのため、平時から、支援が必要な人の把握や支援方法の確認を進めるとともに、地域の中で「誰が・何をするか」といった役割分担を明確にし、声かけ・避難誘導・情報共有等が円滑に行えるよう、災害時に支援が機能する仕組みを整える必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本町においては、少子高齢化や核家族化の進行、ひとり暮らしなど世帯の小規模化やそれに伴う家族の相互扶助機能の弱体化が確実に進んでいます。個人の価値観や生活様式の多様化、社会経済状況の変化などにより地域住民同士の関係は薄れ、町民が抱える福祉課題は多様化、複雑化、複合化しています。

こうした地域社会で発生する課題を解決し、高齢者や子ども、障がいのある人たちなど、地域に暮らす人々の誰もが住みなれた地域で安心して自分らしく生活していくためには、公的サービスの充実のみならず、町民、地域住民組織、地域活動団体、関係機関・団体、民生委員児童委員、社会福祉協議会などがお互いに支え合い、助け合い、地域づくりを推進していくことが大切です。

そこで、本計画では、町民が自ら主体となって「地域において、人と人のつながりを築き、地域が抱える様々な課題についてみんなで知恵を出し合い、お互いの支え合いによって解決するための仕組みを創る」ことにより、一人ひとりの「幸せ」を積み重ね、地域全体の「豊かさ」へとつながる地域共生社会の実現、持続可能な福祉のまちを目指し、次の基本理念を設定します。

《基本理念》

共に支え合い 共に創る
みんなが満たされる福祉のまち

第2節 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、基本目標として以下の3つを設定します。

基本目標1 地域福祉の推進体制づくり

地域で暮らす人々の人権や福祉意識の向上を図るとともに、地域活動・ボランティア活動への参加を促進し、これからの地域福祉活動を担う人々の育成を図ります。

町民同士が交流を深め、信頼し合い、お互いに助け合い、支え合える関係を広げるとともに、地域の中で困りごとや変化に早い段階で気づき、必要な支援につなげられるよう、人材の育成や町民の自発的で主体性のある活動を支える体制づくりを推進します。

基本目標2 ふれあい・支え合いづくり

日常的な声掛けや地域の見守り活動などを通じて、ふれあい、支え合える地域をつくるため、町民の積極的な活動への参画を促すとともに、世代や属性を超えた交流の機会を確保します。あわせて、社会福祉協議会や民生委員児童委員をはじめ、さまざまな団体・関係機関と連携し、地域福祉のネットワークづくりを推進します。

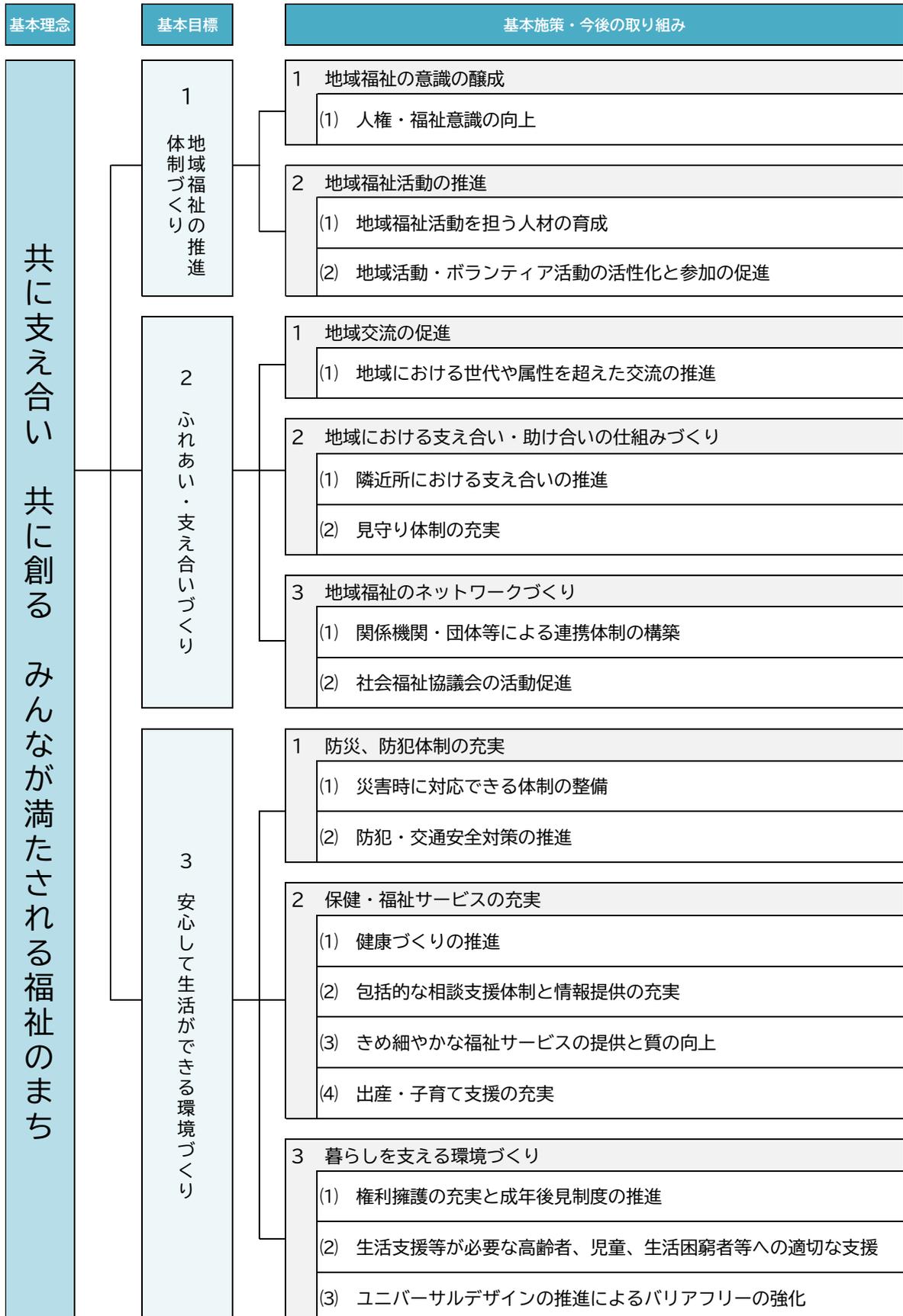
基本目標3 安心して生活ができる環境づくり

町民が必要な時に適切な支援につながるよう、健康に対する意識の向上を図り、保健・医療・福祉、介護に関する情報提供や包括的な相談体制の充実を進めていきます。また、災害時には要配慮者の支援が重要となることから、平時からの備えや地域の共助の取組を促進します。

孤独・孤立に至らぬよう予防の推進や、至っても支援を求める「声を上げやすい」「声をかけやすい」体制の構築に努め、地域づくりを推進します。

年齢、性別の違いや障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いを認め合い、尊重しあいながら、誰もが地域社会の中で安全に安心して暮らすことができる環境づくりを推進します。

第3節 施策の体系



第4章 地域福祉推進の施策

第1節 施策の展開

基本目標1 地域福祉の推進体制づくり

基本施策1 地域福祉の意識の醸成

現状と課題

人口減少と超高齢社会の進行により、「自助」「互助」「共助」「公助」が相互に連携しながら地域を支えていくことの重要性が高まっています。一方で、地域活動の担い手不足や、地域における人と人とのつながりの希薄化が進んでおり、地域の支え合いの基盤は弱まりつつあります。

また、地域や家庭環境を取り巻く課題は年々多様化・複雑化しており、単身世帯や高齢者世帯、核家族の増加により、従来の家族や地域に依存した支援だけでは対応が難しくなっています。こうした状況の中で、地域における支え合いの重要性は一層高まっています。

今後、地域共生社会を実現していくためには、地域の課題を「他人ごと」としてではなく「自分ごと」として捉え、一人ひとりが地域住民として主体性を持ち、互いに協力しながら課題解決に取り組んでいくことが求められます。そのため、地域の人と人との結びつきを大切にするとともに、他者を思いやり、支え合おうとする意識のさらなる醸成が必要です。

今後の取り組み1 人権・福祉意識の向上

誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現を目指し、その人らしさや人々の多様性を認め合うとともに、他者を思いやり、互いに支え合おうとする意識の向上を図ります。また、地域の課題を「他人ごと」としてではなく「自分ごと」として捉え、主体的な行動につなげていく意識の醸成に取り組み、特に若年層に対しては、介護や障がいなどに対する正しい理解の普及を図り、人権や福祉に対する意識の形成を重点的に進めます。

さらに、人権や地域福祉に関する広報・啓発活動を展開し、地域における支え合いや助け合いを進める地域福祉への理解促進と意識の高揚を図ります。

各主体の取り組み

| 役割主体 | 内容 |
|---------|--|
| 個人や家族 | <ul style="list-style-type: none"> ①家庭で福祉に関する話題について話し合い、高齢者や障がいのある人、アンコンシャス・バイアス※について理解を深めましょう。 ②子どもを障がい者（児）や高齢者との交流の場へ幼児期から参加するよう心がけましょう。 ③町や社会福祉協議会が発信する福祉情報に目を通し、町の出来事に関心を持ちましょう。 |
| 近隣や地域 | <ul style="list-style-type: none"> ①障がい者（児）や高齢者と交流を行う場などへ、幼少期から参加する機会をつくりましょう。 ②町や社会福祉協議会が発信する福祉情報に目を通し、イベントや行事に参加しましょう。 ③話題となっている地域福祉の問題について、自分の地域のことを「自分ごと」として考え、話し合しましょう。 |
| 町(行政) | <ul style="list-style-type: none"> ①人権擁護委員が行う人権啓発活動への支援や幼児施設、教育施設での人権、福祉教育を推進します。 ②障がい者（児）への差別解消に対する意識や、子育て、介護における理解を養うなどの職場体験学習、各種講座の充実を図ります。 ③その人らしさや人々の多様性を認め合い、共生できる社会を実現するため、ノーマライゼーション※理念の地域への普及を図ります。 ④障がいや障がい者（児）に対する正しい理解の普及や意識啓発を行い、障がいを理由とする差別や偏見の解消を図ります。 ⑤町報やホームページ、SNS などを活用し、人権や地域福祉に関する情報提供を行います。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ①人権意識を高め、福祉意識を向上させるため、福祉座談会の開催の呼びかけや福祉出前講座の開催など、地域での人権・福祉教育を推進します。 ②福祉団体や福祉施設と連携し、福祉体験やイベント開催など、地域住民が障がいや介護について理解を深めることができるような機会の充実を図ります。 ③広報紙やホームページ、SNS などを活用し、地域福祉活動やボランティア活動の広報・啓発を図るとともに、地域での座談会などを通じ、情報提供と福祉活動への理解を推進します。 |

※アンコンシャス・バイアス：過去の経験や環境から形成された、無意識の「偏見」や「思い込み」のこと。

※ノーマライゼーション：障がいのある人や高齢者など、社会的に不利益を受けやすい人々が社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方のこと。

基本施策2 地域福祉活動の推進

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行により超高齢社会を迎え、要支援者のニーズが増加している一方で、地域活動における担い手不足や役員の高齢化が進み、地域コミュニティの機能低下や担い手の高齢化・不足が深刻化しています。

自治会役員、地域住民組織や地域活動団体の役員、民生委員児童委員など、地域の一部の人だけが取り組むものではなく、子どもから大人まで地域住民みんなで、地域福祉を担っていくことが重要であることから、地域活動を支える担い手の発掘・育成が求められます。

自治会に限らず、ボランティア団体、事業所、学校、専門機関、民生委員児童委員、社会福祉協議会など、多様な主体が連携し、それぞれの役割を活かしながら地域づくりを進めていく体制の強化が必要です。

今後の取り組み1 地域福祉活動を担う人材の育成

民生委員児童委員などの従来からの地域福祉活動者に加え、支え手・受け手という関係を超え、誰もが地域活動の担い手であることを自覚できる機会を充実させ、地域による身近な支え合い活動の輪を広げることで、担い手の確保に努めます。

あわせて、小中学校における福祉教育を通じて福祉意識の向上を図り、将来の地域活動を支える担い手の育成につなげます。

各主体の取り組み

| 役割主体 | 内容 |
|-------|--|
| 個人や家族 | ①福祉の必要性を話し合いながら、地域活動やボランティア活動に関心を持ち、体験しましょう。 |
| 近隣や地域 | ①一人ひとりが、地域のために、お互いに助け合う・支え合う意識をもって、地域の活動に参加するとともに、地域を支える人材を育てていきましょう。 |
| 町(行政) | ①小中学校において福祉教育を通じ福祉意識を向上させ、将来の担い手育成につなげます。 ②生涯学習活動や地域づくり事業を通じた、地域福祉の担い手、リーダーの育成に努めます。 ③資格取得や人材養成などの支援を行います。 ④民生委員児童委員協議会を支援し、地域福祉活動の強化、推進を図ります。 ⑤地域における福祉活動の意義と重要性を周知します。 |

| | |
|---------|---|
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ①研修会やワークショップの開催など、地域福祉や地域課題への理解と関心が高まるような取り組みを進めます。 ②教育機関と連携しながら青少年によるボランティア活動を支援し、次世代のリーダー育成を推進します。 |
|---------|---|

今後の取り組み2 地域活動・ボランティア活動の活性化と参加の促進

地域に根ざした活動やボランティア活動などに取り組む町民や団体の活動を支援するとともに、町民一人ひとりが地域活動やボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進め、参加の促進を図り、「やってもらう福祉」から「参加する福祉」へと広げていきます。

あわせて、ボランティアを必要とする方と活動を行う方との円滑なマッチングを行うため、ボランティアセンターの設置を進めます。

各主体の取り組み

| 役割主体 | 内容 |
|---------|---|
| 個人や家族 | <ul style="list-style-type: none"> ①地域のボランティア活動に関心を持ち、自ら参加することや、無理のない形で関わることを心がけましょう。 |
| 近隣や地域 | <ul style="list-style-type: none"> ①地域の中で活動する団体に積極的に参加、協力しましょう。 ②町や社会福祉協議会が行う事業やボランティア活動に可能な範囲で協力しましょう。 |
| 町(行政) | <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉協議会を通じてボランティア団体の育成・支援を図ります。 ②既存施設などを有効利用することで、地域福祉活動の充実に努めます。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ①広報誌や SNS を通じて様々な地域組織の活動などを周知し、町民の主体的な参加につながるよう情報提供を行います。 ②ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動を行おうとする個人、団体の登録を推進します。 ③ボランティア活動に関する講座や研修会を通じて、ボランティアを行おうとする個人、団体の育成、登録を促進し、新たな参加者の掘り起こしを図るとともに、ボランティア活動保険制度のもと、安心してボランティア活動を行うことができるよう支援します。 ④ボランティア活動についての情報交換の場とネットワークを構築します。 ⑤地域における福祉活動の助成を行います。 |

基本目標2 ふれあい・支え合いづくり

基本施策1 地域交流の促進

現状と課題

人口減少や少子高齢化の進行により超高齢社会を迎える中で、地域コミュニティの維持が困難な状況となっています。また、貧困やひきこもり、虐待など、生活課題が多様化、複雑化、複合化しており、さらに核家族化や単身世帯、高齢者世帯の増加により、家庭内だけで課題を抱えきれないケースも増えています。その結果、地域においても「互助」の機能を維持していくことが難しくなっています。

このような状況を踏まえ、今後は地域住民同士が支え合う意識と取組を地域全体に浸透させていくことが求められており、地域住民同士の交流とともに、幼少期から多世代が関わり合う交流の機会を確保し、支え合いの基盤となる人と人とのつながりを育んでいくことが重要です。

今後の取り組み1 地域における世代や属性を超えた交流の推進

地域における世代や属性を超えた交流を推進するため、幼児施設や学校、障がい者支援施設、就労支援事業所、老人クラブなどにおける各種行事を通じて、地域住民や高齢者、障がい者（児）など多様な立場の人々が交流する機会を創出し、相互理解の促進を図ります。

また、小学校の適正配置に伴い、学校の再編が見込まれることから、地域内のみならず地域を越えた地域間の交流を推進します。

各主体の取り組み

| 役割主体 | 内容 |
|-------|--|
| 個人や家族 | ①家族ぐるみで地域の祭りや伝統行事に積極的に参加し、交流を深めましょう。 ②世代や立場を超えて共に交流できる行事などに積極的に参加しましょう。 |
| 近隣や地域 | ①高齢者から地域の伝統や習慣について話を聞く機会などに参加しましょう。 ②地域に住む高齢者や障がい者（児）が、相互に交流できる場をつくりましょう。 ③地域の交流活動や地域行事の活動内容などの情報を積極的に発信し、参加者の増加に努めましょう。 |

| 役割主体 | 内容 |
|---------|---|
| 町(行政) | <ul style="list-style-type: none"> ①老人クラブの活動を支援し、地域の高齢者などの知恵や体験、伝統・文化を若い人に伝えるなど、世代間交流の促進に向けた働きかけを行います。 ②幼児施設や小中学校での世代間交流の機会づくりに努めます。 ③様々な世代を対象としたサロン活動など、町民同士が自然に関わり合える交流の場を支援します。 ④障がい者が自ら行う活動を広く町民に広報します。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者や障がいのある人をはじめ、多様な人々が交流を深める機会づくりに努めます。 ②地域での行事などを実施する際、機材や備品などの貸出しを行います。 ③各地区の自治会単位に福祉座談会を開催し、地域福祉に関する情報交換を通じて地域との連携を深めるとともに、町民が行う地域福祉活動を支援します。 ④既存の福祉団体への加入を推奨し、会員同士の交流から地域への世代間交流の広がりを促進します。 |

基本施策2 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり

現状と課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、自治会の行事等が縮小され、その後も地域における交流の機会が十分に回復していない状況がみられます。また、共働き世帯や単身世帯の増加、生活時間の多様化により、隣近所との日常的な交流が減少しています。

あわせて、地域コミュニティ以外の職場や趣味、インターネットを通じた人間関係など、つながりの在り方が多様化する中で、地域への関心が薄れつつあります。

このような状況の中で、高齢者や障がい者、ひきこもり、閉じこもり、子育て世代など、要支援者の層は多様化しており、抱える課題やニーズも複雑化しています。また、見守りなどの役割が民生委員児童委員など、地域の一部の人に集中することが懸念されます。

今後は、こうした多様で複合的なニーズに対応できる地域の支え合いの仕組みづくりが求められています。

今後の取り組み1 隣近所における支え合いの推進

顔の見える関係性を構築するため、町民同士が日常的にあいさつを交わし、親しみのある地域社会を築いていけるよう、地域住民や地域活動団体を通じた声かけの取組を促進していきます。

また、相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる地域づくりのため、住民主体の通いの場や各地区交流センターにおける各種事業を通じて、日常的なつながりを育む場を確保するとともに、孤独・孤立を生まないための居場所づくりや地域の交流活動の推進に取り組みます。支え・支えられる関係が循環する地域づくりに取り組みます。

各主体の取り組み

| 役割主体 | 内容 |
|-------|---|
| 個人や家族 | ①進んであいさつし、隣近所の人と交流を深めましょう。 ②地域での交流や行事等に積極的に参加しましょう。 ③近所に、困ったときに相談できる人をつくりましょう。 |
| 近隣や地域 | ①地域において、住民同士の顔の見える関係を築くため、あいさつ運動を広げましょう。 ②自治会の住民同士の信頼関係を築き、お互いに頼れる地域づくりを進めましょう。 ③自治会の公民館など、地域の施設を交流の場として積極的に活用しましょう。 ④ゴミ出しや買い物など、ちょっとした生活の困りごとを支え合いましょう。 |

| 役割主体 | 内容 |
|---------|--|
| 町(行政) | <ul style="list-style-type: none"> ① 幼児施設や小中学校、地域などと連携して、あいさつ運動を推進します。 ② 身近な場所で、地域住民同士が顔を合わせることができる機会、居場所づくりなどを推進します。 ③ 自治会などをはじめ、地域の各種団体などが自主的に取り組む福祉活動の活性化を推進します。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ① 町(行政)と連携して、福祉のコミュニティづくりやいきいきサロンなどの交流活動を支援します。 ② 子どもから高齢者まで気軽に参加できる地域活動を通じて、住民同士の声かけを推進します。 |

今後の取り組み2 見守り体制の充実

地域で生活する人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の協力を得ながら見守り活動を推進するとともに、活動内容や報告について適切に把握し、必要に応じた対応が図れるよう内部体制の整備を進めます。

あわせて、除雪ボランティアや災害対応などの取組を通じて、隣近所における日常的な関係づくりや見守り体制を整えます。

多様化、複雑化、複合化する生活課題を抱える人が、孤独・孤立に至らないよう、また、孤独・孤立に至っても支援を求める「声を上げやすい」、「声をかけやすい」地域づくりを、見守り体制の充実を図り、推進していきます。

各主体の取り組み

| 役割主体 | 内容 |
|-------|--|
| 個人や家族 | <ul style="list-style-type: none"> ① 隣近所や周囲と普段からかかわりを持ち、日常的に声かけや心くばりをしましょう。 ② 難しい相談を受けたら、行政や関係機関につなぎましょう。 ③ 困りごとがあれば、自ら声を上げましょう。 |
| 近隣や地域 | <ul style="list-style-type: none"> ① 子どもたちの登下校時又は遊びの際、できる範囲で見守りに協力しましょう。 ② 隣近所で気にかかる人がいる場合は、見守りや助け合いを心がけましょう。 ③ 困っている人や気になる人がいたら、自治会長、民生委員児童委員や町(行政)、社会福祉協議会などへ連絡しましょう。 |
| 町(行政) | <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者や障がい者(児)、子どもたちの見守り活動に対する理解を深めていくための啓発を行い、活動への参加を促します。 ② 民生委員児童委員、障害者相談員、在宅介護支援センターによる訪問活動を通じて見守りが必要な世帯の把握に努め、地域課題に早期に対応するよう努めます。 ③ 緊急通報システム、配食サービス、徘徊高齢者等事前登録などの事業により、介護サービスと福祉サービスを連携させた重層的な見守り活動を推進します。 |

| | |
|----------------|--|
| <p>社会福祉協議会</p> | <p>①老人クラブや身体障害者福祉協議会による友愛訪問活動を通じて、孤立しがちな高齢者や障がい者の見守りを推進します。 ②町（行政）と連携した見守りネットワークの活動推進に取り組み、地域課題を早期に把握、対応するように努めます。</p> |
|----------------|--|

基本施策3 地域福祉のネットワークづくり

現状と課題

地域には、自治会や民生委員児童委員、老人クラブやボランティア団体、子ども会、地区交流センターなど、さまざまな福祉活動を担う機関・団体が存在していますが、担い手の高齢化が進み、後継者不足が課題となっています。

また、高齢者や障がい者、ひきこもり、閉じこもり、子育て世代など、要支援者の層は多様化しており、抱える課題やニーズも複雑化していることから、今後は、地域福祉の担い手の確保とともに、各種福祉活動を行う機関・団体、人材、施設などの社会資源が持つ強みを生かしながら、相互の連携や協力体制を一層強化していくことが求められています。

今後の取り組み1 関係機関・団体等による連携体制の構築

自治会や自主防災組織、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、日本赤十字社、NPO法人、事業所など、さまざまな地域福祉の関係機関・団体間のネットワークづくりを進め、相互の情報共有や交流を通じて、組織間の連携強化を図ります。

各主体の取り組み

| 役割主体 | 内容 |
|---------|---|
| 個人や家族 | ①地域福祉活動に取り組む団体や事業所などの活動内容を理解し、共有しましょう。 |
| 近隣や地域 | ①地域活動の役割分担について互いに話し合い、協力しましょう。 ②各団体がそれぞれの個性や得意分野を活かしあいながら、地域のネットワークづくりに取り組みましょう。 ③地域ごとに自治会、民生委員児童委員、子ども会、老人クラブなどが連携することで、地域活動やニーズに関する情報を共有し、交流活動を推進しましょう。 |
| 町(行政) | ①自治会などをはじめ地域の各種団体が取り組む地域活動を活性化するため、地域間での情報共有や連携の強化を推進します。 ②各種福祉活動を行う機関・団体から、町が設置する協議会等に参画いただき、地域の意見等を行政に反映するよう努めます。 ③農業と障がい者福祉が連携して取り組む農福連携を推進します。 |
| 社会福祉協議会 | ①地域の様々な組織、団体と連携し、情報の提供や共有に努めます。 ②地域活動を効果的に推進するための関係機関、団体の連携や協働体制の強化を図ります。 ③開催するイベントなどへの参加を広く呼びかけ、地域の活動や課題を共有するとともに活動の連携を図ります。 ④地域が取り組む福祉活動について、内容の充実と拡大を支援します。 |

今後の取り組み2 社会福祉協議会の活動促進

社会福祉協議会が、地域が抱えるさまざまな福祉課題の解決に向けた地域福祉の推進役として、関係機関や団体をつなぐ中心的な役割を果たせるよう、町として助言や指導などの支援を行います。

各主体の取り組み

| 役割主体 | 内容 |
|---------|--|
| 個人や家族 | <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉協議会の広報誌、ホームページ、SNS に目を通し、活動や取り組みに関心を持ちましょう。 ②日常の中での困りごとや、地域の中で支援を必要としている人について社会福祉協議会に相談しましょう。 ③ボランティア活動や募金など無理のない範囲で社会福祉協議会の活動に参加しましょう。 |
| 近隣や地域 | <ul style="list-style-type: none"> ①福祉座談会や居場所づくり活動に参加し、社会福祉協議会と顔の見える関係を築きましょう。 ②災害時や緊急時に備え、平常時から社会福祉協議会と連携を図りましょう。 ③地域の居場所づくり活動や自治会の集まりなどで積極的に福祉出前講座を活用しましょう。 |
| 町(行政) | <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉協議会への支援・連携を図ります。 ②社会福祉協議会と連携し、活動内容を周知します。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉協議会に求められる各種事業の充実に努めます。 ②福祉だより「かけはし」やホームページの内容充実に努めます。 ③地域や学校等で福祉出前講座を実施し、社会福祉協議会の理解促進のための啓発活動に努めます。 ④社会福祉協議会の賛助会員拡大に努めるとともに、募金や会費の使途を明確にし、活動の見える化を図ります。 ⑤共同募金の配分金を活用し、地域の実情に即した地域福祉事業の推進を図ります。 ⑥社会福祉推進委員（自治会長も含む）との情報の提供や共有により、活動の強化を図ります。 |

基本目標3 安心して生活ができる環境づくり

基本施策1 防災、防犯体制の充実

現状と課題

自然災害や、特殊詐欺^{*}、SNS等を悪用した犯罪の発生など、地域を取り巻く危険は多様化、複雑化しています。

また、自主防災組織は各地区で組織されているものの、人材の確保が困難な状況となっており、活動の継続や充実が課題となっています。加えて、地域コミュニティの希薄化により、地域における共助の意識の低下が懸念されます。

このような状況を踏まえ、今後は自然災害や特殊詐欺等に対し、平時からの備えや対応を強化していくことが重要であり、地域全体で支え合う共助の力の向上が求められています。そのため、自治会や自主防災組織に加え、事業所や学校、医療・福祉関係者など、多様な主体が連携しながら防犯・防災体制を構築していくことが重要です。

今後の取り組み1 災害時に対応できる体制の整備

平時から災害に備える防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織への支援を行い、地域における共助の取組を促進します。あわせて、「自分の命は自分で守る」という自助の意識の普及を進め、町民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

また、災害ボランティアセンターの設置や運営訓練を通じて、災害発生時における迅速な対応や、災害からの早期復旧に向けた取組を進めます。さらに、防災体制の強化に向けて災害協定先の拡充を図るとともに、協定先との連携を深めていきます。

各主体の取り組み

| 役割主体 | 内容 |
|-------|---|
| 個人や家族 | ①非常持出品や必要なものをそろえて、いつでも持ち出せる準備をしておきましょう。 ②各家庭内で水や非常食を備蓄しておきましょう。 ③各家庭内で避難場所の確認や災害時の連絡の取り方などを決めておきましょう。 ④災害に備えて、防災行動計画「マイ・タイムライン」を作りましょう。 ⑤防災メールや町公式LINEに登録しましょう。 |

^{*}特殊詐欺：電話やメールで親族や公的機関を装い、信頼させて現金やキャッシュカードをだまし取る犯罪の総称のこと。

| 役割主体 | 内容 |
|---------|--|
| 近隣や地域 | <ul style="list-style-type: none"> ①地域での自主防災活動に参加、協力しましょう。 ②地域の地形や集落などの特徴に応じた防災訓練や災害時の備えについて検討をしましょう。 ③各地区や自治会の自主防災活動を活性化し、災害発生時に支援し合える体制を整えましょう。 ④避難行動要支援者の避難支援について理解を深め、協力しましょう。 ⑤防災訓練などを通じ、避難行動要支援者への支援など地域での役割分担を確認しておきましょう。 |
| 町(行政) | <ul style="list-style-type: none"> ①避難場所や災害危険個所などについて周知し、町民の防災意識を高めるための防災、減災の情報提供や啓発に努めます。 ②自主防災活動の活性化を図るため、自主防災組織等への支援を行います。 ③災害発生時に必要となる様々な対応を想定した情報などの伝達訓練や防災訓練などを行います。 ④社会福祉協議会で設置する災害ボランティアセンターと協力し、災害からの早期復旧など様々な災害対策に取り組みます。 ⑤防災資材、機材、食糧等の備蓄を強化するとともに、災害必需品の優先提供について事業所や団体等との協力体制を構築します。 ⑥支援や配慮を必要とする人が過ごしやすい、避難所の運営に努めます。 ⑦避難行動要支援者[*]の実態把握に努め、関係機関と連携し、要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう個別避難計画の策定に取り組みます。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ①大規模災害が発生した際、災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。 ②地域住民や関係機関とのネットワークを活かし、平時から福祉と防災の連携を図り、被災者の自立、生活再建、地域の復興支援をおこないます。 ③防災・減災に関する意識と知識の向上を図るため、地域や学校での防災・減災教育に取り組みます。 ④避難行動要支援者の避難支援や安否確認を確実かつ迅速に実施するため、避難行動の呼びかけや、地域での活動を支援します。 ⑤平時からボランティアセンターによる災害ボランティア登録の呼びかけをおこないます。 ⑥介護サービス事業所の専門性を生かし、個別避難計画の作成に協力します。 |

今後の取り組み2 防犯・交通安全対策の推進

地域の安全は地域で守るという意識を高め、日頃からの地域の連携により防犯力の向上を図るとともに、防犯・交通安全対策を推進します。

あわせて、幼児施設等における防犯教育に取り組み、次世代を含めた防犯意識の向上を図ります。

※避難行動要支援者：高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人などの「要配慮者」のうち、災害時に自力で避難することが困難で、地域住民や家族による支援が特に必要な人のこと。

各主体の取り組み

| 役割主体 | 内容 |
|---------|--|
| 個人や家族 | ①自分の身は自分で守ることを基本に防犯意識を高めましょう。 ②正しい交通安全のルールを身につけ、自動車や自転車等を運転する際は、安全確認を徹底しましょう。 ③防犯について、普段から家庭内で話し合しましょう。 |
| 近隣や地域 | ①子どもたちの登下校時又は遊びの際、できる範囲で見守りに協力しましょう。 ②地域で協力し合い、地域の防犯力を高めましょう。 ③地域の危険個所について把握し、関係機関に連絡するなど事故を防ぎましょう。 |
| 町(行政) | ①防犯や交通安全対策などの普及・啓発や情報提供に努めます。 ②正しい交通マナーが身に付くよう、年齢層に応じた交通安全教育を行います。 ③高齢者を狙った電話被害、消費者被害の防止のための情報提供、啓発を行います。 ④警察署や各関係機関、団体との連携により、地域の安全の確保に努めます。 |
| 社会福祉協議会 | ①日常生活のトラブルや消費者被害を防止するため、情報提供、啓発を推進し、心配ごと相談を実施します。 ②行政、警察、学校、自治会等との連携による地域の安全ネットワークづくりに努めます。 |

基本施策2 保健・福祉サービスの充実

現状と課題

高齢者や障がい者（児）、子ども、生活困窮者などを対象に、専門分野ごとに相談窓口が設置されていますが、近年では、貧困や虐待、ひきこもり、障がい、精神疾患など、複数の課題を複合的に抱えるケースが増加しています。そのため、制度や分野ごとの対応では十分な支援につながりにくい状況がみられます。また、セルフネグレクト※の状態にある人については、問題が深刻化してから相談につながるケースもあり、早期発見・早期支援が課題となっています。

今後は、課題を抱える相談者が制度の狭間に陥ることのないよう、包括的な相談体制の構築が求められており、アウトリーチ支援※の推進とあわせて、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、こども家庭センター、警察、保健所、医療機関、児童相談所等の関係機関が連携した支援体制の強化が重要です。

今後の取り組み1 健康づくりの推進

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、自身のこころと身体の健康や介護予防に関心を持ち、日常生活の中で継続的に取り組む健康づくりを推進します。

各主体の取り組み

| 役割主体 | 内容 |
|-------|---|
| 個人や家族 | ①減塩など食生活や生活習慣を見直し、健康管理を行いましょう。 ②定期的に健康診断を受け、自分の健康状態を知っておきましょう。 ③日常生活の中で、適度な運動を心がけましょう。 ④健康づくりについて関心を持ち、介護予防教室や地域で取り組む健康づくりに参加しましょう。 ⑤自分や、身近な人の心の不調に気づいたら、町（行政）や関係する窓口にご相談しましょう。 |
| 近隣や地域 | ①地域ぐるみで健康づくりに取り組みましょう。 ②近所や地区の人たちと、健康に関する情報交換ができる機会をつくりましょう。 ③地域の中で、こころの健康に関する悩みや不安、知識を得る必要がある場合は、町（行政）や関係する窓口にご相談しましょう。 |

※セルフネグレクト：自分自身の基本的な生活管理や健康管理を十分に行えなくなり、心身の安全や健康が脅かされる状態のこと。

※アウトリーチ支援：福祉、医療、教育、行政などの分野において、支援が必要であるにもかかわらず、自ら助けを求めることができない（またはしない）人々に対し、支援者側から「受け身で待つ」のではなく、「出向く」「手を差し伸べる」「届ける」という方法でアプローチし、必要なサービスを提供する取り組みのこと。

| 役割主体 | 内容 |
|---------|--|
| 町(行政) | ①健康づくりの推進のため、ウォーキング等の実施や、健康に関する情報の普及・啓発を行います。 ②各種健康診断、健康相談、健康教室、予防接種などの保健事業を推進します。 ③減塩をはじめとする食生活改善活動の推進や食育など食と健康に関する情報の普及、啓発を行います。 ④認知症予防の普及・啓発や認知症の早期発見、早期診断、早期対応に向けた体制の整備を図ります。 ⑤こころの健康づくりに関する普及・啓発や健康相談、訪問指導などを行います。 ⑥地域で行う様々な介護予防事業を通じて、身近なところで行える介護予防活動を支援します。 |
| 社会福祉協議会 | ①介護に関する教室や情報交換会の開催など、介護予防事業を推進します。 ②ふれあい・いきいきサロンや身体障がい者ふれあいサロンの充実を図り、高齢者や障がいの健康づくりや介護予防、生きがいつくりを支援します。 ③介護サービス事業所の専門性を活かし、地域住民が主体的に健康づくりや介護予防に取り組める環境を支援します。 |

今後の取り組み2 包括的な相談支援体制と情報提供の充実

制度の狭間にある課題や、複雑化・複合化する課題を抱える人や世帯を早期に把握し、適切な支援につなげるため、包括的な相談支援体制の構築を進めます。セルフネグレクトの状態にある人や健診未受診者、生活習慣病ハイリスク者などについては、相談を待つのではなく、地域に出向いて訪問するアウトリーチ支援を推進します。

また、制度や分野にとらわれない重層的な支援体制により、福祉サービスの利用促進と一体的な支援を図るとともに、関係機関との連携を深めていきます。

医療的ケア児のいる世帯に対しては、行政をはじめ、保健所、医療機関、サービス事業所等と連携し、子育て、保健、福祉、防災が一体となった支援体制を構築します。

新たに整備する公立置賜川西診療所に地域在宅医療連携拠点を設け、地域包括ケアシステムと医療・福祉との連携を強化し、包括的かつ継続的な支援体制の構築を図ります。

ひきこもりや閉じこもり、孤独・孤立に至らぬよう予防の推進や、孤独・孤立に至っても支援を求める「声を上げやすい」「声をかけやすい」体制の構築に努め、地域づくりを推進します。

さらに、「川西町いのちを支えるネットワーク推進計画（第2期）」とともに、包括的な相談支援体制の構築とアウトリーチ支援の推進により、自殺防止に取り組めます。

各主体の取り組み

| 役割主体 | 内容 |
|---------|---|
| 個人や家族 | <ul style="list-style-type: none"> ①困りごとや悩みごとなどは、民生委員児童委員、町の相談窓口や社会福祉協議会に気軽に相談しましょう。 ②近所や地域で、悩みや困りごとを相談できる人を見つけておきましょう。 ③家族や身近で悩んでいる人がいたら、関係する相談窓口の利用や、相談するまでの声かけや手助けをしましょう。 ④広報誌やホームページ、SNSなどを利用して、相談窓口の情報を知っておきましょう。 |
| 近隣や地域 | <ul style="list-style-type: none"> ①個人のプライバシーを尊重しつつ、地域の課題を「自分ごと」としてとらえ、分野別または専門の相談機関につなげるなど、協働して解決することに努めましょう。 ②自治会や地区において、民生委員児童委員などを中心に、高齢者や障がい者（児）などを見守りましょう。 |
| 町(行政) | <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者、障がい者（児）、子ども、生活困窮者、配慮を必要とする独居者などが抱える課題解決に向け、重層的な相談体制の構築に努めるとともに、支援を必要とする人が、制度の狭間から取り残されることがないように、包括的支援体制を整え、適切な支援へつなげるよう努めます。 ②ひきこもり状態、孤独・孤立にある人など、日常生活に困難を有する人に対しては、早期発見、早期支援につながるよう必要に応じて地域に出向いて訪問するなど、アウトリーチ支援に努めます。 ③専門性の高い相談支援を行うため、職員の研修を充実するとともに、関係機関との情報交換や連携を強化し、課題解決に努めます。 ④相談窓口や福祉サービスについて、誰もが必要な支援や制度の利用につながる情報提供の充実を図ります。 ⑤民生委員児童委員への情報提供や研修、活動などを支援します。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ①町民が抱える生活上の悩みや問題などに関し、各種支援機関や地域の関係者による支え合いや福祉活動との連携を図り、継続的な支援をおこないます。 ②関係機関との連携を強化し、情報の共有化を図ることで相談体制の充実に努めます。 ③アウトリーチによる個別対応を強化し、社会的に孤立しやすい立場の方や複合的な問題を抱えた方に対する支援に繋がります。 ④自殺予防に関する正しい情報や知識の普及啓発に努めます。 ⑤自殺予防に向け、関係機関、町（行政）との連携を図ります。 |

今後の取り組み3 きめ細やかな福祉サービスの提供と質の向上

高齢者や障がい者（児）、子育て世帯、生活困窮世帯など、支援を必要とする人が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・介護に関するサービスの充実を図ります。

あわせて、利用者本位のサービス提供を進めるため、サービス提供者や利用者、関係機関からの意見や苦情を幅広く把握する機会を設け、サービスの質の向上や改善につなげていきます。

各主体の取り組み

| 役割主体 | 内容 |
|---------|---|
| 個人や家族 | <ul style="list-style-type: none"> ①広報誌やホームページ、SNSなどで自分が利用できる福祉サービスを知るようにしましょう。 ②福祉サービスについてわからないことや不安なことは、関係機関に問い合わせましょう。 ③福祉サービスに関する苦情があれば、町の関係部署などに相談しましょう。 |
| 近隣や地域 | <ul style="list-style-type: none"> ①自治会や地域で支援やサービスが必要な人がいれば、民生委員児童委員、町（行政）や社会福祉協議会など関係機関につなぎましょう。 ②福祉サービスへの理解を深め、福祉サービス事業所と地域との交流を通して良好な関係を築きましょう。 |
| 町（行政） | <ul style="list-style-type: none"> ①福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。 ②福祉サービス事業者、医療機関など属性の異なる関係者が、互いに連携して利用者を支援できる仕組みづくりを推進します。 ③各種相談機関や医療、福祉サービス事業所、民生委員児童委員、ケースワーカーなどと連携し、利用者が安心して選択・利用できるサービスの質の向上と量の確保に努めます。 ④福祉サービス事業者に対し第三者評価制度及び苦情解決制度の周知を図ります。 ⑤福祉サービスに関する利用者からの苦情について、適切な対応を行います。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ①介護サービス事業所の専門性を活かし、利用者が住みなれた地域で安心して生活を継続できるよう、質の高い在宅福祉サービスの提供を推進します。 ②関係機関との連携を図りながら、利用者にとって適切かつ必要なサービス提供に努めます。 ③制度の狭間にある人に、支援を届けることができるよう、ニーズの把握や独自のサービス・新しいサービスを図れるよう検討します。 |

今後の取り組み4 出産・子育て支援の充実

地域の中で安心して出産や子育てができるよう、こども家庭センターを中心に、妊娠期から出産・子育て期まで、関係機関と連携しながら、切れ目のない一体的な支援を推進します。

各主体の取り組み

| 役割主体 | 内容 |
|---------|---|
| 個人や家族 | <ul style="list-style-type: none"> ①出産や子育てについて一人で悩みを抱え込まず、身近な信頼できる人や町の健康子育て課などに相談しましょう。 ②家庭との時間を大切にし、子どもを通しての地域行事や活動に参加し交流を図りましょう。 ③子育て支援サービスを知り、利用してみましょう。 ④親と子はお互いにコミュニケーションをとるよう心掛けましょう。 |
| 近隣や地域 | <ul style="list-style-type: none"> ①地域の子どもたちを地域全体で見守り、子育て世代への理解と支援を心がけましょう。 ②地域と子どもとの交流の機会を作りましょう。 |
| 町(行政) | <ul style="list-style-type: none"> ①こども家庭センターにおいて、妊娠、出産、子育てに関して切れ目のない支援の仕組みを整えていきます。 ②安心できる小児、母子医療体制を推進します。 ③子どもの健康の保持増進を推進します。 ④子育て支援センターの充実を図ります。 ⑤子どもの発達や特性に応じた取組を推進します。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ①放課後児童クラブの充実を図り、子どもの健全育成と働く保護者の支援を推進します。 ②子育て世帯同士の交流や情報交換、お互いの助け合いを推進するため、地域で取り組む子育てサロン活動を支援します。 ③川西町こどもの居場所づくりサポートセンターを設置し、子ども達を地域全体で見守り、支える取組を広げます。 |

基本施策3 暮らしを支える環境づくり

現状と課題

障害者差別解消法や男女共同参画基本法、児童福祉法などの法整備や、学校教育等を通じて、人権意識は高まりつつあります。また、地域共生社会の理念も徐々に浸透し、多様な人々が互いを尊重しながら共に暮らすことの重要性について認識が広がっています。

一方で、今後も引き続き、人権意識のさらなる醸成と差別解消の取組を推進していくことが求められており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境の整備が重要な課題となっています。

今後の取り組み1 権利擁護の充実と成年後見制度の推進

高齢者や子ども、障がい者（児）に対する虐待や、DVなどの人権侵害の防止と早期発見、早期対応を図るため、相談・通告窓口の周知と体制の充実を進めるとともに、地域や関係機関との連携を強化します。

民生委員児童委員や社会福祉協議会、介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、権利擁護*が必要な人の把握に努めます。

あわせて、成年後見センターや成年後見制度*利用支援事業を活用し、成年後見制度の利用促進を図ります。

各主体の取り組み

| 役割主体 | 内容 |
|-------|---|
| 個人や家族 | ①権利擁護や成年後見制度に関する理解を深めましょう。 ②虐待等権利が守られていない人に気づいたら、相談機関につなげましょう。 ③各種サービス利用について悩みや不安があれば、一人で抱え込まず相談しましょう。 |
| 近隣や地域 | ①虐待やDVと思われる様子が気が付いたときは、警察や町（行政）に速やかに相談、連絡しましょう。 ②地域の中で困っている人がいれば、みなで見守り、支え合いましょう。 ③地域の中で、成年後見制度について理解を深め、認知症、生活困窮、孤立から生じる異変に気づくことがあれば、民生委員児童委員、社会福祉協議会、町（行政）につなぎましょう。 |

※権利擁護：権利擁護とは、高齢者をはじめとする支援が必要な人たちの権利や尊厳を守り、その人らしい生活を支えること。

※成年後見制度：認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人に対して、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービス、施設への入所に関する契約及び遺産分割の協議などについて支援し、財産や権利などを保護する制度のこと。

| 役割主体 | 内容 |
|---------|--|
| 町(行政) | <ul style="list-style-type: none"> ①虐待やいじめ、DVなどの人権侵害に対処できるよう関係機関との連携を強化するとともに、制度の普及啓発に努めます。 ②日常生活自立支援事業や成年後見制度について広く周知するとともに、利用についての相談窓口を充実し、利用促進を図ります。 ③民生委員児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどと連携し、権利擁護事業の対象者の把握や利用促進に努めます。 ④成年後見センターの活用により権利擁護支援を推進します。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ①虐待などの防止に向けた関係機関、町（行政）との連携を強化します。 ②関係機関と連携し、権利擁護相談窓口の充実を図ります。 ③障がい者団体が行う活動などの情報を広報し、障がいや障がい者（児）に対する理解の促進に努めます。 ④判断能力が十分でない人が地域において自立して生活ができるよう、福祉サービス利用援助などの支援体制の強化を図ります。 ⑤利用者にとって、適切な日常生活自立支援事業を実施するため、生活支援員の充実に努めます。 |

今後の取り組み2 生活支援等が必要な高齢者、児童、生活困窮者等への適切な支援

高齢者や子ども、障がい者（児）や生活困窮者、また、ひきこもり・閉じこもり状態にある人やその家族からの相談に応じ、状況に応じた支援につなげ、問題の解消に努めます。

あわせて、自立支援策の充実や家族を支える取組を推進するとともに、相談対応にあたる職員の人材育成を図り、地域や各関係機関との連携を強化します。

各主体の取り組み

| 役割主体 | 内容 |
|-------|---|
| 個人や家族 | <ul style="list-style-type: none"> ①近隣に生活で困っているような人がいないか心を配りましょう。 |
| 近隣や地域 | <ul style="list-style-type: none"> ①地域での集まり、活動、行事の中で、高齢者、子ども、障がい者（児）等に対する虐待問題やひきこもりなどについて、学び、話し合い、理解を深めましょう。 ②近所などで生活困窮と思われる人がいたら、民生委員児童委員や町（行政）に連絡しましょう。 |
| 町(行政) | <ul style="list-style-type: none"> ①民生委員児童委員、社会福祉協議会等関係機関と連携し、生活困窮者の情報を把握し、相談窓口へつなげるなど支援します。 ②生活困窮世帯の児童・生徒への支援を行います。 ③町民からの相談の受け手となる人のための研修や、人材育成の支援、関係機関や団体との連携強化を図ります。 |

| 役割主体 | 内容 |
|---------|---|
| 社会福祉協議会 | <p>①民生委員児童委員、町（行政）関係機関と連携し、必要に応じてケース会議を開催するなど、相談に適切に対応します。</p> <p>②緊急的に生活が困窮した支援が必要な町民に対し、一時的に食料を提供したり、又は生活資金の貸付など経済的な自立を支援します。</p> <p>③低所得者などの生活困窮者に対し、関係機関と連携しながら、就労をはじめとする福祉課題の解決に向けた適切な支援を図ります。</p> |

今後の取り組み3 ユニバーサルデザインの推進によるバリアフリーの強化

高齢者や障がい者（児）、妊婦や子どもなど、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、自由にさまざまな活動ができるよう、町及び町民が一体となってユニバーサルデザイン※やバリアフリー※の取組を推進するとともに、生活環境や職場環境においても配慮ができる、人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

あわせて、町民が安全に暮らすことができるよう、道路や橋梁、河川について計画的な点検整備と適切な維持管理に努めるとともに、地域の支え合いによる除雪作業や雪下ろしへの支援など、日常生活を支える取組の強化を図ります。

各主体の取り組み

| 役割主体 | 内容 |
|---------|---|
| 個人や家族 | <ul style="list-style-type: none"> ①困っている人がいたら手伝うなど、思いやりの気持ちを持ちましょう。 ②狭い道路や歩道では、障がいになるものを置かないようにしましょう。 ③通勤、通行の途中などで危険物や危険個所を見つけたら、地域や行政に情報提供しましょう。 |
| 近隣や地域 | <ul style="list-style-type: none"> ①地域の危険個所を把握し、通行の妨げになるものは取り除き、生活環境の改善について、地域でできることに取り組みましょう。 |
| 町(行政) | <ul style="list-style-type: none"> ①支え合いのまちづくりとこころのバリアフリーへの理解を深めるため、町民意識の啓発に努めます。 ②公共施設の整備、改修の際は、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れ、またバリアフリー化を推進します。 ③ユニバーサルデザインやバリアフリーについて広報、啓発に努めます。 ④冬期間の安全な生活の確保のため、除雪体制の充実に努めます。 |
| 社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ①ユニバーサルデザインやバリアフリーについての普及・啓発に努め、関係団体の要望活動を支援します。 ②車いすなどの福祉用具の貸し出しを行い、高齢者、障がい者（児）などの社会活動への参加促進を図ります。 ③情報のユニバーサルデザイン化に努め、誰もが理解でき、利用できる情報提供の仕組みをつくりまします。 |

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢、性別等に関わらず、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境を計画する考えのこと。

※バリアフリー：障がいのある人や高齢者を含むすべての人が、あらゆる分野の活動に平等に参加するうえで、様々な障がいを取り除かれ、安全で快適な生活を送ることができるようにすること。

第2節 基本目標における成果指標

本計画の成果指標を次のとおり設定し、計画の進捗状況を確認するため、川西町地域福祉計画推進委員会等において各年度ごとに検証・評価を行います。

その結果を踏まえ、必要に応じて施策の見直しや改善を行い、計画の着実な推進を図ります。

成果指標は、次期計画策定時に実施するアンケート調査項目の結果とします。

基本目標1 地域福祉の推進体制づくり

| 取り組み | 成果指標 | 現在値 (令和7年) | 目標値 (令和12年) |
|----------------------------|------------------------------------|---------------|----------------|
| 1 地域福祉の意識の醸成 | | | |
| (1)人権・福祉意識の向上 | 福祉への関心が「とてもある」「ややある」 | 66.5% | 79.8% |
| 2 地域福祉活動の推進 | | | |
| (1)地域福祉活動を担う人材の育成 | ボランティア活動に「参加したことがある」 | 29.0% | 34.8% |
| (2)地域活動・ボランティア活動の活性化と参加の促進 | 今後参加してみたいボランティア活動について「参加したいとは思わない」 | 41.2% | 34.8% |

基本目標2 ふれあい・支え合いづくり

| 取り組み | 成果指標 | 現在値 (令和7年) | 目標値 (令和12年) |
|---------------------------------|--------------------------------|---------------|----------------|
| 1 地域交流の促進 | | | |
| (1)地域における世代や属性を超えた交流の推進 | 近所付き合いが「ほとんど付き合いがない」 | 5.7% | 4.6% |
| 2 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり | | | |
| (1)隣近所における支え合いの推進 | 地域の中での助け合いが「あまりない」「ない」 | 63.5% | 50.8% |
| (2)見守り体制の充実 | 近所の世帯に対して支援や協力について「特にできることはない」 | 15.2% | 12.2% |
| 3 地域福祉のネットワークづくり | | | |
| (1)関係機関・団体等による連携体制の構築 | 社協について「名前も活動の内容もよく知っている」 | 27.0% | 32.4% |
| (2)社会福祉協議会の活動促進 | 社協の活動で知っているものが「特になし」 | 10.1% | 8.1% |

基本目標3 安心して生活ができる環境づくり

| 取り組み | 成果指標 | 現在値 (令和7年) | 目標値 (令和12年) |
|--|--|---------------|----------------|
| 1 防災、防犯体制の充実 | | | |
| (1)災害時に対応できる体制の整備 (2)防犯・交通安全対策の推進 | 周りに高齢者や障がいのある人に避難の手助けが「できる」 | 41.2% | 49.4% |
| | 手助けするのが難しい、わからない理由「近所とのつきあいが普段からない」 | 10.6% | 8.5% |
| 2 保健・福祉サービスの充実 | | | |
| (1)健康づくりの推進 (2)包括的な相談支援体制と情報提供の充実 (3)きめ細やかな福祉サービスの提供と質の向上 (4)出産・子育て支援の充実 | 知っている困ったときの相談窓口は「健康子育て課」 | 35.7% | 42.8% |
| | 福祉サービスについて「情報を得る方法がわからない」 | 3.7% | 3.0% |
| | 福祉サービス利用時に不満が「ある」 | 18.5% | 14.8% |
| | 知っている困ったときの相談窓口は「こども家庭センター」 | 10.1% | 12.1% |
| 3 暮らしを支える環境づくり | | | |
| (1)権利擁護の充実と成年後見制度の推進 (2)生活支援等が必要な高齢者、児童、生活困窮者等への適切な支援 (3)ユニバーサルデザインの推進によるバリアフリーの強化 | 障がいのある方への理解や差別解消が「進んでいる」 | 17.2% | 20.6% |
| | 行政と住民との望ましい関係は「すべての生活課題について行政と住民が協力して取り組む」 | 39.4% | 47.3% |
| | 地域共生社会について「よく知っている」、「知っている」 | 23.2% | 27.8% |

第5章 川西町のいのちを支えるネットワーク推進計画（第2期）

第1節 計画の策定にあたって

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、精神保健上の問題だけでなく、健康問題や家庭問題、貧困などの生活困窮や孤立などの様々な社会的要因が複合的に重なり合っています。自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こりうる危機です。

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進しています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、自殺対策を健康、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、生きることの包括的な支援として総合的に推進するため、川西町地域福祉計画・地域福祉活動計画に、自殺対策計画を包含し、町民が安心して住み続けられる地域共生社会を目指します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定する「市町村自殺対策計画」として、国の自殺総合対策大綱、いのちを支える山形県自殺対策計画（第2期）を踏まえ、第6次川西町総合計画や第3次川西町健康増進・食育推進計画など各種個別計画との整合性を図り、策定します。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第4節 現状と課題

（1）自殺の現状

本町の自殺者数は、年により変動はあるものの直近5年間は、ほぼ横這いといえる状況で、自殺死亡率は「16.9」と全国や県とほぼ同水準となっています。

また、性別・年齢別では、男性の自殺者数が女性の5倍となっており、特に40歳代男性の自殺死亡率が「65.5」と突出しています。

自殺者の就労、同居人の有無の状況は、自殺者のほとんどが有職者で、同居人ありとなっています。

※自殺死亡率は、直近5年間の平均では「16.9」となっていますが、本町の人口規模では1人の自殺者で自殺死亡率が大きく変動します。

第5章 川西町のいのちを支えるネットワーク推進計画（第2期）

【自殺死亡率の推移】

（人口10万対）

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 川西町 | 18.3 | 31.0 | 31.6 | 12.9 | 19.8 | 13.3 | 6.8 | 20.9 | 21.5 | 21.9 |
| 山形県 | 21.4 | 19.9 | 18.7 | 18.2 | 17.0 | 17.3 | 19.9 | 16.9 | 15.5 | 15.2 |
| 全国 | 18.6 | 17.0 | 16.5 | 16.2 | 15.7 | 16.4 | 16.4 | 17.3 | 17.3 | 16.1 |

出典：地域自殺実態プロファイル

（2）自殺対策の課題

アンケート調査の結果から、相談窓口の周知については、一定程度周知が図られていると考えられますが、さらなる周知が必要です。

また、自殺の背景は、1つの原因だけでなく、様々な社会的要因や生活課題が複合的に重なり合うことから、制度の狭間に取り残されない相談体制や支援、見守りやアウトリーチによる支援が必要であります。

さらに、支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい関係づくり、地域づくりを推進していく必要があります。

第5節 数値目標の達成状況

第1期計画で掲げた数値目標の達成状況は、下記のとおりで、一定程度の成果があったものと考えられます。

| | 平成26～平成30年 平均値（現状値） | 令和2～6年 平均値（目標値） | 令和2～6年 平均値（実績値） |
|-------|------------------------|--------------------|--------------------|
| 自殺死亡率 | 21.1 | 18.0以下 | 16.9 |

第6節 計画の基本的な考え方

（1）基本理念

本町では、第1期計画の基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を継続します。基本理念の実現に向け、横断的体制により、本計画を推進します。

（2）自殺の現状

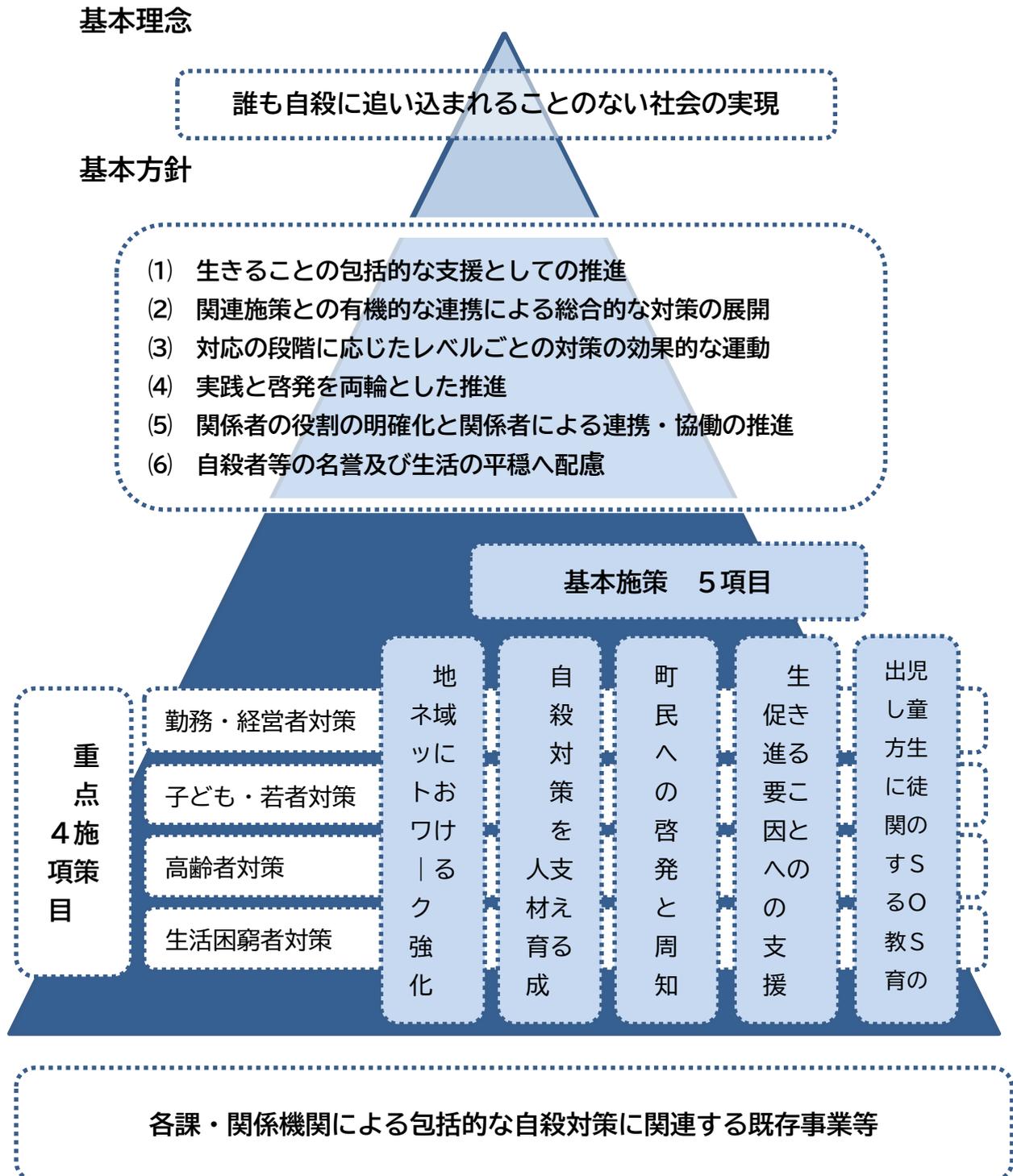
国の自殺総合対策大綱を踏まえ以下の6項目を基本方針とし、本計画を推進します。

- (1) 生きることの包括的な支援としての推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な運動
- (4) 実践と啓発を両輪とした推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏へ配慮

（3）施策体系

全国的に取り組む基本施策と地域自殺実態プロファイルで示された重点施策の組合せによる、地域特性に応じた施策を推進するとともに、市内の多様な既存事業により包括的な自殺対策を推進します。

施策の体系図



第7節 自殺対策の施策

1 基本施策

（1）地域におけるネットワークの強化

自殺には、様々な要因が複雑に関係しており、包括的な取組が重要となります。そのため、様々な分野の施策、人々や組織の密接な連携を図ります。

（2）自殺対策を支える人材の育成

自殺対策には、悩みや困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要となるため、誰もが早期の「気づきに」対応できるよう、必要な研修等に参加します。

（3）町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得ることですが、危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適切であるとの理解を促進するとともに、早期の気づきから、寄り添い、医療機関等専門家につなぎ、見守るという意識が共有される啓発事業を展開します。

（4）生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因」（自己肯定感や信頼できる人間関係、生きがい等）よりも「生きることの阻害要因」（生活困窮や過労、孤独等）が上回った時、自殺に追い込まれる危険性が高まるため、自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援を推進します。

（5）児童生徒のSOSの出し方に関する教育

困難やストレスに直面した児童生徒が、信頼できる大人に助けを求めたり、周囲の大人がSOSに気づき適切な対応ができるよう、具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育を推進します。

2 重点施策

（1）勤務・経営者対策

育児や介護等との両立や長時間労働、職場の人間関係や経済的な不安、経営上の責任といった社会的にも身体的に負担や悩みが大きくなります。

また、町内事業所のほとんどが小規模事業所であり、小規模事業所では従業員のメンタルヘルス対策が十分図られないことも危惧されます。勤務上の悩みを抱えた人が早期に適切な相談先、支援先につながるような取組を推進します。

（2）子ども・若者対策

社会では、若者の自殺者が増加傾向にあり、さらに自殺対策基本法の改正により、学校における子どもの自殺対策が位置づけられたことを踏まえ、こども家庭センターと学校が連携し、子どもの自殺防止に向けた取組を強化していきます。

精神的に問題を抱えている方や、社会生活に参加する上で困難を抱えている若者などに対して、早期の相談、支援につながるような取り組みを推進します。

（3）高齢者対策

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤独・孤立に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、居場所づくりや社会参加の促進といった生きることへの包括的支援としての施策の推進を図ります。

（4）生活困窮者対策

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的に関わっていることが多く、その対策を包括的な生きる支援として行います。

第8節 数値目標

令和2～6年の直近5年間の自殺死亡率「16.9」から、令和7～11年（※）の5年間の自殺死亡率を国が示す「13.0以下」を目指します。

なお、本町の人口規模では1人の自殺者が自殺死亡率を大きく変動させるため、5年間の平均値による目標設定とします。

※計画最終年度評価時に確認できる直近5年間。

| | 令和2～令和6年 平均値（現状値） | 令和7～11年 平均値（目標値） |
|-------|----------------------|---------------------|
| 自殺死亡率 | 16.9 | 13.0以下 |

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の周知

町民一人ひとりが地域における支え合いや助け合いの必要性、重要性を理解し、時には「支え手」時には「受け手」となり本計画を実践・継続していけるよう、この計画に関係するすべての人々が共通の理解を持つことが重要です。このため、町の広報紙やホームページ、SNSなどを通じて本計画を公表し、町（行政）及び社会福祉協議会が目指す地域福祉について幅広く周知します。

第2節 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域に生活している町民一人ひとりです。住みなれた地域で支え合い、助け合う地域共生社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、町民との協働による取り組みが不可欠となります。また、様々な福祉ニーズに対応していくためには、地域において活動する民生委員児童委員やボランティア団体、福祉サービス事業者等関係機関・団体が有する知識や経験が重要となります。計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体それぞれがお互いに連携を取り、その役割を果たしながら、共に計画を推進していくことが大切です。

（1）町民の役割

町民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。また、支援の必要の有無に関わらず、町民一人ひとりが福祉サービスの「受け手」であり、時には「支え手」であることを認識し、地域福祉活動や地域活動、ボランティア活動などの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画するように努めます。

また、地域活動やボランティア活動への参加を通じ、地域課題の解決に主体的に関わり、支援が必要な人に早期に気づき、関係機関等へつなぐ役割を担います。

（2）関係機関・団体等の役割

関係機関・団体等は、それぞれの専門性や機能を生かし、必要な支援やサービスを提供するとともに、関係機関相互の連携を図りながら地域住民の生活課題の解決に取り組みます。

また、支援を必要とする人や世帯の早期発見に努め、行政や社会福祉協議会等と情報共有を図りながら、地域全体で支える体制づくりに協力します。

特に、福祉サービス事業者は、福祉や介護などのサービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供

及び周知、他のサービスとの連携に取り組むことが必要です。今後ますます多様化、複雑化、複合化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業の更なる充実や新たなサービスの創出、町民が福祉活動に参加するための支援、福祉のまちづくりに参画するように努めます。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置付けられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。そのため、町（行政）と連携を図りながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において、町民や関係機関・団体、町（行政）との調整役としての役割を担います。

(4) 町（行政）の役割

町（行政）は、町民の福祉の増進を図るため、福祉施策を総合的に推進する責務があります。その責務を果たすため、町民によって構成する組織や団体、関係機関・団体、事業所、民生委員児童委員、社会福祉協議会などと相互に連携・協力を図るとともに、町民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努め、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

第3節 計画の進行管理

本計画は、町民、地域住民組織、地域活動団体、関係機関・団体等、民生委員児童委員、社会福祉協議会、町（行政）などの協働により推進されるものであり、地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、地域福祉活動関係者を含めた進捗管理を行う必要があります。このため、町（行政）と社会福祉協議会の合同推進会議として川西町地域福祉計画推進委員会を設置し、地域関係者、庁内関係各課、社会福祉協議会が相互に連携しながら評価・点検を行い、総合的・効果的な計画の進行管理に当たります。

資料編

第1節 川西町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和7年8月1日

告示第141号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき川西町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、川西町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他前号の事務執行に関して必要なこと。

(委員)

第3条 委員会の委員は、18人以内とし、次に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- (1) 福祉活動又は地域活動に関係する者
 - (2) 心の健康の保持に関する事業に関係する者
 - (3) 社会福祉事業に従事する者
 - (4) 地域福祉及び心の健康の保持に関心があり、委員公募に応募した川西町内に住所を有する18歳以上の者
 - (5) その他町長が必要と認める者
- 2 前項第4号に規定する委員は、2人以内とする。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(組織)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長がこれを招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会は、所掌事務に関し、必要に応じ関係者等から意見等を聞くことができる。

(部会)

第6条 委員会に、専門事項の調査、研究等を行うため、部会を設けることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉介護課に置く。

2 事務局員は、川西町社会福祉協議会職員及び川西町職員から町長が委嘱又は任命する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

第2節 川西町地域福祉計画策定委員会委員名簿

委員長 ◎ 副委員長 ○

| | 団体名 | 役職 | 氏名 | 備考 |
|----|--------------------------------|-------|---------|------------|
| 1 | 川西町社会福祉協議会 | 会長 | ◎ 金子 正美 | |
| 2 | 川西町民生委員児童委員協議会 | 会長 | 高橋 栄一 | |
| 3 | 地区交流センター長会（地域福祉） 東沢地区交流センター | センター長 | 阪野 正則 | |
| 4 | 川西町ボランティア連絡会 | 会長 | 菅井 厚 | |
| 5 | 川西町老人クラブ連合会 | 会長 | 大友 憲一 | |
| 6 | 特別養護老人ホームそよ風の森 | 荘長補佐 | 中村 真由美 | |
| 7 | 在宅介護支援センターかがやきの丘 | 相談員 | 木崎 藍子 | |
| 8 | 川西町身体障害者福祉協議会 | 会長 | ○ 安部 眞 | |
| 9 | 特定非営利活動法人はらっぱ | 理事長 | 佐藤 博 | |
| 10 | 希望が丘地域福祉支援センター | 所長 | 濱田 鈴 | |
| 11 | 川西町PTA連合会 | 会長 | 井上 忍 | |
| 12 | 学校法人天笠学園 認定こども園小松幼稚園 | 副園長 | 天笠 真希 | |
| 13 | 米沢警察署 川西駐在所 | 所長 | 小林 浩明 | |
| 14 | 川西町商工会 | 事務局長 | 金子 浩樹 | (~R8.1.31) |
| | 川西町商工会 | 事務局長 | 鈴木 清隆 | (R8.2.1~) |
| 15 | 公募委員 | | 金子 真紀子 | |

第3節 計画策定の経過

| 開催日 | 会議名等 | 内 容 |
|------------|---------------|-----------------------------------|
| 令和7年10月20日 | 第1回 計画策定委員会 | 計画趣旨と概要説明 アンケート調査について |
| 12月8日 | 議会産業厚生常任委員会説明 | 策定状況報告 |
| 12月10日 | アンケート調査実施 | |
| 令和8年1月29日 | 第2回 計画策定委員会 | アンケート調査結果報告 現計画評価・検証 次期計画検討 |
| 2月26日 | 第3回 計画策定委員会 | 計画案の協議 |
| 3月10日 | 議会産業厚生常任委員会説明 | 策定状況報告 |
| | パブリックコメント実施 | 計画案に係る町民意見の募集 |
| | | |



川西町地域福祉計画・川西町地域福祉活動計画

令和8年3月発行

編集・発行 川西町・社会福祉法人川西町社会福祉協議会

■川西町役場

〒999-0193 川西町大字上小松 977 番地 1 TEL 0238-42-2111 (代表)

ホームページ <https://www.town.kawanishi.yamagata.jp>

■社会福祉法人川西町社会福祉協議会

〒999-0121 川西町大字上小松 2918-2 TEL 0238-46-3040

ホームページ <http://www.kawanishi-syakyo.or.jp>

